

白井市
SHIROI
2026

白井市都市マスタープラン

令和8年（2026年）3月改定



白井市都市マスタープランの改定にあたって

白井市は、昭和40年代に白井第1・第2工業団地が造成され、金属加工業などの第2次産業の集積が進むとともに、昭和54年からは千葉ニュータウン地区への入居が始まると人口が急激に増加し、それまでの農業中心の第1次産業のまちから、農業・工業・商業のバランスの取れた首都近郊の都市として発展してきました。

しかしながら、現在、ニュータウンの街開きから半世紀を迎え、開発当初に整備した公共施設や道路等の社会インフラの老朽化などの課題が顕在化していることに加え、近年の少子化・高齢化の進展により、人口の減少やコミュニティの希薄化によるまちの活力の減退が憂慮されています。

これらの課題への対応に加え、今後の都市づくりにおいては、成田空港の機能強化や北千葉道路の延伸等の整備の進展やその効果を見据え、中・長期的、かつ広域的な視点に立って、市の立地特性を生かした新たな施策を計画的に展開していくことが求められます。

そのためには、市の都市づくりの基本方針である「白井市都市マスタープラン」と、まちづくりの最上位計画である「白井市第6次総合計画」とが相互に連携・連動することにより、活力に満ちた持続可能なまちづくりを推進していくことが重要です。

このことを踏まえ、改定した都市マスタープランでは、これまでの都市マスタープランを踏襲・発展させた「住みやすい都市づくり」、「みどりが包む都市づくり」、「拠点がつながる都市づくり」の3つの戦略プランに加え、新たに「産業を支える都市づくり」、「災害に強い都市づくり」、「多様な主体の連携・協働による都市づくり」を加えた6つの戦略プランを定め、その上で、土地利用の方針、都市施設の整備方針、地区別の重点方針などの基本的な都市づくりの方向性を示し、各施策を体系的に推進することで、第6次総合計画で定めた市の将来像である「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」の実現を都市計画の観点から目指していくこととしています。

引き続き、都市マスタープランに基づき、地域力や市民力を活かした都市づくりを進めてまいりますので、市民の皆様や関係者の方々のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この都市マスタープランの改定にあたり、ワークショップなどにおいて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、都市計画審議会委員の皆様並びに関係各位に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和8年3月 白井市長 笠井 喜久雄



目次

第1章 計画の概要 1

- 1 白井市都市マスタープランの位置づけと役割 2
- 2 計画期間 3
- 3 これまでのまちづくりの変遷 4
- 4 改定の趣旨 7
- 5 全体構成 7

第2章 都市づくりの基本理念と将来像 9

- 1 基本理念 10
- 2 将来像 11
- 3 将来人口 12
- 4 将来都市構造 14

第3章 都市づくりの前提とする特性と課題 15

- 1 人口・生活 16
- 2 土地利用・産業 20
- 3 公共施設等 26
- 4 交通・移動 28
- 5 減災・防災・防犯 32
- 6 自然環境 35

第4章 戦略プラン 37

- 1 戦略について 38
- 2 本計画における都市づくりを進める6つの戦略 40



第5章 分野別の基本方針 53

- 1 土地利用の方針..... 54
- 2 都市施設の整備方針..... 60
- 3 都市環境の形成方針..... 69
- 4 都市景観の形成方針..... 72
- 5 都市防災の方針..... 73

第6章 地区別の基本方針 75

- 1 第1地区の都市づくりの重点方針 78
- 2 第2地区の都市づくりの重点方針 82
- 3 第3地区の都市づくりの重点方針 86
- 4 第4地区の都市づくりの重点方針 90
- 5 第5地区の都市づくりの重点方針 94
- 6 第6地区の都市づくりの重点方針 98

第7章 都市づくりの推進方針 103

- 1 都市づくりに関連する制度等の活用..... 104
- 2 その他の関連法・計画との連携..... 106
- 3 都市づくりの推進体制の充実..... 108

参考資料 109



第1章

計画の概要

- 1 白井市都市マスタープランの位置づけと役割
- 2 計画期間
- 3 これまでのまちづくりの変遷
- 4 改定の趣旨
- 5 全体構成

第1章 計画の概要

1 白井市都市マスタープランの位置づけと役割

白井市都市マスタープラン(以下「本計画」とします)は、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(本項において「基本方針」とします)として、市の将来都市像や土地利用などの方針を明らかにし、都市計画の方向性を定める役割を担います。

市が定める都市計画は、その基本方針に即したものでなければならないとされています(都市計画法第18条の2第4項)。

(1) 位置づけ

本計画は、本市の行政運営の最上位に位置する計画である「白井市第6次総合計画」及び千葉県が策定する「広域都市計画マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)」に即するものとします。

本市における都市計画は、本計画に即して決定します。

また、都市分野に関わる本市の各種計画は、「白井市第6次総合計画」「広域都市計画マスタープラン」及び本計画に即して策定するものとします。

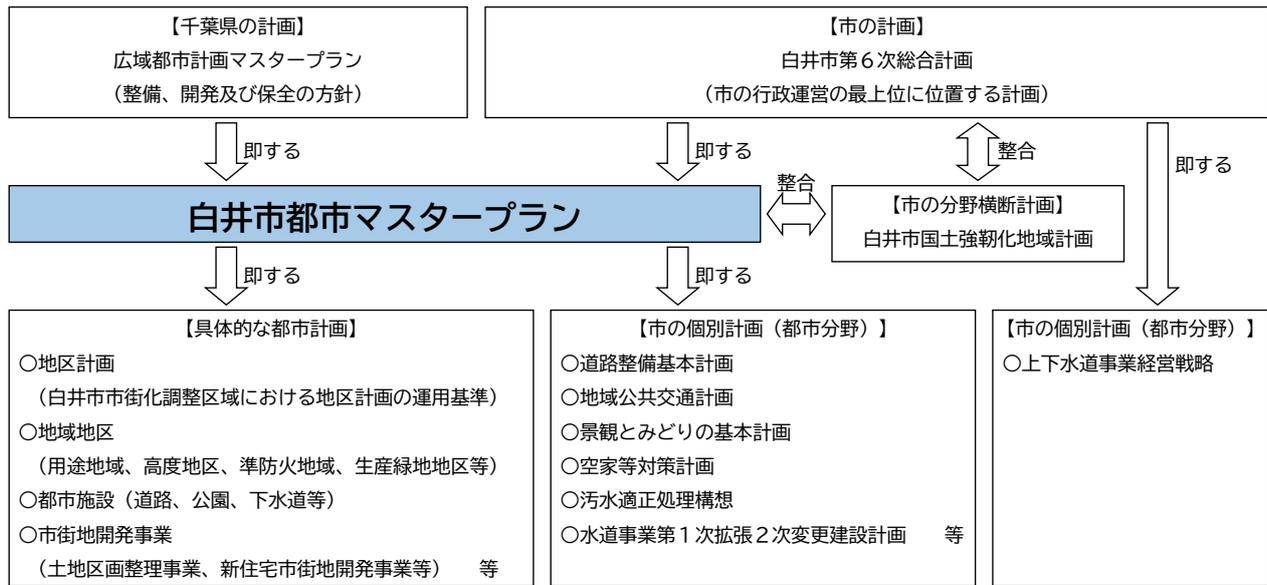


図 本計画の位置づけ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(2) 役割

本計画は、市のまちづくりを進めるにあたって、以下の役割があります。

① 市が目指すべき将来都市像を明らかにする

市の実情や特徴、市民の意向を踏まえたうえで、概ね20年後に市が目指すべき将来像を明らかにし、今後のまちづくりの方向性を示します。

② 市が定める都市計画の指針となる

市内における都市計画の決定・変更にあたっての指針となります。

③ まちづくりにあたっての合意形成の円滑化

今後のまちづくりの方向性が明確に示されることで、まちづくりにあたって各主体(住民・企業・行政)間の合意形成の円滑化が図れます。

2 計画期間

本計画は、初年度を令和8年度(2026年度)、目標年次を令和27年度(2045年度)とします。

「白井市第6次総合計画」の最終年度である令和17年度(2035年度)に改定を行い、市の総合計画との整合を図るものとします。

なお、目標年次内に「広域都市計画マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)」の見直しが行われた場合や、市を取り巻く社会情勢が変化した場合には、必要に応じて本計画も併せて見直すこととします。

3 これまでのまちづくりの変遷

(1) 江戸時代までの白井市

① 集落の形成(江戸時代以前)

旧石器時代の遺跡が市内各所にみられ、古くから人々の営みがありました。手賀沼に近い平塚地区や印旛沼に近い神崎川・二重川周辺の台地部には縄文時代や弥生時代の遺跡が多くあり、人々が住み生活を営んでいたことがうかがえます。

鎌倉時代には千葉氏の支配下におかれ、平坦な台地上には軍馬用の牧が整備されました。

こういった土地利用は、現在も谷津田の景観や野馬土手の遺構などからうかがい知ることができま

す。

② 道・宿場町の形成(江戸時代)

江戸時代初期に、銚子から利根川を経て江戸へ向かう道の一つとして「鹿嶋道」が整備されました。「鹿嶋道」沿いには「白井宿」が整備され、旅籠や茶屋が並ぶ宿場町として発展しました。

現在も、旧白井宿周辺には市街地が形成されています。

「鹿嶋道」以外の主要な交通路として、平塚から富塚を経て松戸へ向かう「鮮魚(なま)道」が整備されました。

「鮮魚道」は、銚子で漁獲された魚を新鮮なうちに江戸に運ぶ道として機能したほか、江戸文化を流入させるのに大きな役割を果たしました。

手賀沼・神崎川周辺では新田開発が進められ、新たに集落が形成されました。

③ 中野牧・印西牧の設置(江戸時代)

本市が位置する下総台地は、戦国時代以前から軍馬の育成のための牧場として利用されてきました。

江戸時代には、幕府の軍馬を育成する御用牧として、小金五牧(高田台牧・上野牧・中野牧・下野牧・印西牧)が設置されました。

本市域が関係するのは、中野牧・印西牧であり、牧では馬が飼育されました。

(2) 開拓事業・白井村の誕生（明治時代）

明治時代に牧は払い下げられ、開拓が進められました。

また、政府の政策により村の合併が進み、明治22年(1889年)に白井村が誕生しました。

さらに昭和29年(1954年)に永治村の一部と合併し、今の白井市へと至ります。

(3) 戦後の開拓事業・農地解放

第二次世界大戦後、海外からの引揚げ者や戦争による離職者の就業確保と食糧問題解決のため、国策として緊急開拓事業が実施されました。

本市内では、事業の一つとして、富士地区の開拓が行われました。

また、GHQの農地改革指令を受け、本市内では昭和22年(1947年)から地主からの土地買収が始まり、自作農民への農地解放が進められました。

農地解放により、多数の農民が永年作物を栽培できるようになったことで、当時の米軍白井基地向けの麦作などが広がりました。

その後、米国産麦の輸入で麦の相場が暴落したのちに、特産品である梨の栽培が大きく広がったと言われています。

(4) 白井工業団地の誕生・国道16号の開通

昭和45年(1970年)には国道16号の白井―千葉間が、昭和49年(1974年)には白井―野田間が開通しました。

このことにより、本市から柏・千葉方面への移動にあたっての利便性が向上しました。

また、国道16号の周辺地域では、次々と工業団地が形成され、本市内では、昭和42年(1967年)から昭和49年(1974年)にかけて白井第一・第二工業団地が誕生しました。

昭和54年(1979年)に千葉ニュータウンの入居が開始され、昭和40年(1965年)には人口8千人で第一次産業従事者の比率は70%を占めていましたが、昭和55年(1980年)には人口が2万人を超え、第二次産業従事者の比率も30.9%となり、第一次産業従事者比率(20.2%)を逆転することとなりました。

(5) 千葉ニュータウン開発

① 千葉ニュータウン事業による宅地開発

戦後の高度経済成長により首都圏に人口が集中したことで、都心部では住宅や宅地が不足していました。

そのため、政府は昭和38年(1963年)に新住宅市街地開発法を制定し、公団等による大規模住宅開発を可能にしました。

千葉県では、北総開発鉄道(当時)北総線沿線に宅地を一体として整備し、北総地域の中核都市を形成する「千葉県北部地区新住宅市街地開発事業」(以下「千葉ニュータウン事業」とします)が昭和44年(1969年)に施行決定され、ニュータウン開発が行われました。

本市では、昭和54年(1979年)にニュータウンへの入居が開始すると、市内の人口が急速に増加しました。

それに伴って、商店街やみどり豊かな公園、遊歩道なども整備され、都市化が進みました。

② 北総線の開業・国道464号の整備

ニュータウンへの入居開始と同年の昭和54年(1979年)には、北総開発鉄道(当時)第1期線として北初富駅－小室駅間が開業し、本市内では西白井駅と白井駅が設置されました。

平成3年(1991年)には、北総線の京成高砂駅－新鎌ヶ谷駅間が開業したことで、本市内から東京都心への移動時間が短縮されました。

北総線沿線には国道464号が整備され、現在も本市と印西市や成田市を接続するルートとして機能しています。

(6) 今後の動き

現在、本市を通過する北千葉道路の延伸事業が進められており、本市から東京都心や成田空港方面へのアクセス性向上が期待されています。

また、成田空港では滑走路の拡張事業が進められており、本市周辺における物流や人流の増加が予想されます。

さらに、本市は頑丈な地盤を誇る下総台地の上に位置しており、付近に活断層が見受けられないことなどから、物流施設等の需要が高まっています。

一方、千葉ニュータウン事業による街開きから40年以上が経過する中で、街開き当初に転入した市民の高齢化や公共施設の老朽化などといった、本市におけるまちづくり上の課題はより顕著になっていくことが予想されます。

これらのことから、今後も本市のまちづくりを取り巻く環境は大きく変化することが考えられます。

4 改定の趣旨

本市では、平成28年(2016年)3月に本計画を策定し、「白井市第5次総合計画」で定めた市の将来像である「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向けて、20年後の都市づくりの方針を示しました。

その後、北千葉道路の都市計画手続きが大幅に進捗したことから、令和3年(2021年)3月に本計画を一部改正しました。

本計画の改正後に、本市内に物流施設等が進出するなど、新たな土地利用の需要が高まっています。また、千葉ニュータウン事業による街開きから40年以上が経過する中で、少子高齢化や公共施設の老朽化などといった、本市におけるまちづくり上の課題はより顕著になっている状況です。

さらに、本市の最上位計画である「白井市第6次総合計画」の策定や、千葉県による「広域都市計画マスタープラン」の策定(「都市計画区域マスタープラン」の内容の見直し)の内容を反映する必要が生じました。

そこで、まちづくり上の課題の変化や社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、上位計画との整合を図るため、本計画を改定することとしました。

5 全体構成

本計画の章立て及び各章の内容は、下表のとおりです。

第1章 計画の概要	・ 本計画の位置づけや役割、計画期間、本計画改定の趣旨を示します。
第2章 都市づくりの基本理念と将来像	・ 上位計画や都市づくりの課題を踏まえ、「基本理念」「将来像」「将来人口」「将来都市構造」を示します。
第3章 都市づくりの前提とする特性と課題	・ 本市の特性を示すとともに、各種データ及びアンケート調査より都市づくりの課題を抽出します。
第4章 戦略プラン	・ 第2章に示す「将来像」の実現に向け、6つの戦略を定めます。
第5章 分野別の基本方針	・ 土地利用の基本的な考え方や方針について、市域を「市街地ゾーン(住居系中心)」「市街地ゾーン(産業系中心)」「地域の魅力活用エリア」「中心都市拠点・生活拠点」に分けて示します。 ・ また、本市における「都市施設の整備」「都市環境の形成」「都市景観の形成」「都市防災」の方針を示します。
第6章 地区別の基本方針	・ 市域を6地区に分割し、各地区における都市づくりの方針を示します。
第7章 都市づくりの推進方針	・ 第2章に示す「将来都市構造」を実現するための都市づくりの推進方針について示します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第2章

都市づくりの基本理念と将来像

- 1 基本理念
- 2 将来像
- 3 将来人口
- 4 将来都市構造

第2章 都市づくりの基本理念と将来像

1 基本理念

「白井市第6次総合計画」では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想として、「安全なまちで安心なくらし」「健全なまちで健康なくらし」「便利なまちで快適なくらし」を基本理念として定めています。

本計画においても、「都市づくりの基本理念」としてこれを継承します。

■ 「白井市第6次総合計画基本構想」より抜粋

白井市を取り巻く環境は、社会経済情勢によって大きく変化しています。人口減少や少子高齢化、物価高騰、環境問題、災害の激甚化など、対応すべき社会課題は多様化し、厳しさを増しています。このような厳しい情勢であっても、行政や市民だけでなく、白井市に関わる全ての人々が連携・協働することで、“心とくらしの豊かさを享受しつつ、幸せを実現”できると考えます。

そこで、第6次総合計画では、第5次総合計画の基本理念を踏まえつつ、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想として定めます。理想を実現するためには、「安心なくらし」「健康なくらし」「快適なくらし」を営むことが重要と考えます。この3つのくらしは、「安全なまち」「健全なまち」「便利なまち」を基盤とすることで、実現されるものです。



図 まちづくりの基本理念の考え方

安全なまちで安心なくらし

緊急時や災害時の備え、インフラの整備、住民同士の助け合いなどによって、“あらゆるリスクへの対策が立てられている”安全なまちを構築することで、誰もが安心してらせることです。

健全なまちで健康なくらし

住民同士の社会的なつながりや、自然と都市が融合した生活環境などによって、“地域が持続的に発展し調和がとれた”健全なまちを構築することで、誰もが心身共に健康的にくらせることです。

便利なまちで快適なくらし

生活に必要な商業施設の充実や、移動手段の確保などによって、“あらゆる人の日常生活の環境が整った”便利なまちを構築することで、子どもから高齢者まで誰もが快適にくらせることです。

2 将来像

「白井市第6次総合計画」においては、「循環」「挑戦」「守り」をキーワードに、将来像を以下のように定めています。

本計画においても、この将来像を継承します。

「白井市第6次総合計画基本構想」より抜粋



白井市は千葉ニュータウン事業に併せて同時期に多くの世帯が入居してきたため、今後、住民の高齢化及び建物やインフラの老朽化が急速に進んでいくことが予想されます。在来地区では、産業構造の変化や担い手不足により、農を中心とした営みが衰退しつつあります。こうしたリスクに対して、白井市に備わった資源を「循環」させ、関係する様々な人々が持続可能な営みを実現できるような環境や仕組みを生み出さなければなりません。



広く国内や世界に目を向けると、社会課題は多様化、複雑化していますが、技術革新や生活様式の変化などによって、新たな対応策も生まれています。特に、千葉ニュータウンエリアは、近年、データセンターや物流倉庫の立地場所として注目を集めるほか、今後は成田空港の拡張や北千葉道路の延伸などによって、新たな開発需要なども見込まれます。こうした社会潮流を捉え、新たな「挑戦」に踏み出すことが求められています。



一方で、白井市には、豊かな自然環境や千葉ニュータウン事業で整備された良好な住環境があり、人とのつながりの中で白井らしい文化を育んできました。新たな循環を活性化し挑戦する中でも、将来の少子高齢化や人口減少を見据えながら、こうした環境や文化を「守り」、次世代に継承していかなければなりません。

以上を踏まえ、白井市の将来像を次のように定めます。



世代を超えた
笑顔と豊かさを
未来へつなぐまち

3 将来人口

「白井市第6次総合計画」では、令和17年(2035年)の人口を60,800人と推計し、将来にわたって、人口60,000人(6万人)を維持することを目指しています。

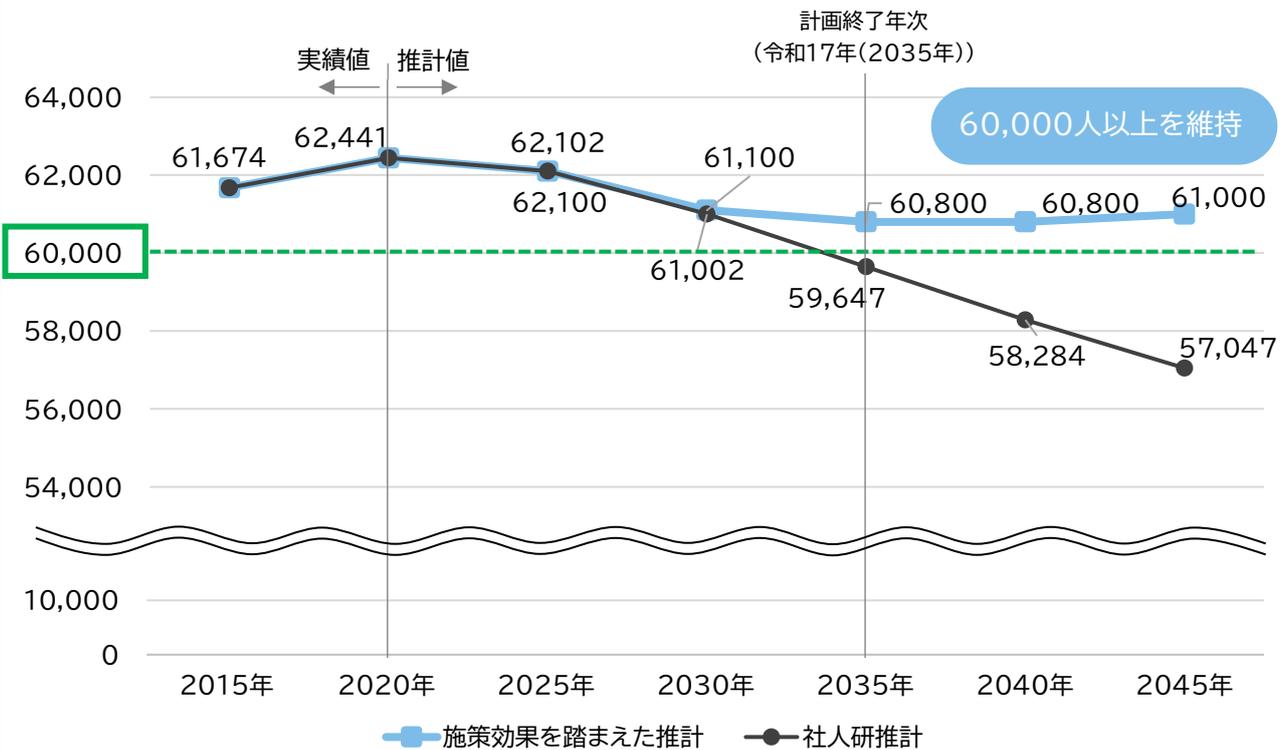
本計画においても、この計画フレームを継承します。

■ 「白井市第6次総合計画基本構想」より抜粋

ア 総人口

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」において、白井市の人口は令和2年(2020年)から減少に転じ、本基本構想の目標年次である令和17年(2035年)には59,647人となる見込みです。

将来像に向けて、白井市に関わる全ての人々が連携・協働してまちづくりを進めることで、多様な世代の定住や、市内外で白井市に関わる人々が増えていくことを想定し、人口6万人以上を維持することを目指します。

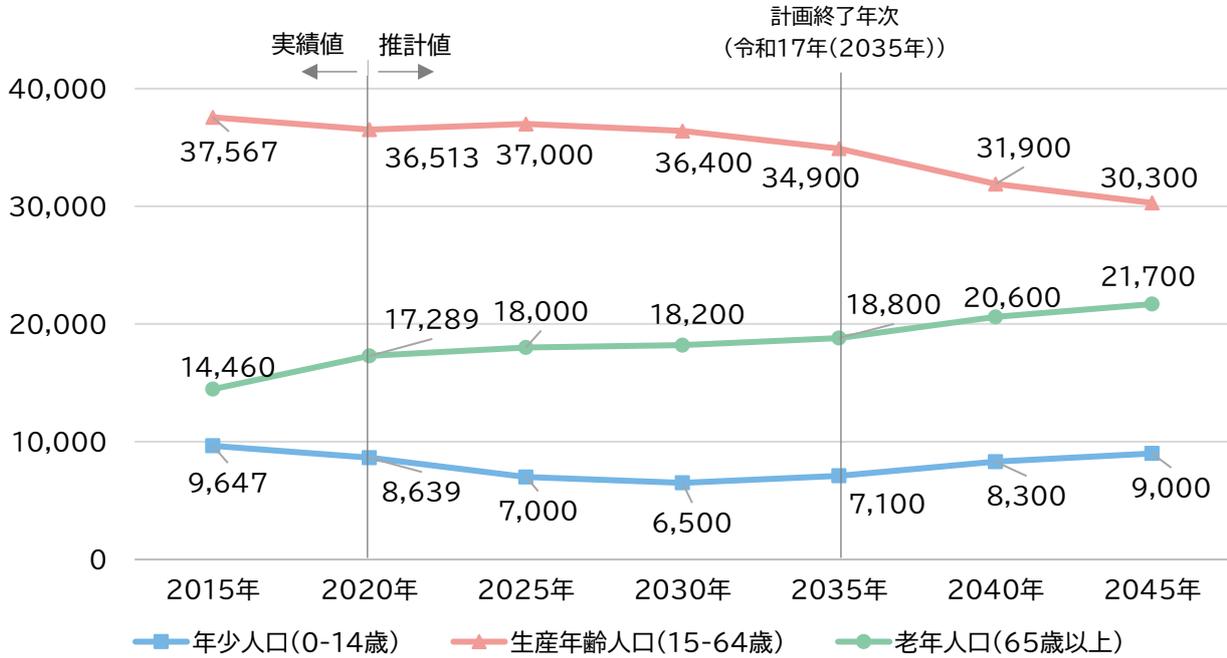


(出典)国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、白井市「令和6年度人口推計報告書」

図 白井市の将来人口推計(総人口)

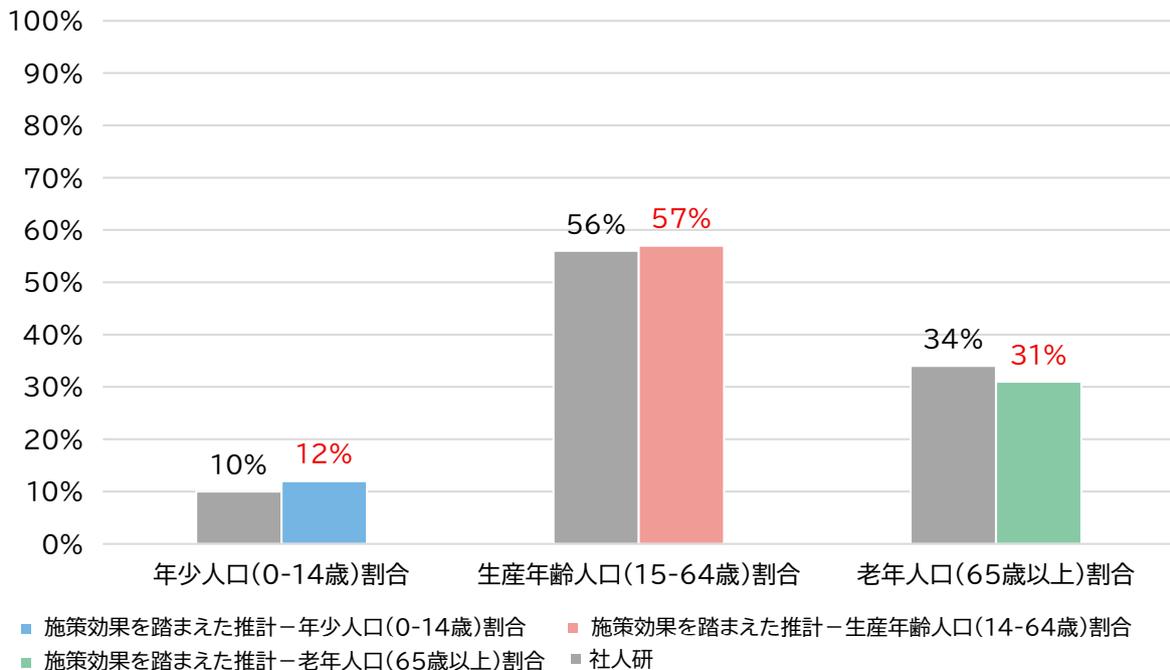
イ 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口については、65歳以上の高齢者人口が増加する一方で、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向ですが、若い世代や子育て世代への支援の充実によって、生産年齢人口の減少を緩やかにし、年少人口を維持することを見込みます。



(出典)白井市「令和6年度人口推計報告書」

図 施策効果を踏まえた白井市の将来人口推計(年齢3区分別人口)



社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、白井市「令和6年度人口推計報告書」

図 令和17年(2035年)における白井市の将来人口推計(年齢3区分別人口割合)

4 将来都市構造

「白井市第6次総合計画」では、以下のような将来都市構造を定め、ゾーンや拠点、軸を定めています。本計画においても、この将来都市構造を継承します。

■ 「白井市第6次総合計画基本構想」より抜粋

これまで築き上げてきた白井市の財産であるみどりを活かすために、白井市全域で「人とみどりの共生」を意識し、みどりを活かした美しい景観やおしゃれさの追求など人とみどりが共生するまちづくりを進めます。

中でも「地域の魅力活用エリア」では、地域の特性や魅力を活かしたまちづくりを進め、「市街地ゾーン」では、人のくらしや産業を中心としたまちづくりを進めます。

「中心都市拠点」では、コンパクトでにぎわいのある拠点づくりを進め、「生活拠点」では、地域住民のくらしを支える拠点づくりを進めます。

また、「広域幹線軸」や「地域軸」では、利便性を活かして沿道などに産業を誘致し、「中心都市拠点」や「生活拠点」と市内の各地域、そして市外を各軸によって結ぶことで、にぎわいの創出や利便性の向上を図ります。

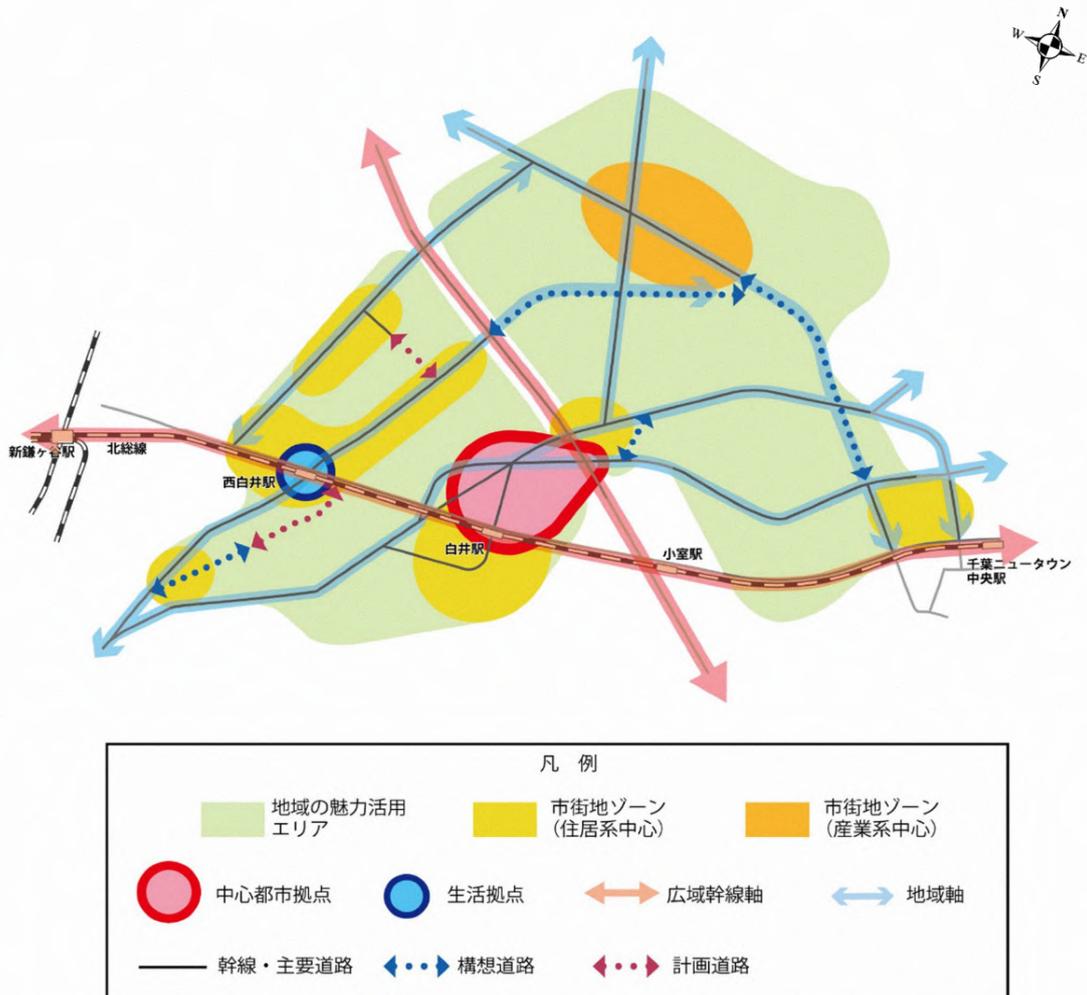


図 10年後の白井市の将来都市構造図

第3章

都市づくりの前提とする特性と課題

- 1 人口・生活
- 2 土地利用・産業
- 3 公共施設等
- 4 交通・移動
- 5 減災・防災・防犯
- 6 自然環境

第3章 都市づくりの前提とする特性と課題

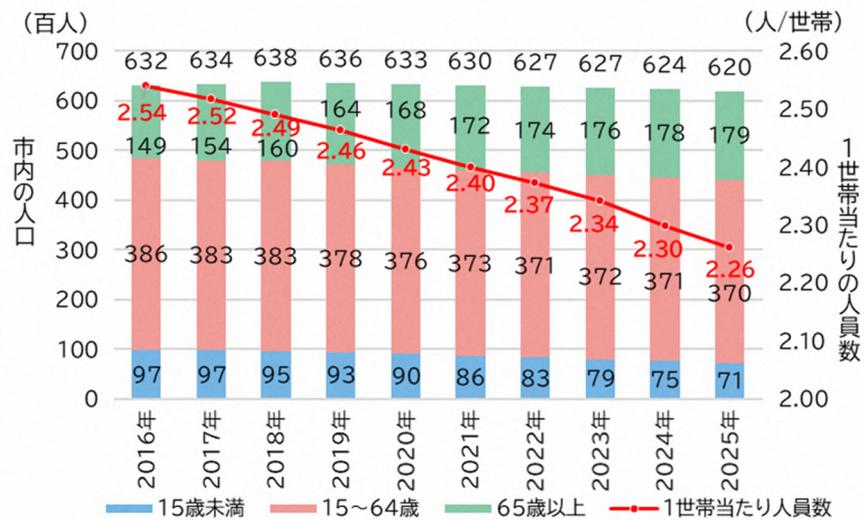
1 人口・生活

市内の人口は、令和7年(2025年)3月末時点で61,974人となっています。

総人口は、平成30年(2018年)までは増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じています。

一方で、高齢者の人口は現在も増加傾向にあり、今後もその傾向は続くことが見込まれています。

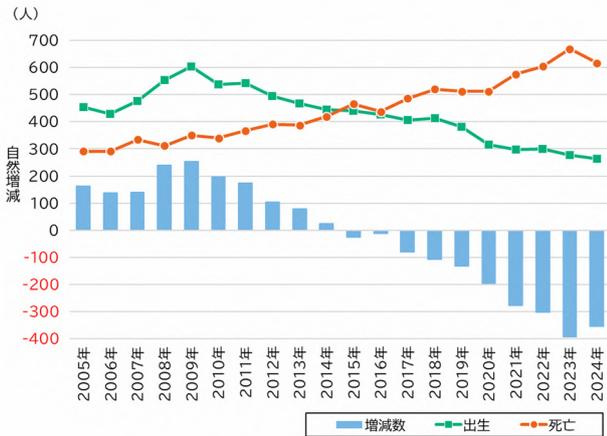
1世帯当たりの人員数は、令和7年(2025年)3月末時点で2.26人であり、近年減少傾向にあります。



出典:住民基本台帳人口

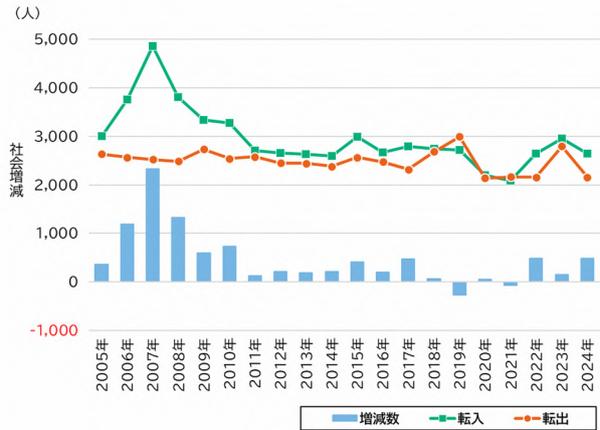
図 年代別の人口推移・1世帯当たりの人員数推移

人口の自然増減・社会増減の推移に着目すると、近年では自然減の傾向にあります。



出典:千葉県毎月常住人口調査

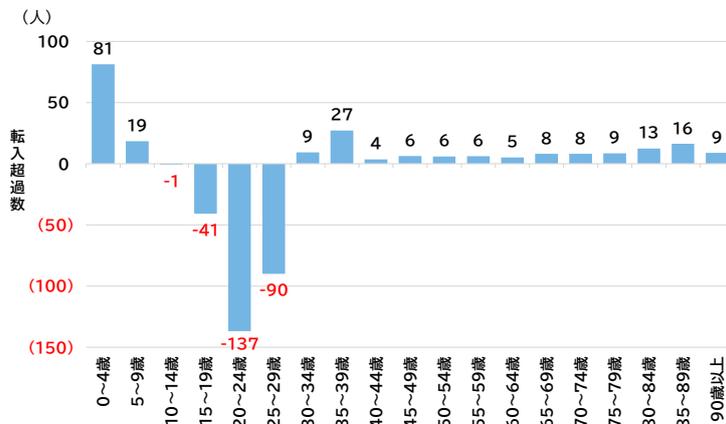
図 出生数・死亡数・自然増減数の推移



出典:千葉県毎月常住人口調査

図 転入数・転出数・社会増減数の推移

また、近年における本市の転出入の状況を年代別にみると、15歳から19歳、20歳から24歳及び25歳から29歳の3区分の転出超過が顕著となっています。

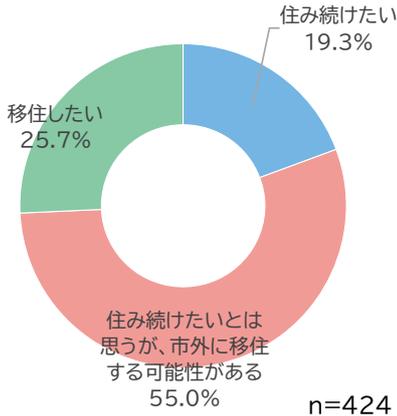


出典:住民基本台帳人口移動報告

図 年代別の転入超過数
(平成26年～令和5年(2014~2023年)における年平均値)

同様に、令和6年(2024年)2月に行ったアンケート調査による若い世代や高校生世代の今後の居住意向をみると、若い世代では「住み続けたいとは思いますが、市外に移住する可能性がある」と回答した割合が半数を超え、高校生世代では「住み続けたい」と回答した割合は約2割にとどまります。

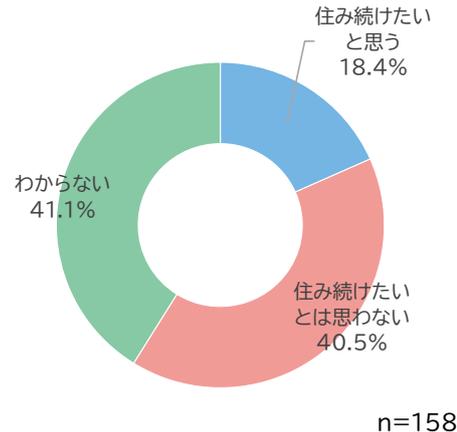
「若い世代アンケート調査」
 対象:18歳から35歳
 Q.あなたは、将来的なライフプラン(就労、妊娠、出産、子育てなど)を想定したとき、白井市に住み続けたいと思いますか。それとも市外に移住したいと思いますか。



出典:若い世代アンケート調査(令和6年(2024年)2月)

図 若い世代の居住意向

「高校生世代アンケート調査」
 対象:15歳から17歳
 Q.18歳時点(高校生の場合、高校卒業時点)で希望する進路よりさらにあと、将来的なライフステージ(結婚、妊娠出産、子育てなど)の中で、白井市に住み続けたいと思いますか。

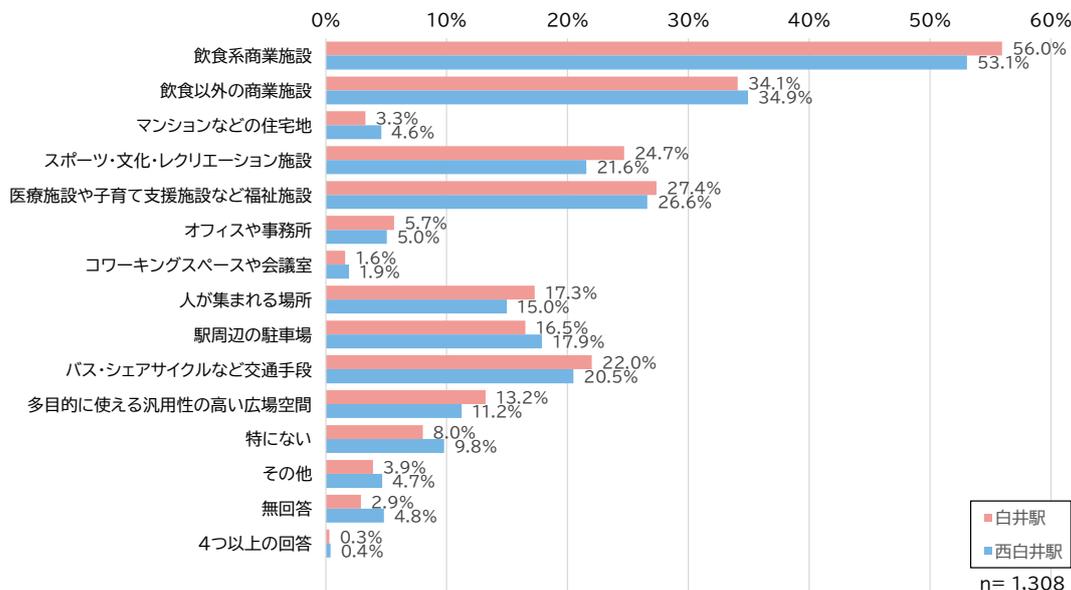


出典:高校生世代アンケート調査(令和6年(2024年)2月)

図 高校生世代の居住意向

令和6年(2024年)1月に行った住民意識調査では、白井駅及び西白井駅周辺に求める都市機能として、飲食店・商業施設と回答した割合が高くなっていることから、市内の拠点となる地域におけるにぎわいづくりを求める声が多いことが推察されます。

「住民意識調査」
 Q.あなたが、白井駅及び西白井駅(駅から約200~300mの範囲)で特に重要であると考えられる施設・機能は何か。3つまで○



出典:第15回住民意識調査結果報告書(令和6年(2024年)1月)

図 白井駅及び西白井駅周辺に求める都市機能

【人口・生活に関する課題】

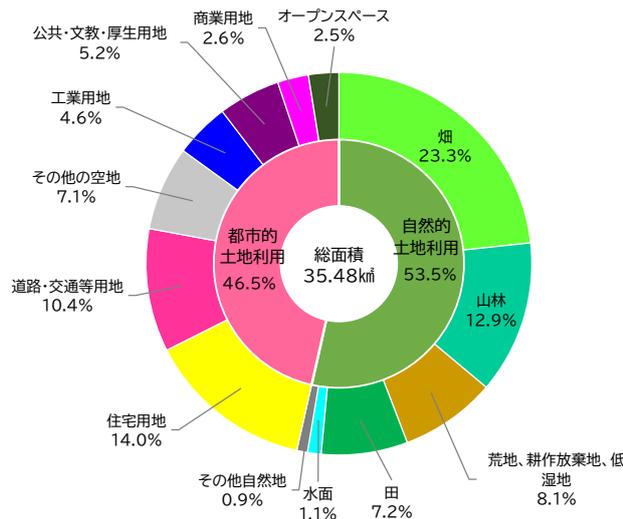
- 市内における高齢化が今後も進行することが見込まれていることから、年代別の人口のバランスを保つことや、高齢化の進展を見据えた環境の整備が重要です。
- 1世帯当たりの人員数が減少傾向にあり、市民と地域とのつながりが希薄化することが懸念されます。地域コミュニティをいかに持続的に運営し、多様な市民が地域社会に参画できる仕組みをつくるかが課題です。
- 市内における人口の自然減が進んでいること、若い世代のうち、10代から20代の転出超過が多いこと、確実に定住が見込まれる若い世代が少ないことから、特に市の将来を担う子育て世代にとっての「居住地としての魅力向上」が必要です。
- 駅前において飲食店・商業施設等を求める声が多いことから、住民や事業者と連携して、市内の拠点となる市街地においてにぎわいを創出することが求められます。

2 土地利用・産業

土地利用をみると、本市は都心から30km圏にありながら、自然的土地利用が市域の半分以上を占め、農地や山林、神崎川や下手賀沼、金山落といった多様な自然資源にあふれています。

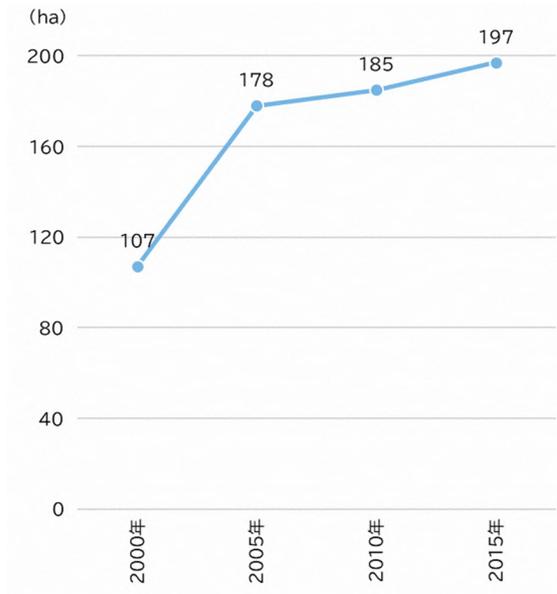
しかしながら、農業の担い手の減少などにより、市内の耕作放棄地面積は増加傾向にあります。

都市的土地利用に着目すると、千葉ニュータウン地域をはじめとする市街地においては、未開発の区域は限られている状況です。



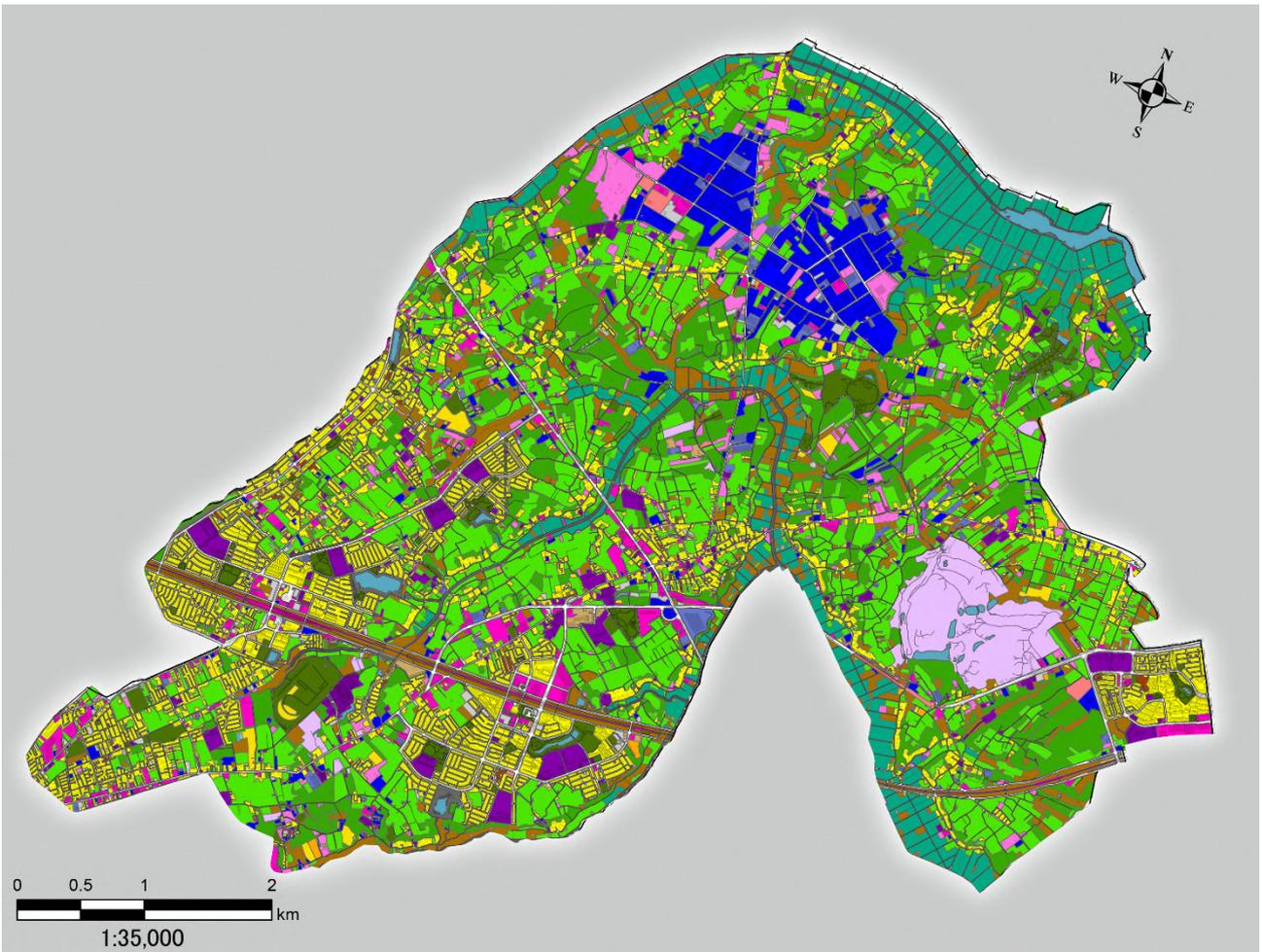
出典：令和3年度白井市都市計画基礎調査

図 土地利用の面積割合 (令和3年 (2021年))



出典：農林業センサス

図 耕作放棄地面積推移



凡例

田	住宅用地	その他の空地①	道路用地
畑	商業用地	その他の空地②	交通施設用地
荒地、耕作放棄地、低湿地	工業用地	その他の空地③	
山林	運輸施設用地	その他の空地④(建物跡地等、都市的低未利用地)	
水面	公共施設用地	その他の空地④(未建築宅地(造成完了))	
その他自然地	文教・厚生用地	その他の空地④(用途変更中の土地(造成中))	
	オープンスペース	その他の空地④(屋外利用他(資材置場等))	

出典：令和3年度白井市都市計画基礎調査

図 土地利用現況図（令和3年（2021年））

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第3章 都市づくりの前提とする特性と課題

本市の都市計画の状況を見ると、市域の76.1%が市街化調整区域で、市街化区域は23.9%となっています。

市街化区域の内、68.3%は住居系の用途地域が占めています。

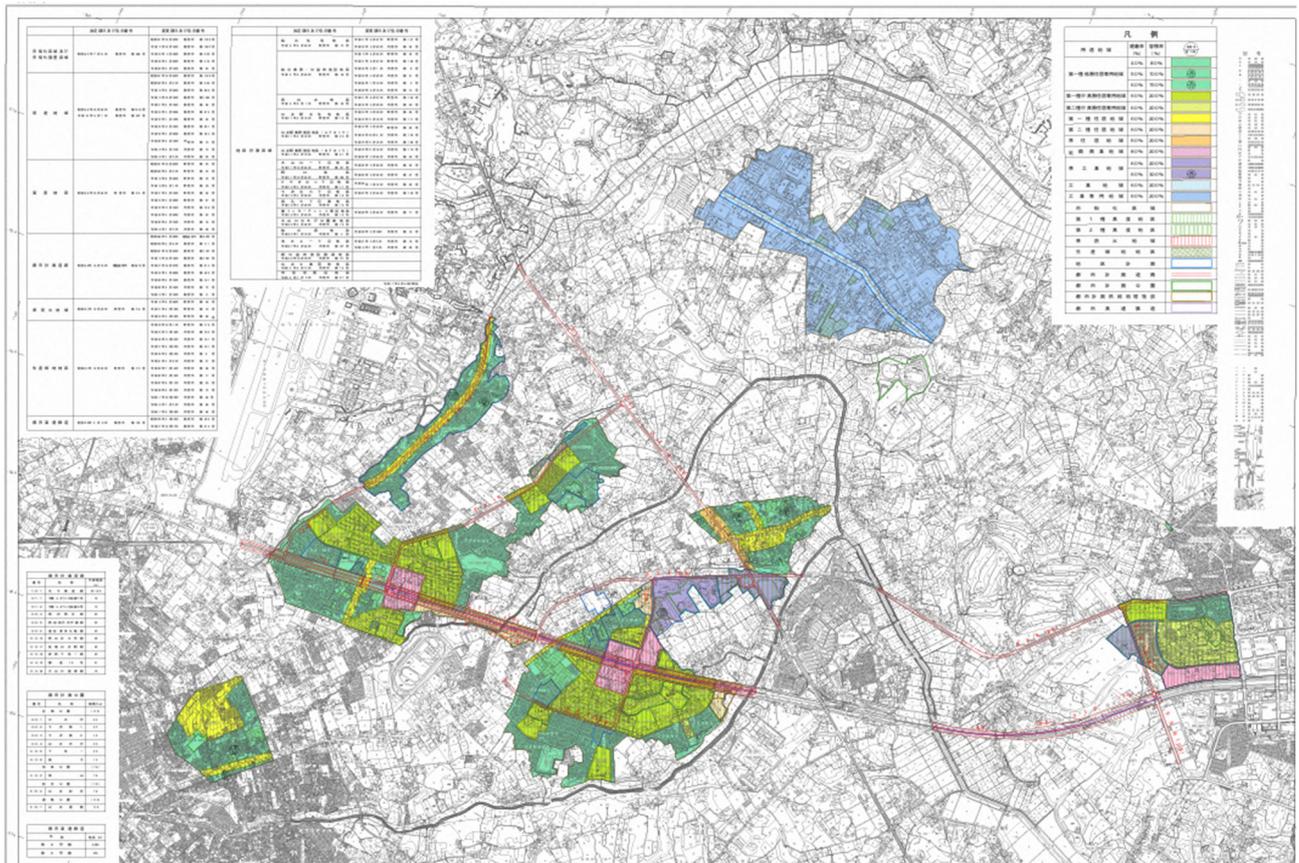


図 白井市都市計画図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

表 区域区分と用途地域の状況（令和4年（2022年））

		面積	市域に 対する割合	市街化区域に 対する割合		市域に 対する割合	市街化区域に 対する割合	
都市計画区域(市内全域)		3,541ha (3,548ha)						
市街化調整区域		約2,696ha						
市街化区域	1	第1種低層住居専用地域	約301ha	約8.5%	約35.6%	住居系用途 約577ha	約16.3%	約68.3%
	2	第1種中高層住居専用地域	約154ha	約4.3%	約18.2%			
	3	第2種中高層住居専用地域	約27ha	約0.8%	約3.2%			
	4	第1種住居地域	約55ha	約1.5%	約6.5%			
	5	第2種住居地域	約34ha	約1.0%	約4.0%			
	6	準住居地域	約6ha	約0.2%	約0.7%			
	7	近隣商業地域	約39ha	約1.1%	約4.6%	商業系用途 約39ha	約1.1%	約4.6%
	8	準工業地域	約36ha	約1.0%	約4.3%	工業系用途 約229ha	約6.5%	約27.1%
	9	工業地域	約13.5ha	約0.4%	約1.6%			
	10	工業専用地域	約179.5ha	約5.1%	約21.3%			
合計		約845ha	約24.0%	—	—	—	—	

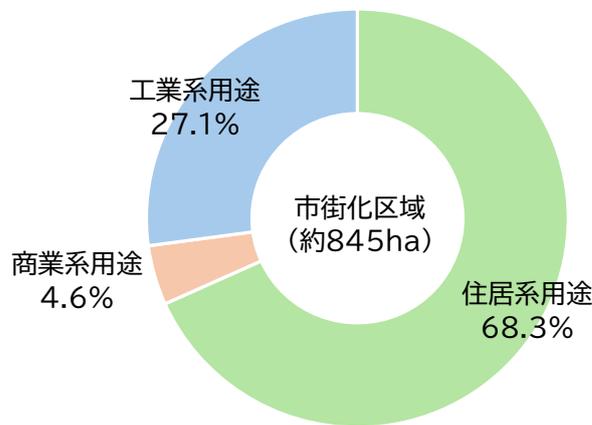


図 市街化区域の用途地域の状況（令和4年（2022年））

本市内には、千葉県の内陸工業団地で最大規模の白井工業団地が立地しているほか、成田空港の拡張や北千葉道路延伸が進められていることから、本市の産業振興にあたってのポテンシャル向上が期待されています。

また、住民意識調査では、市全域の都市づくりに望むこととして「地域経済の活性化や雇用促進のための企業誘致推進に係る都市環境整備」や「現在の市街地の未利用地の活用」を回答した割合が高く、計画的な整備による土地の活用が望まれています。

第1章

第2章

第3章

第4章

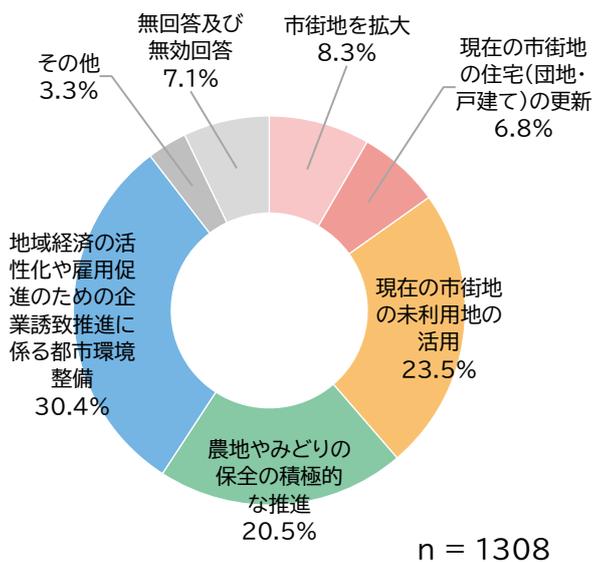
第5章

第6章

第7章

参考資料

《住民意識調査》
Q.あなたが、これからの市全域の都市づくり(土地の使い方や開発の方向性)に望むことは何ですか。



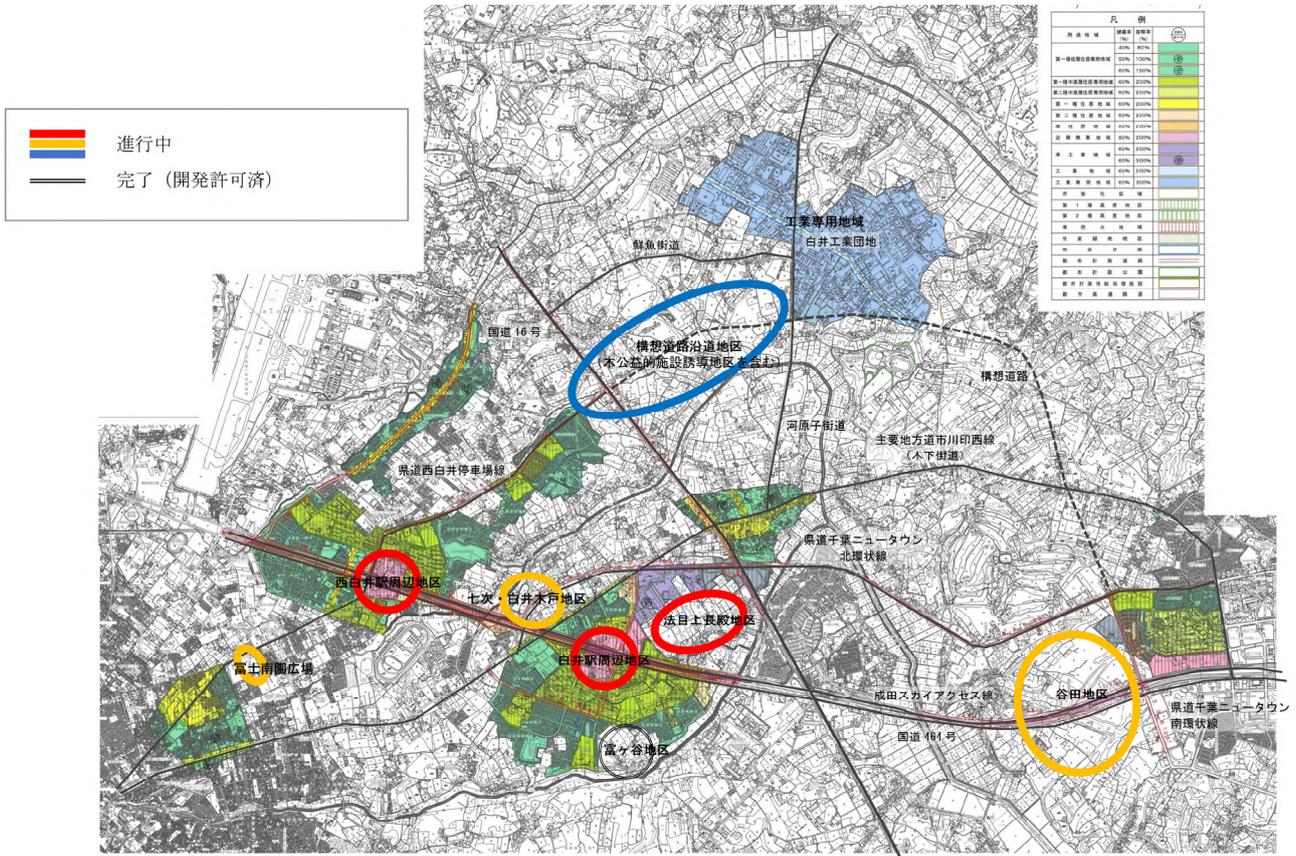
出典:第15回住民意識調査結果報告書(令和6年(2024年)1月)

図 市全域の都市づくりに望むこと

■参考 白井市企業誘致基本方針

本市では、「白井市産業振興ビジョン」を策定し、地域特性や市の強みを活かして産業振興を図るため、農業・商業・工業の視点で分野別ビジョンと基本方針を定めています。

それを踏まえ、「白井市企業誘致基本方針」では、以下の区域が「事業候補地」として示されています。



出典：白井市企業誘致基本方針(白井市 令和8年3月)

図 事業候補地位置図

【土地利用・産業に関する課題】

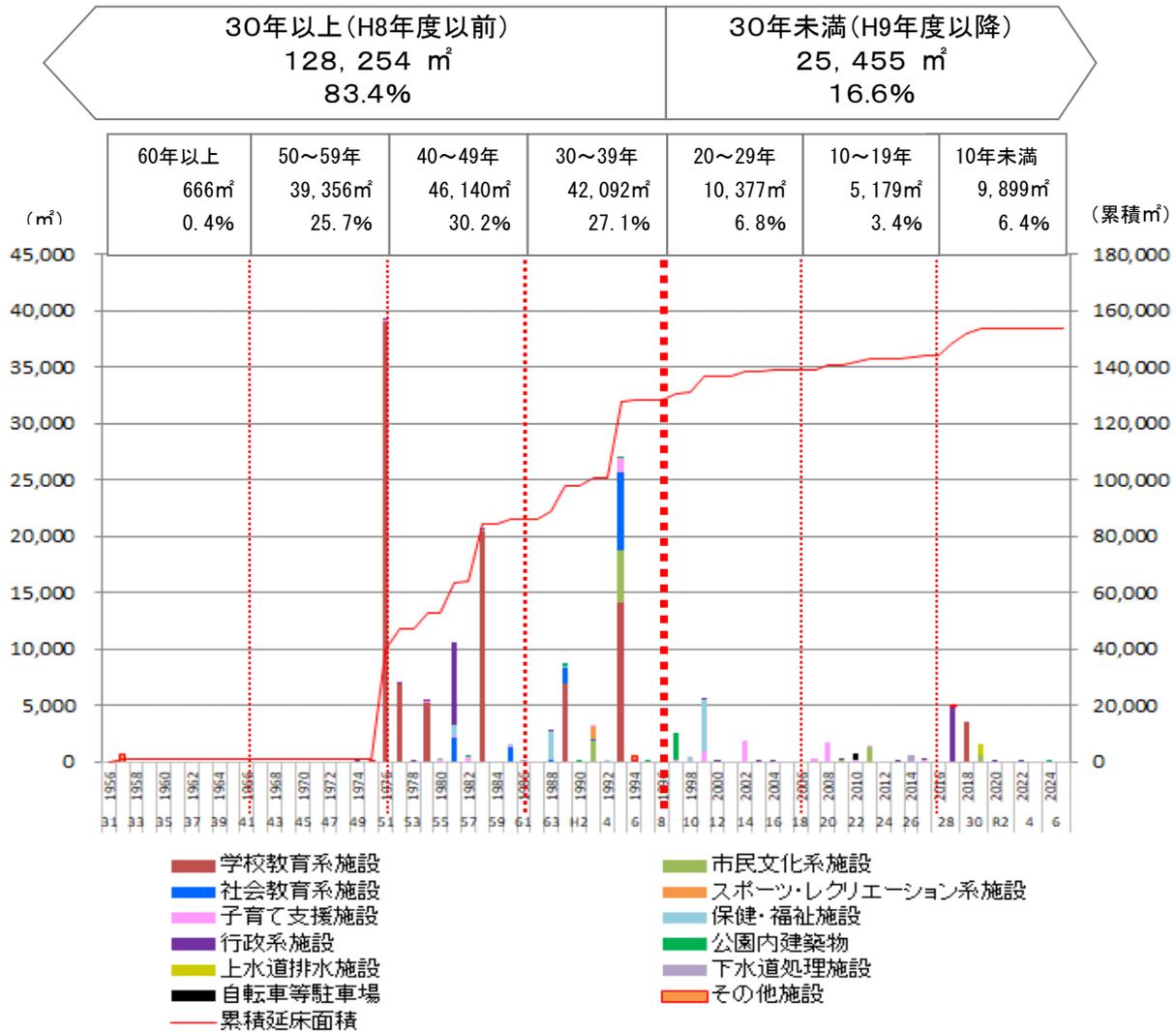
- 本市の半分以上が自然的土地利用を占め、樹林地や草地、谷津田、梨園など、多彩な自然環境が存在しています。また、公園や緑道など、都市的土地利用の中でも多様なみどりが存在しています。こうしたみどりを保全し、自然と共生していくことが重要です。
- しかしながら、本市内における耕作放棄地は増加傾向にある状況です。今後は、農地の健全な保全に努める必要があります。
- 市の継続的な発展を維持していくためには、千葉県の内陸工業団地で最大規模の白井工業団地が立地していること、成田空港の拡張、北千葉道路延伸が進められていることなどを好機と捉え、産業の活性化を図っていくことが求められます。
- 一方、市街化区域内の未利用地は限られていることから、市街化調整区域も含めた市全体の土地利用のあり方の見直し等を検討し、合理的な土地利用を進めていくことが求められます。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

3 公共施設等

本市では、千葉ニュータウン事業による急速な人口増加に伴う行政需要に対応するために、概ね昭和50年(1975年)代から平成初期(平成2年(1990年)頃)にかけて、公共施設を短期間のうちに整備してきました。

千葉ニュータウン事業による街開きから40年以上が経過する中で、公共施設については、今後一斉に建替え等の更新時期を迎えることが見込まれています。



出典：白井市公共施設等総合管理計画

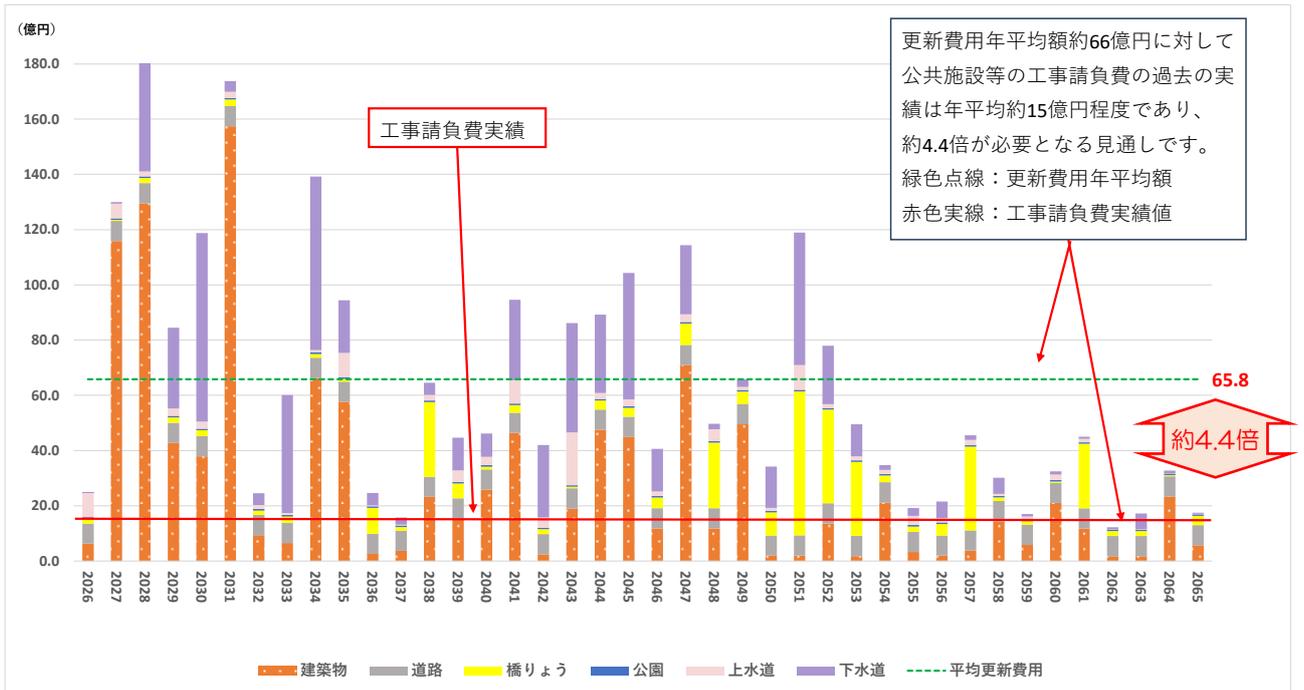
図 建築年度別・用途分類別延床面積（令和6年度（2024年度）末時点）

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料

また、本市内における公共施設の更新費用の総額は、令和4年(2022年)からの40年間で2,632億円であり、1年当たりの平均で約66億円となります。

一方で、本市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績額は、1年当たりの平均で約15億円程度です。

これを、公共施設の更新に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在本市が保有している全ての公共施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約4.4倍の更新費用が必要となります。



出典：白井市公共施設等総合管理計画

図 公共施設等の更新費用推計

【公共施設等に関する課題】

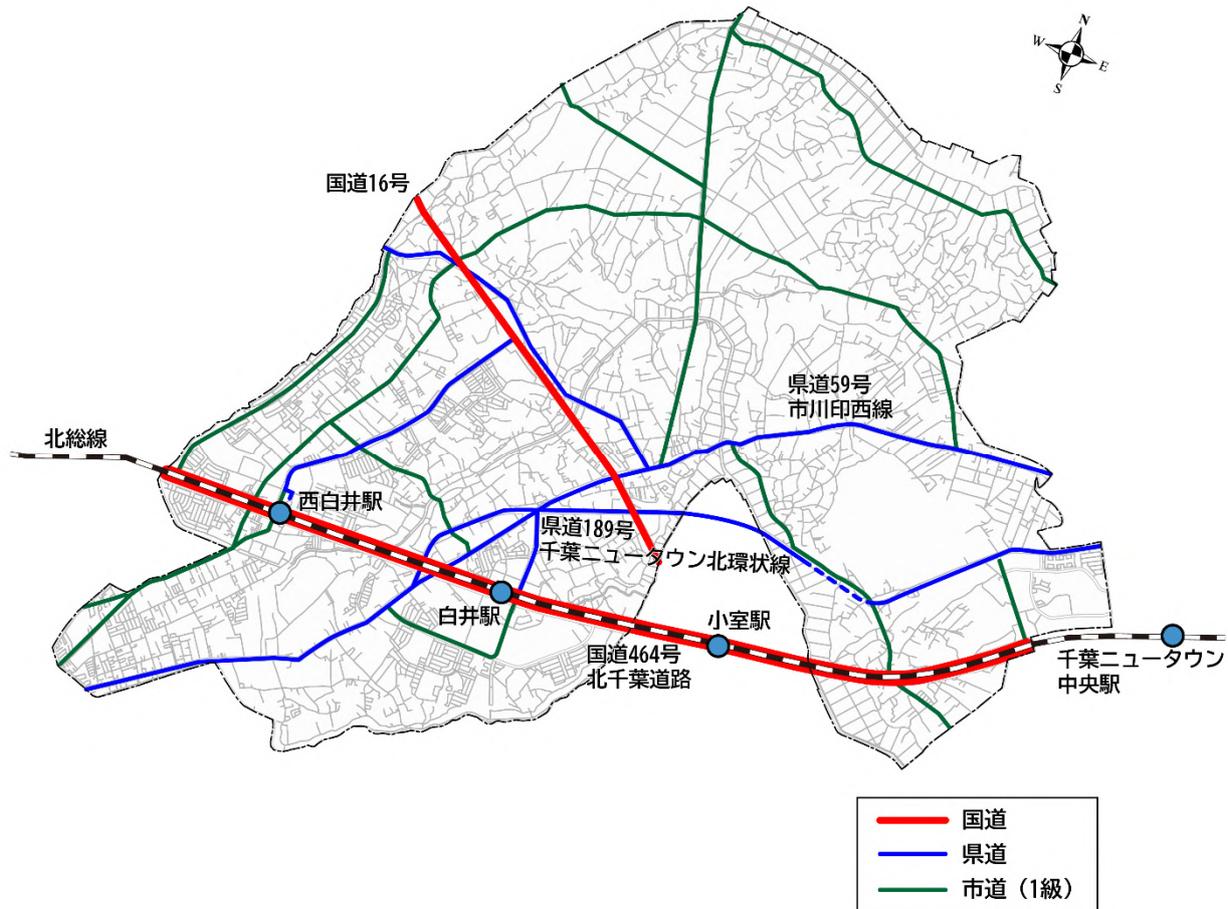
- 公共施設の更新時期が今後一斉に到来することが見込まれているとともに、全ての公共施設を更新し続けることが困難であることから、将来の利用需要等に合わせて更新の優先順位を定めるとともに、限りある予算や人員を適切に配分することが必要です。

4 交通・移動

本市と柏方面・千葉方面を接続する国道16号が南北を縦断し、本市と成田空港を接続する国道464号が東西を横断しています。

国道を補完する県道として、千葉県葛南地域と北総地域を結ぶ県道59号市川印西線(以下「主要地方道市川印西線」とします)や、本市中心部と千葉ニュータウン地域の駅周辺を結ぶ県道189号千葉ニュータウン北環状線(以下「一般県道千葉ニュータウン北環状線」とします)などが通っています。

さらに、国道や県道を補完する市道が、市内を縦横に通っています。

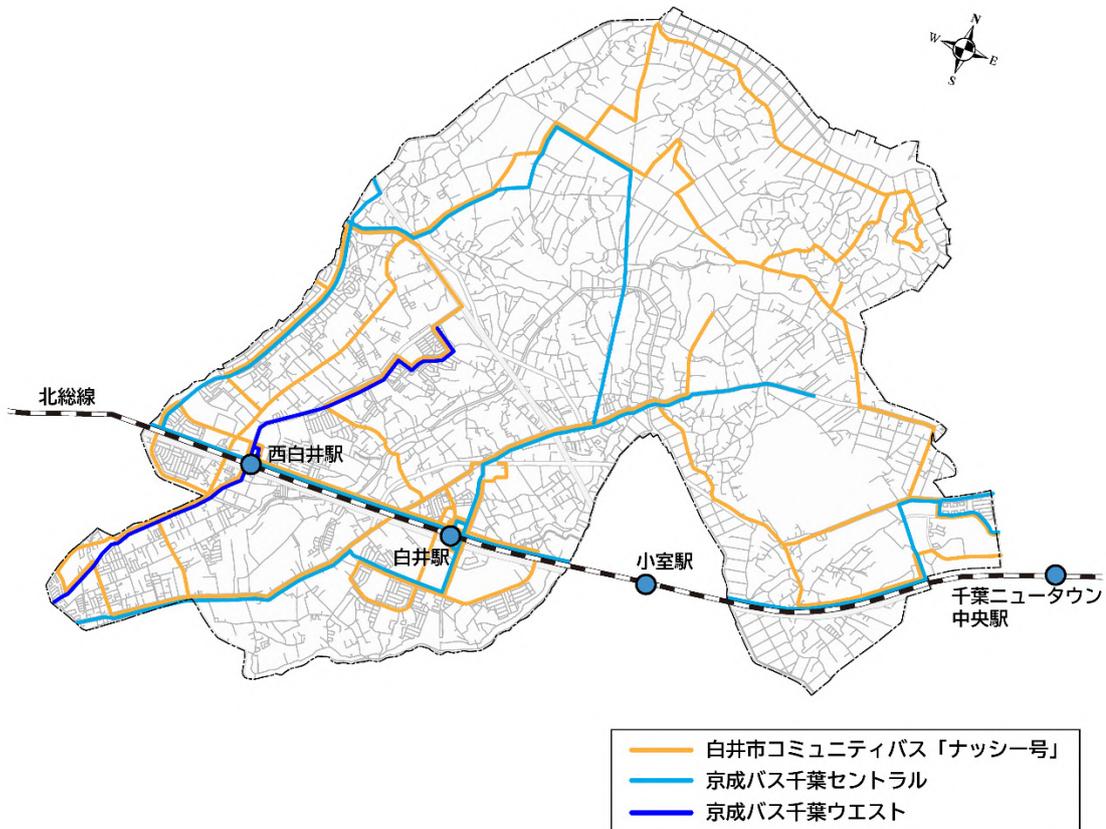


出典：白井市構想道路基礎検討書

図 市内の主な道路網図

鉄道については、北総線が市内を東西に横断する形で運行しており、本市内には2つの駅(白井駅、西白井駅)が位置します。

また、路線バスについては、民間事業者2社が市内を運行しており、コミュニティバスが4路線(西ルート・東ルート・南ルート・北ルート)運行しています。

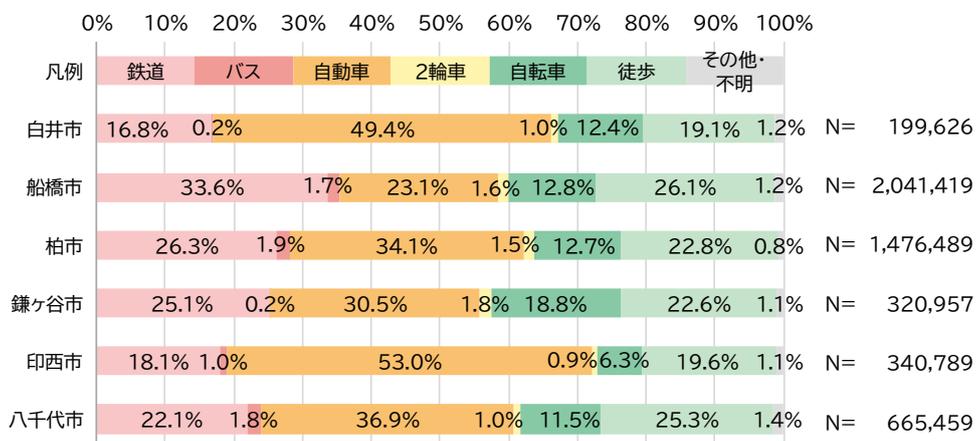


出典:国土数値情報/各バス事業者HP(令和8年(2026年)2月末時点)

図 市内の鉄道・バス路線図

普段の移動で主に利用される交通手段の割合を示す代表交通手段分担率を、本市に隣接する自治体(船橋市・柏市・鎌ヶ谷市・印西市・八千代市)と比較すると、本市における自動車の分担率は、印西市に次いで高くなっています。

しかしながら、高齢化に伴い、今後自家用車を運転できない市民が増加することが懸念されます。

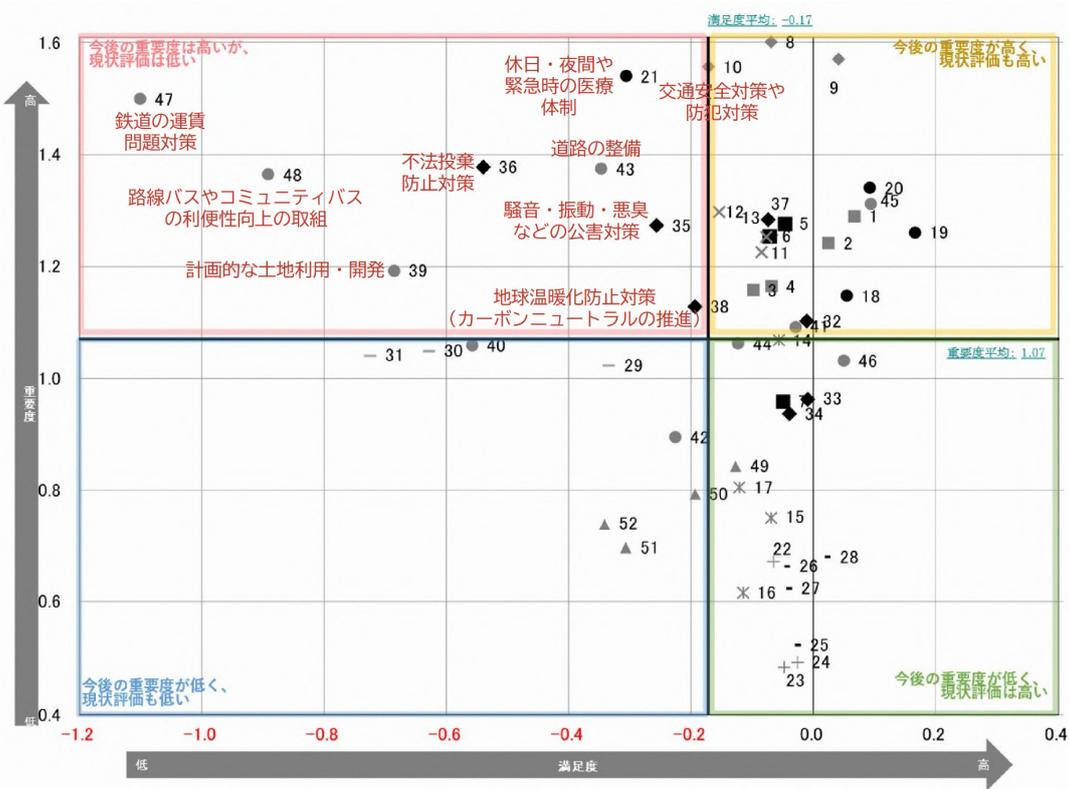


出典:第6回東京都市圏パーソントリップ調査

図 代表交通手段分担率(平成30年(2018年))

第3章 都市づくりの前提とする特性と課題

公共交通機関に関する施策の満足度に注目すると、「鉄道の運賃問題対策」「路線バスやコミュニティバスの利便性向上の取組」に関する施策の満足度が特に低い状況となっています(住民意識調査)。



分野	取り組み	満足度	重要性	分野	取り組み	満足度	重要性
子育て	1 子どもの医療費助成など子育て支援	0.07	1.29	生涯学習	25 講座開催など生涯学習活動の支援	-0.03	0.52
	2 保育園の整備など子育ての環境づくり	0.03	1.24		26 スポーツ活動の推進	-0.05	0.66
	3 障がい児への療育の支援	-0.10	1.16		27 文化・芸術活動の推進	-0.04	0.63
教育	4 児童や青少年の健全育成	-0.07	1.16	28 歴史・文化財の保存と活用	0.02	0.68	
	5 小・中学校での教育・指導内容	-0.05	1.28	29 多様な形態の農業経営と担い手の支援	-0.33	1.02	
	6 学校施設の整備・安全対策	-0.07	1.26	30 商店街や工業団地などの活性化の支援	-0.63	1.05	
防災・防犯	7 地域の教育資源を活用した開かれた学校づくり	-0.05	0.96	31 企業誘致の推進	-0.72	1.04	
	8 地震・台風などに備えた防災対策	-0.07	1.60	32 里山や河川など自然環境の保全	-0.01	1.10	
	9 火災に対する消防体制や緊急時の救急体制	0.04	1.57	33 市民の森など自然とふれあう場の提供	-0.01	0.96	
福祉	10 交通安全対策や防犯対策	-0.17	1.56	34 環境学習や環境美化活動の推進	-0.04	0.94	
	11 障がい者への福祉サービス	-0.08	1.23	35 騒音・振動・悪臭などの公害対策	-0.26	1.27	
	12 高齢者への福祉サービス	-0.15	1.30	36 不法投棄防止対策	-0.54	1.38	
平和・多文化共生	13 保健や福祉の相談窓口機能の充実	-0.08	1.25	37 ゴミの減量とリサイクルの推進	-0.07	1.28	
	14 差別・偏見・虐待などを防止する人権対策	-0.06	1.07	38 地球温暖化防止対策(カーボンニュートラルの推進)	-0.19	1.13	
	15 男女共同参画社会づくり	-0.07	0.75	39 計画的な土地利用・開発	-0.69	1.19	
健康・保健・医療	16 国際交流など国際化の推進	-0.12	0.62	40 空き家発生の抑制	-0.56	1.06	
	17 平和意識の啓発や平和教育の推進	-0.12	0.81	41 公園の整備	-0.03	1.09	
	18 健康づくりの推進	0.05	1.15	42 地域の特性を生かした景観づくり	-0.22	0.89	
市民活動	19 乳幼児健診など母子の健康対策	0.17	1.26	43 道路の整備	-0.35	1.37	
	20 がん検診など病気の予防対策	0.09	1.34	44 橋梁や河川の整備	-0.12	1.06	
	21 休日・夜間や緊急時の医療体制	-0.31	1.54	45 上・下水道の整備	0.09	1.31	
その他	22 地区コミュニティの活性化の支援	-0.06	0.67	46 街路樹など街中のみどりの保全	0.05	1.03	
	23 公益的市民活動団体などへの支援	-0.05	0.48	47 鉄道の運賃問題対策	-1.10	1.50	
	24 市民参加・協働の取組	-0.03	0.49	48 路線バスやコミュニティバスの利便性向上の取組	-0.89	1.36	
				49 情報公開や広報・PR活動の取組	-0.13	0.84	
				50 SDGs(持続可能な開発目標)の推進	-0.19	0.79	
				51 官民連携の推進	-0.31	0.70	
				52 DXの推進	-0.34	0.74	

出典:第15回住民意識調査結果報告書(令和6年(2024年)1月)

図 白井市第5次総合計画の施策の満足度・重要性(住民意識調査)

【交通・移動に関する課題】

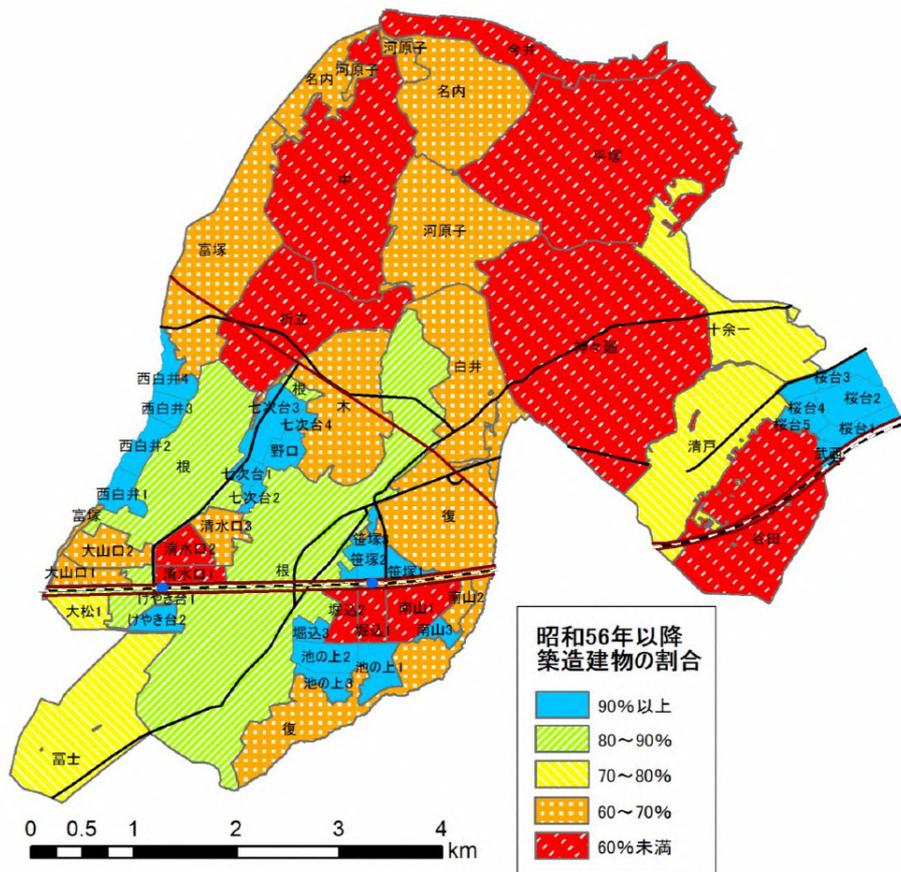
- 本市内における移動手段の中心が自家用車であることなどから、地域と連携しながら道路ネットワークの整備・維持管理を計画的に行っていく必要があります。
- 一方、高齢化に伴い、今後自家用車を運転できない市民の増加が見込まれるため、自動車交通に過度に依存した交通体系から脱却する必要があります。
- 本市内における公共交通機関の利便性への満足度は低い傾向にあることから、路線バスの定時性や速達性の確保、便数の維持など、利便性向上に向けた取組が求められています。
- また、既存の駅やバス停留所から離れて住む人への対応や高齢者など移動に不安のある人への移動手段の確保など、誰もが気軽に移動できる体制の構築が求められます。

5 減災・防災・防犯

「白井市防災アセスメント調査」(令和2年(2020年))によると、本市内における住宅・主な市有建築物の耐震化率は、それぞれ92%・95%と9割以上となっています。

また、本市は下総台地という強固な地盤を持ち、付近に活断層が見受けられないなど、地震によって被害を受けるリスクは比較的低い環境にあります。

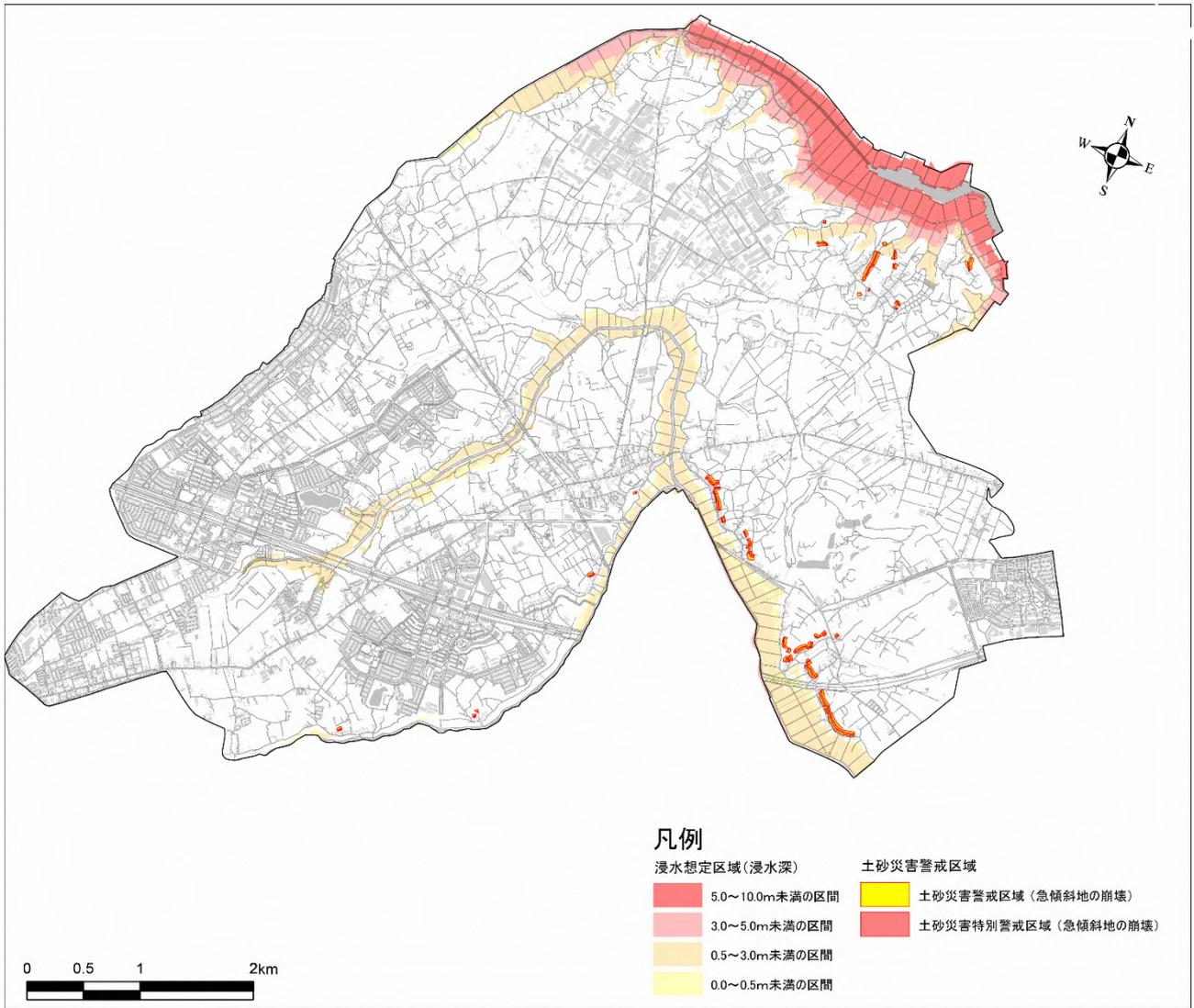
しかしながら、市内の千葉ニュータウン以外の地域においては、風水害や土砂災害の被害を受けるおそれのある箇所があります。



出典：白井市防災アセスメント調査報告書

※昭和56年：新耐震基準の導入

図 大字別建築年代別建物比率分布図



出典:白井市防災アセスメント調査報告書より作成

図 浸水想定区域・土砂災害警戒区域図

第1章

第2章

第3章

第4章

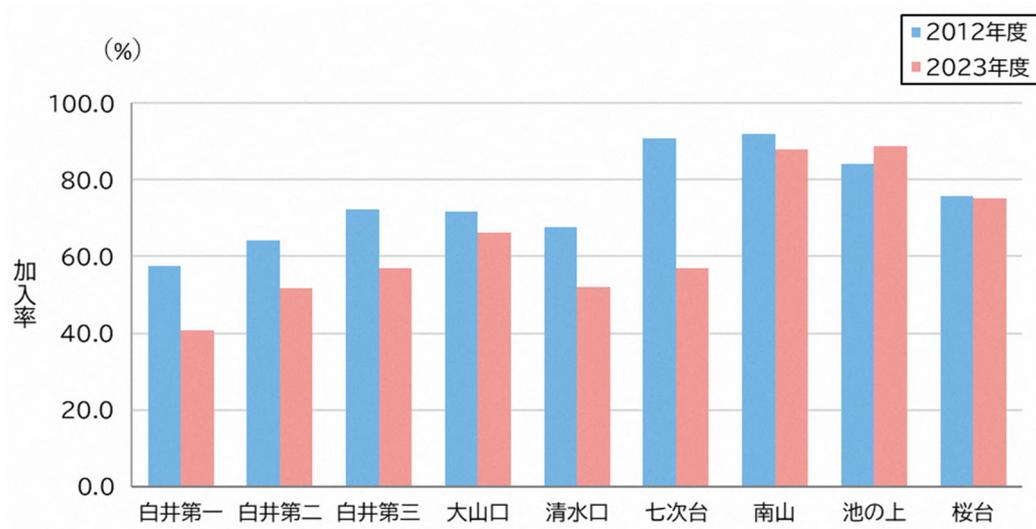
第5章

第6章

第7章

参考資料

また、防犯・防災にあたって、地域コミュニティは重要な役割を果たしますが、市内の自治会加入率は減少傾向にあります。



出典：自治会加入世帯数(白井市)

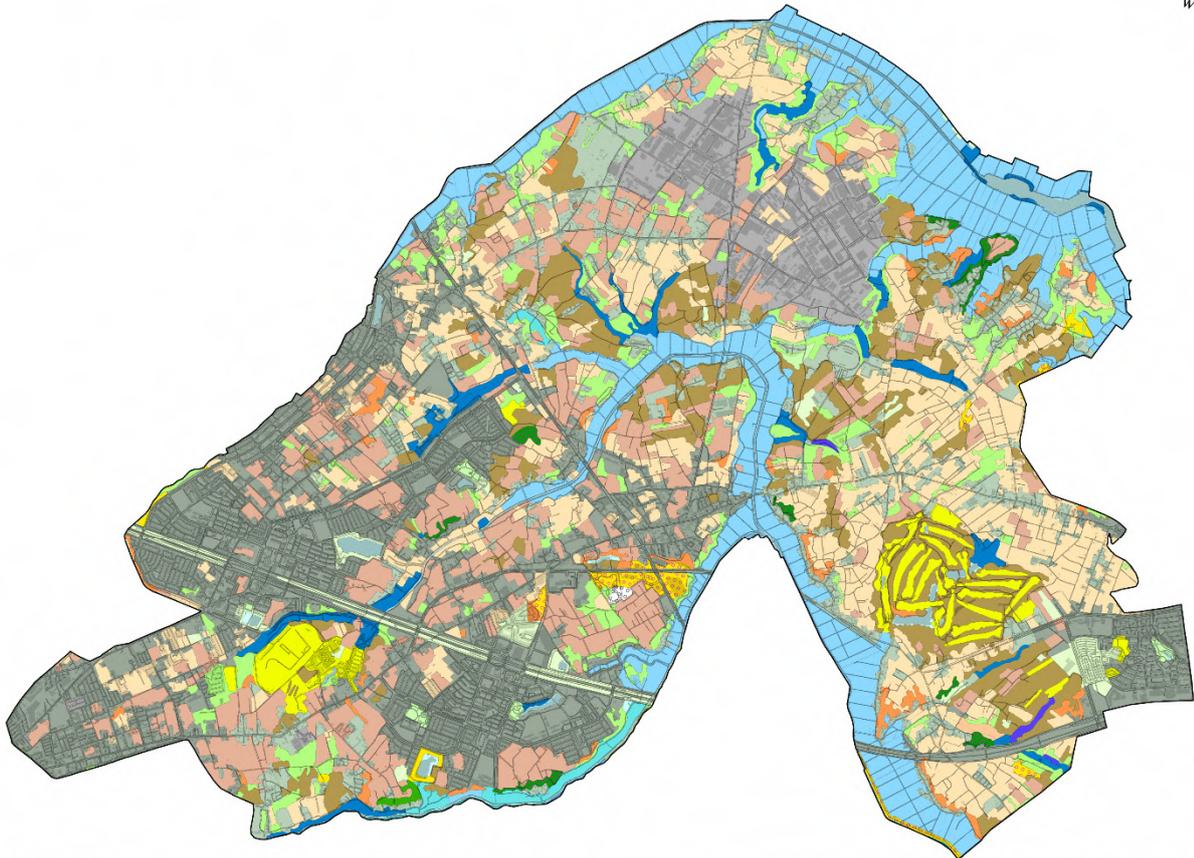
図 小学校区別自治会加入率

【減災・防災・防犯に関する課題】

- 市内の公共施設の大部分が耐震化されている一方で、災害時に被害を受けるリスクの高い建築物や地域が存在しています。このことから、災害に強い都市構造の構築が重要な課題です。
- 地域コミュニティが希薄化しつつある中で、安心・安全を維持するためには、犯罪を誘発しない環境を形成するとともに、各市民の防犯意識を向上させる必要があります。また、災害時に適切な行動を取るために、公助だけでなく自助による各市民の防災意識の向上、共助による地域の防災力の向上が求められます。

6 自然環境

本市では主に里地里山の環境で生態系が発達しています。河川沿いの水辺の環境や、台地にしみ込んだ地下水が湧き出る谷津、雨水浸透機能や水源涵養機能が卓越している樹林地・草地は特に生物多様性の豊かな場所となっています。



凡例		
310100ハンノキ群落 (VI)	470400ヨシクラス	570400水田雑草群落
320200ヤナギ低木群落 (VI)	470502オギ群落	570500放棄水田雑草群落
400100シイ・カシ二次林	540100スギ・ヒノキ・サワラ植林	580100市街地
400101ケヤキ・シラカシ群落	550000竹林	580101緑の多い住宅地
410102クスギ・コナラ群落	560100ゴルフ場・芝地	580200残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
430200メダケ群落	570100路傍・空地雑草群落	580300工場地帯
450100ススキ群団 (VII)	570101放棄畑雑草群落	580400造成地
450101アスマネザサーススキ群落	570200果樹園	580600開放水域
450103チガヤーススキ群落	570300畑雑草群落	国土数値情報行政区画



出典：自然環境保全基礎調査 植生調査(植生自然度調査) 1/2.5万現存植生図
 (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>) (環境省自然環境局) を加工して作成

図 現存植生図



番号	地名・名称	概要
1	復・サギのコロニー	印旛沼流域で唯一のサギのコロニー
2	清戸・宗像神社	シイの大木、参道、ウメノキゴケ
3	復・文化センターの森	アカガシの森
4	野口のモミ林	坂道とモミ
5	河原子橋の南側森	広い樹林地
6	神崎川下郷谷の湧水	湧水
7	神々廻・市民プール周辺の森	川岸から見た対岸の森
8	神々廻・弁天池下流域	森林景観
9	神々廻の原	イナゴモドキの生息地・野草生育地
10	大山口・金山落源流の林	サワグルミの生育地
11	子名内・谷津	集落
12	根・競馬学校周辺の樹林と湿地	センダンの木、ハンノキ林
13	中木戸・市民の森	サクラ・樹林地
14	七次・清水口調整池	ハクチョウ渡来地
15	七次・保存樹林と谷津	湿地、樹林、草地
16	野口・調整池下の谷津と林	谷津田
17	平等寺北の森	キンラン・コナラ林
18	神崎川の土手(七次橋～464号線)	土手・ハンノキ林
19	延命寺境内	
20	滝田家	地衣類
21	印西牧の野馬土手	
22	平塚分校と平塚の森	校舎
23	富塚・鳥見神社	
24	富ヶ沢・鳥見の森	鎮守の森
25	平塚・小森城址の森	大木の森林景観
26	中木戸・諏訪神社	コグビ、イチョウ、アカガシ
27	七次・長楽寺・大日神社	ボダイジュ、社叢林
28	神崎川のハンノキ・ヤナギ林	川畔林の景観

出典：白井市生物多様性調査報告書 (<https://www.mnc.toho-u.ac.jp/v-lab/bioltop/shiroi/01summary/001.htm>)

図 白井市の重要な自然環境

第4章

戦略プラン

- 1 戦略について
- 2 本計画における都市づくりを進める6つの戦略

第4章 戦略プラン

1 戦略について

「白井市第6次総合計画」で示されている将来像と「6つの目指すまち」の実現に向けて、都市づくりの面で戦略的に取組を展開することを目指します。

本計画では、本市がおかれている状況や市民アンケート結果、意見交換会(ワークショップ)などの市民参画、社会潮流などを踏まえて、都市づくりに係る施策を立案するにあたっての大きな方向性として、以下に示す6つの戦略を設定しました。

戦略1. 住みやすい都市づくり

- ① 若い世代にとってくらしやすい住環境整備
- ② 魅力的なニュータウンの維持、向上
- ③ 白井らしい景観の維持、向上

戦略2. みどりが包む都市づくり

- ① みどりの保全と継承・共生
- ② みどりに触れる空間の整備
- ③ みどりを活かしたにぎわいづくり
- ④ グリーンインフラの推進

戦略3. 拠点がつながる都市づくり

- ① 中心都市拠点・生活拠点の形成
- ② 交流拠点の形成
- ③ 様々な拠点をつなぐ交通ネットワーク

戦略4. 産業を支える都市づくり

- ① 中心都市拠点・生活拠点の形成(再掲)
- ② 既存商工業の活性化
- ③ 農地(休耕地)の保全・利活用
- ④ 新たな産業等を創出する土地利用の検討

戦略5. 災害に強い都市づくり

- ① 都市施設の計画的な維持管理・耐震化
- ② 減災のための都市構造・土地利用の検討
- ③ 防災への意識醸成・体制の構築

戦略6. 多様な主体の連携・協働による都市づくり

- ① 公共空間の利活用
- ② 官民連携の推進
- ③ 産学官連携の推進
- ④ プラットフォーム(中間支援組織)の形成
- ⑤ 積極的な情報発信(シティプロモーション)

図 6つの戦略

■ 参考 SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)は、国連が平成27年(2015年)に採択した令和12年(2030年)までの国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。

貧困や飢餓の解消、質の高い教育、ジェンダー平等、気候変動対策などに取り組み、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。環境・経済・社会のバランスをとり、政府や企業、市民が協力して持続可能な未来を築くことが求められています。

6つの戦略の実行によって、SDGsの目標達成を目指していきます。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	各国内及び各国間の不平等を是正する
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	包摂的で安全かつ強くしなやか(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	持続可能な生産と消費の形態を確保する
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び少女の能力強化を行う	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	強くしなやか(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

図 SDGsの17の目標

2 本計画における都市づくりを進める6つの戦略

(1) 戦略1.住みやすい都市づくり

みどりや田園空間に包まれて市街地と集落などが立地するゆとりの環境を活かして、子どもや障がい者、高齢者をはじめ全ての人々が住みやすい、住み続けたいと感じる環境を整えていきます。

また、千葉ニュータウン事業によって整備された住宅の老朽化が進行しているとともに、市内において未開発の区域は限られている状況です。そのため、既存の団地や住宅の魅力を向上させるための取組を進めます。

① 若い世代にとってくらしやすい住環境整備

- 中心都市拠点などにおいて、より充実した子育て支援施設等の整備について検討を行います。
- 若い世代を対象とした、住居の整備を促進します。
- 空き家や未利用地の有効的な利活用を促進します。
- 新たなライフスタイルに対応した、ゆとりある居住空間の形成に向けた検討を行います。

② 魅力的なニュータウンの維持、向上

- 千葉ニュータウン事業によって整備された団地の管理の適正化や更新に向けた支援を推進します。
- 千葉ニュータウン事業によって整備された戸建て住宅地の住環境の維持、向上の支援を推進します。

③ 白井らしい景観の維持、向上

- 既存のみどり豊かな自然資源や歴史・文化資源を活かした、景観の維持、向上に向けた取組を検討します。
- 千葉ニュータウン事業によって整備された、ゆとりある生活景観の維持、向上に向けた取組を検討します。

4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
--	---	--

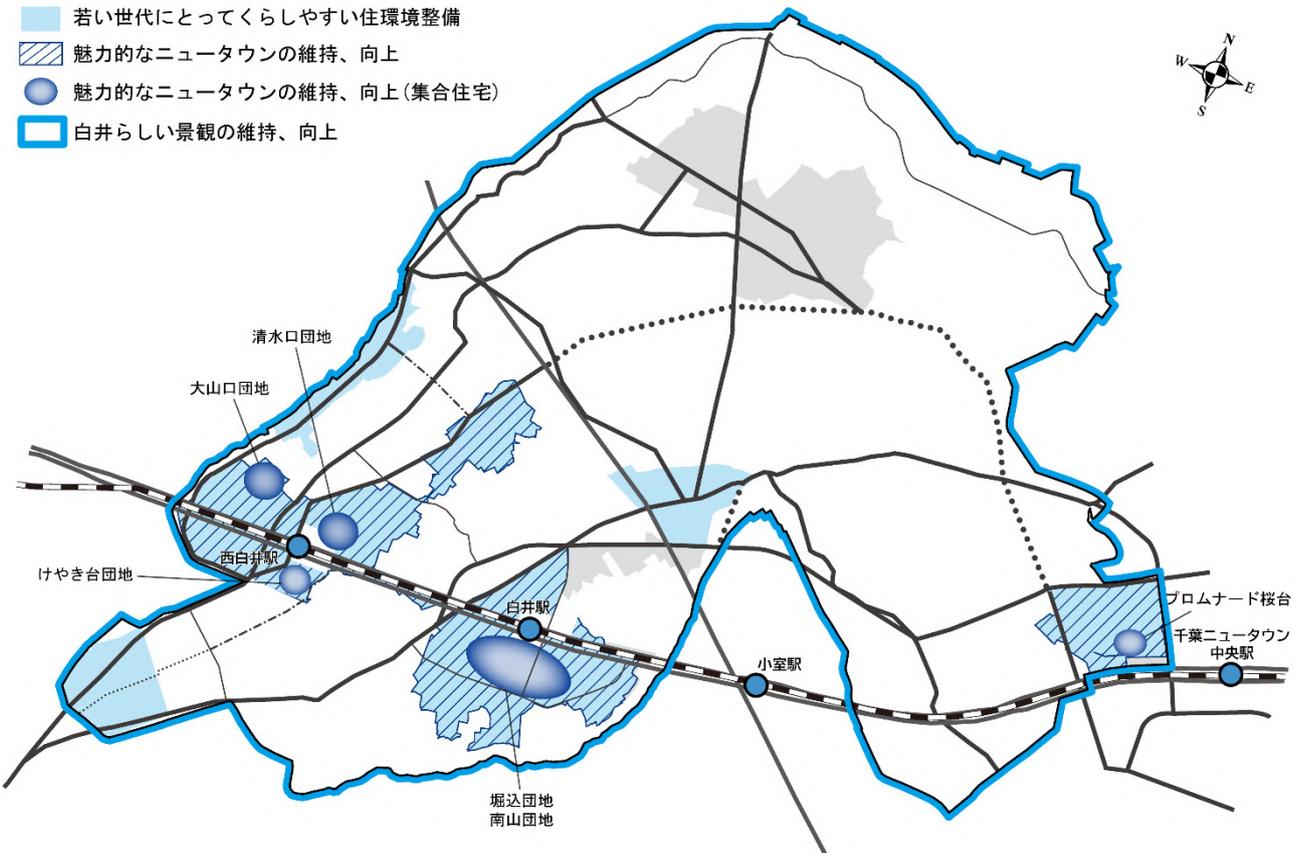


図 戦略1.住みやすい都市づくりの取組方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(2) 戦略2.みどりが包む都市づくり

山林や雑木林、河川、草地、田園など市街地の外側に広がるみどりと市街地内の緑地や樹木などのみどりが、チェーンのように連なるみどりのネットワークを形成します。

また、みどりが持つ、くらしを豊かにする多様な可能性を活かせるよう、市街地内外に関わらず、市内のみどりの利活用を進めます。

① みどりの保全と継承・共生

- 谷津をはじめとした、本市固有の自然資源の保全、継承に取り組みます。
- 生物多様性の確保に向けて、みどりのネットワークを形成します。
- ネイチャーポジティブに寄与するため、既存の自然資源の継承に取り組むとともに、生物多様性や生態系を考慮したより豊かな自然環境の保全創出に向けた検討を行います。
- 新たな産業等の創出を検討するエリアでは、ネイチャーポジティブに寄与するため自然環境との共生に配慮した都市づくりの検討を行います。

② みどりに触れる空間の整備

- 市民の森や河川沿いなど、みどりに触れ、癒しやレクリエーション、環境学習の場となる空間の整備を進めます。

③ みどりを活かしたにぎわいづくり

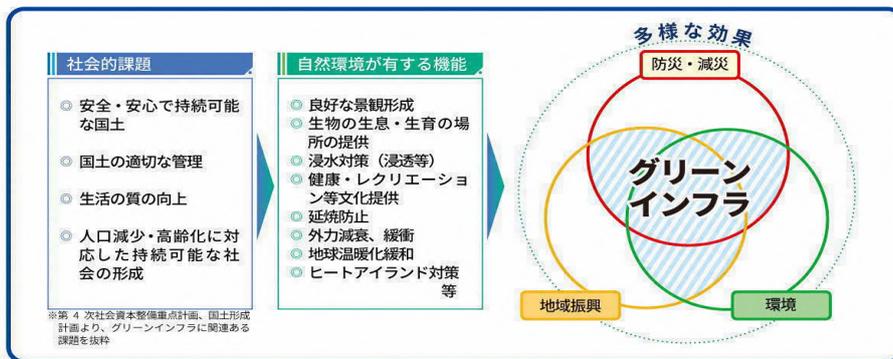
- 都市公園や緑道など、コミュニティ形成やにぎわいづくりに寄与する空間や仕組みの整備を進めます。

④ グリーンインフラの推進

- みどりが持つ多様な機能に着目し、グリーンインフラの取組を進めます。

■ 参考 グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：グリーンインフラポータルサイト(国土交通省)

図 グリーンインフラの考え方

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

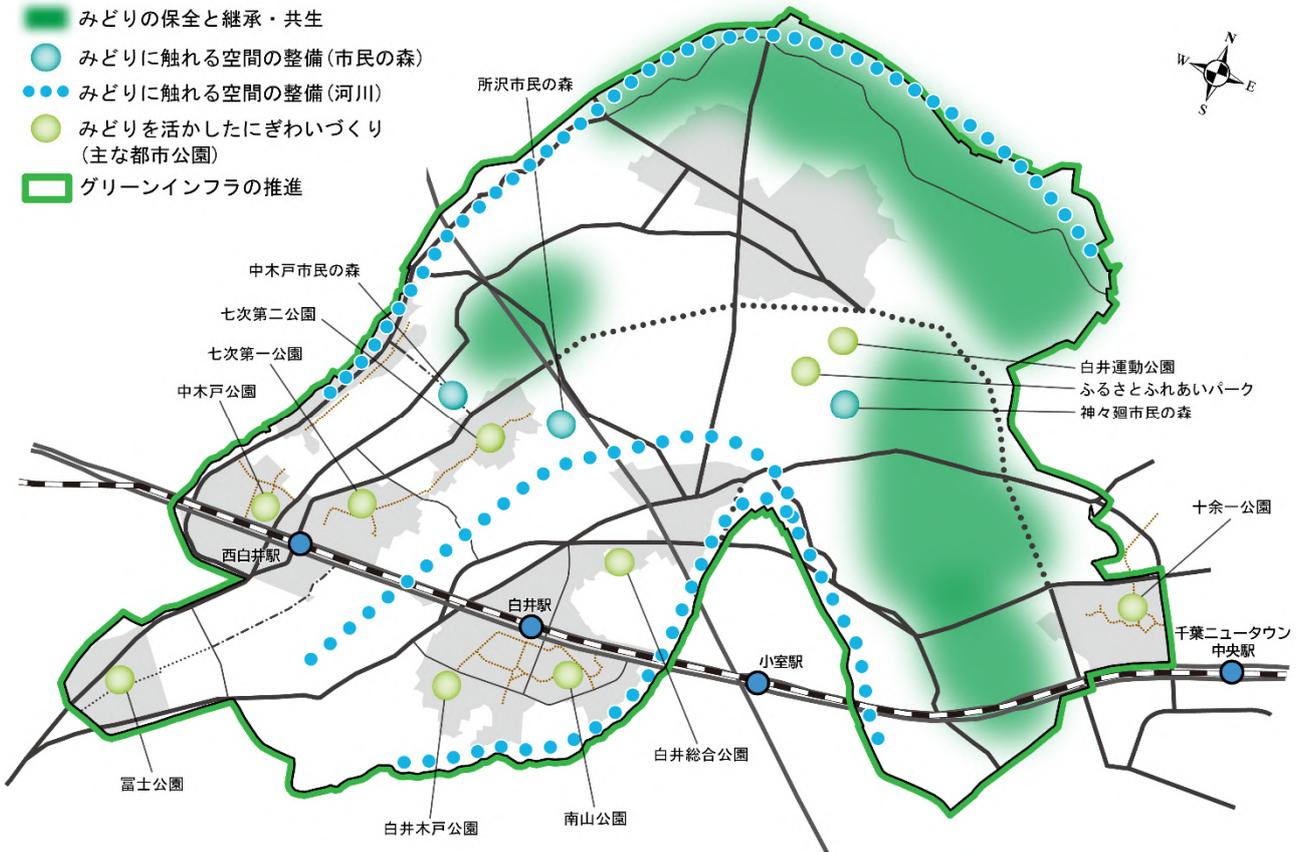


図 戦略2. みどりが包む都市づくりの取組方針図

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 参考資料

(3) 戦略3.拠点がつながる都市づくり

将来都市構造の中で位置づけられる中心都市拠点及び生活拠点において、機能の再編・充実を図ります。

また、小さくても様々な交流が生まれる場を市内各地に設置し、それらをネットワーク化することにより、地域の特性を活かした都市の魅力向上を図ります。

① 中心都市拠点・生活拠点の形成

- 白井駅周辺をにぎわいや交流が生まれる拠点として位置づけて、施設の再編・充実を検討します。
- 西白井駅周辺を地域のくらしを支える商業や業務の拠点と位置づけて、施設の再編・充実を検討します。
- 市役所周辺では、福祉・医療機能施設の集積による周辺地区の一体的な空間を維持します。

② 交流拠点の形成

- 地域のコミュニティ形成の場となる、小中学校や各センターを中心として、住民同士が交流し支え合える空間と仕組みづくりに取り組みます。
- 市民の健康維持・増進にも寄与する、外出や交流を促す空間や仕組みの整備について検討します。

③ 様々な拠点をつなぐ交通ネットワーク

- 拠点・交流の場をつなげる、市内の計画道路の整備と構想道路の計画化を進めます。
- 拠点・交流の場同士をつなげたり、容易にアクセスしやすくする移動手段や地域公共交通サービスの整備を進めます。

8 働きがいの 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを
---------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------

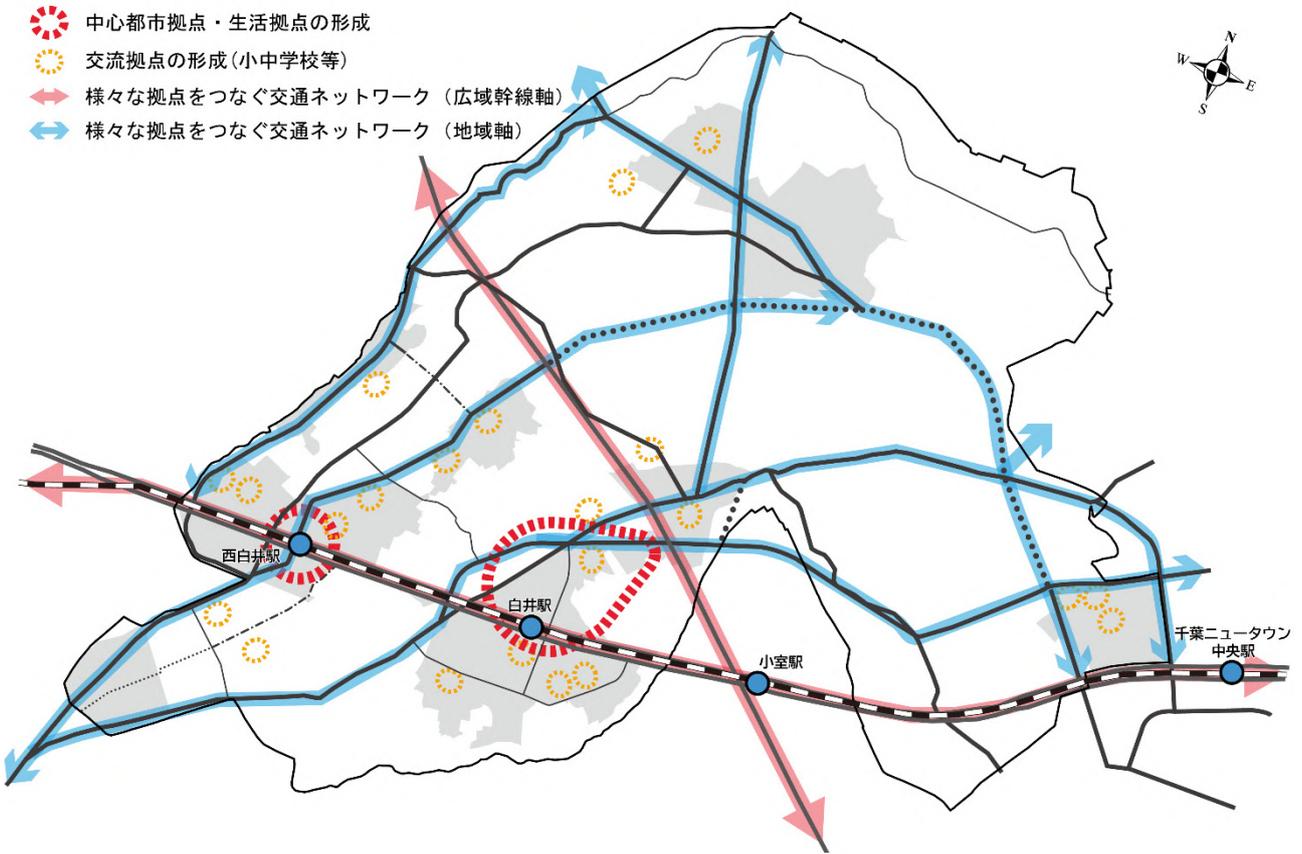


図 戦略3. 拠点がつながる都市づくりの取組方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(4) 戦略4.産業を支える都市づくり

持続的な行財政運営の実現に向けて、中心都市拠点である白井駅周辺はコンパクトでにぎわいのある拠点、生活拠点である西白井駅周辺は地域住民の暮らしを支える拠点となるよう、戦略3に掲げる方針と連動しながら、商業・業務機能の向上を図ります。

また、白井工業団地をはじめとした既存工業や、市内各地で営まれている商業、市の特産品である梨をはじめとした農業の活性化を図ります。

さらに、地域の魅力活用エリア(市街化調整区域)では、戦略2に掲げる方針と調和し、また、農地の保全・利活用を図りつつ、各地域の特性に応じ、土地所有者等の意向も踏まえて、新たな産業を生み出す土地利用も図ります。

① 中心都市拠点・生活拠点の形成(再掲)

- ・ 白井駅周辺をにぎわいや交流が生まれる拠点として位置づけて、商業施設も含めた施設の再編・充実を検討します。
- ・ 西白井駅周辺を地域の暮らしを支える商業や業務の拠点と位置づけて、商業施設も含めた施設の再編・充実を検討します。
- ・ 市役所周辺では、福祉・医療機能施設の集積による周辺地区の一体的な空間を維持します。

② 既存商工業の活性化

- ・ 白井工業団地のポテンシャルを顕在化させるインフラ整備を進めます。
- ・ 成田空港の発着枠拡大や北千葉道路延伸を見据えて、高いアクセス性を活かした白井工業団地の活性化について検討します。
- ・ 各商業地のにぎわいの創出や、回遊性の向上について検討します。

③ 農地(休耕地)の保全・利活用

- ・ 休耕地を含めた農地の健全な状態の保全や利活用に向けた検討を行います。
- ・ 市街化区域内の農地の適正な保全を図ります。

④ 新たな産業等を創出する土地利用の検討

- ・ 地域の魅力活用エリア(市街化調整区域)において、必要に応じて、新たな産業を創出する土地利用について検討します。
- ・ 成田空港の発着枠拡大や北千葉道路延伸を見据えて、主に以下に示す範囲を中心に、高いアクセス性を活かした土地利用や産業誘致について検討します。

- ・ (仮称)白井ICから半径約1km、(仮称)小室ICから半径約2kmの範囲
- ・ 国道16号沿道(市街化区域を除く)
- ・ 国道464号沿道(市街化区域を除く)
- ・ 一般県道千葉ニュータウン北環状線及び主要地方道市川印西線沿道の国道464号白井市根交差点周辺から市役所入口交差点周辺(市街化区域を除く)
- ・ 一般県道千葉ニュータウン北環状線(市街化区域を除く)の福祉センター付近から印西市境

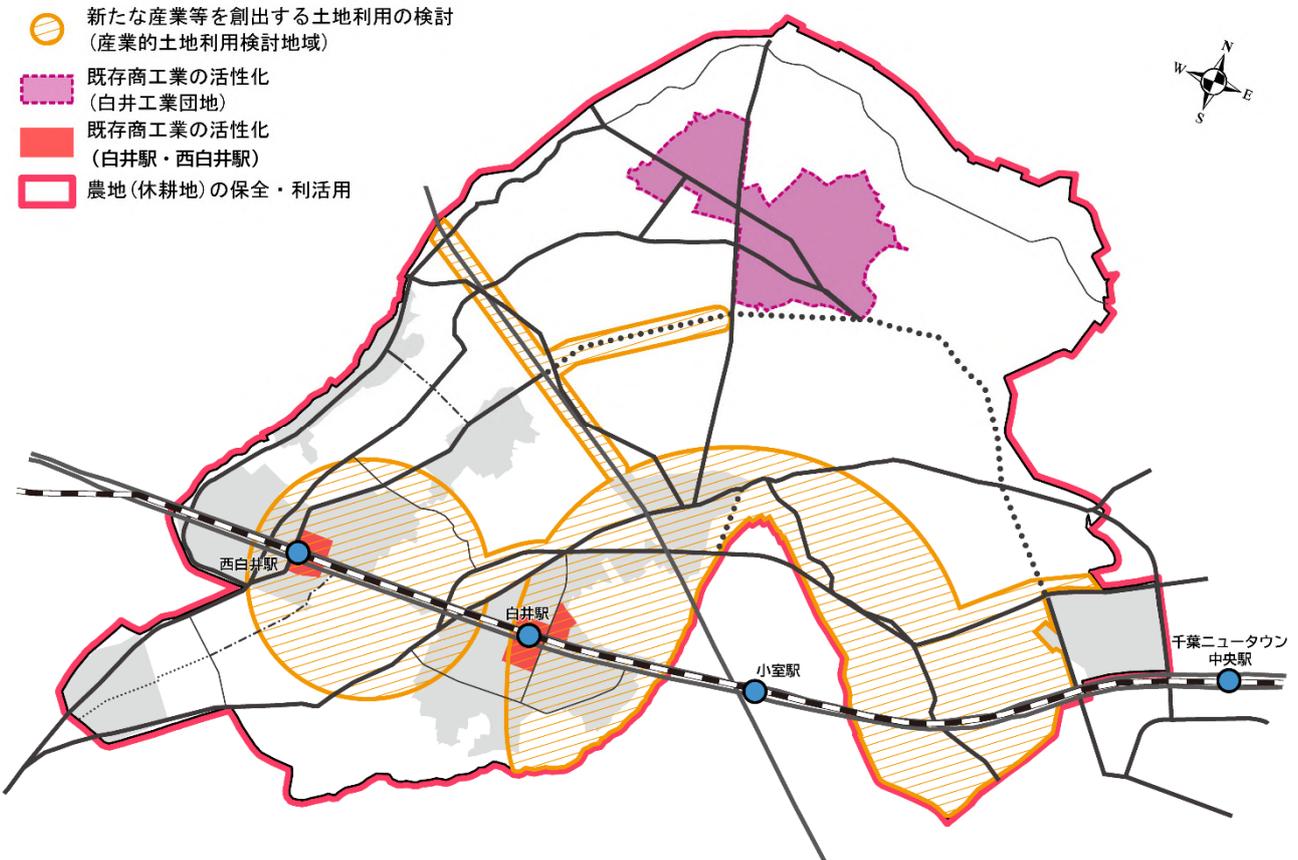
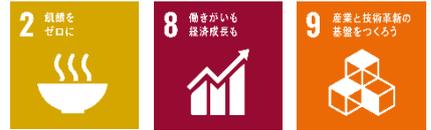


図 戦略4. 産業を支える都市づくりの取組方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(5) 戦略5.災害に強い都市づくり

都市施設の計画的な維持管理・耐震化を進めるとともに、減災のための都市構造・土地利用を進めることで、災害に強い都市づくりを図ります。

また、災害時に市民や事業者が主体的に対応できるよう、防災への意識醸成による災害時の体制構築を図ります。

① 都市施設の計画的な維持管理・耐震化

- 都市施設の計画的な維持管理や耐震化を進めます。

② 減災のための都市構造・土地利用の検討

- 既存の公園や公共施設をはじめとした避難所・避難場所を効果的に配置します。
- 新たな開発にあたっては、防災・減災に資する土地利用や施設配置の誘導について検討します。

③ 防災への意識醸成・体制の構築

- 自助・共助・公助による多様な主体の連携・協力による災害時の体制を構築します。
- 市民や事業者の防災への意識醸成に向けて取り組みます。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
-----------------------------	----------------------------	---------------------------

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 緊急輸送道路

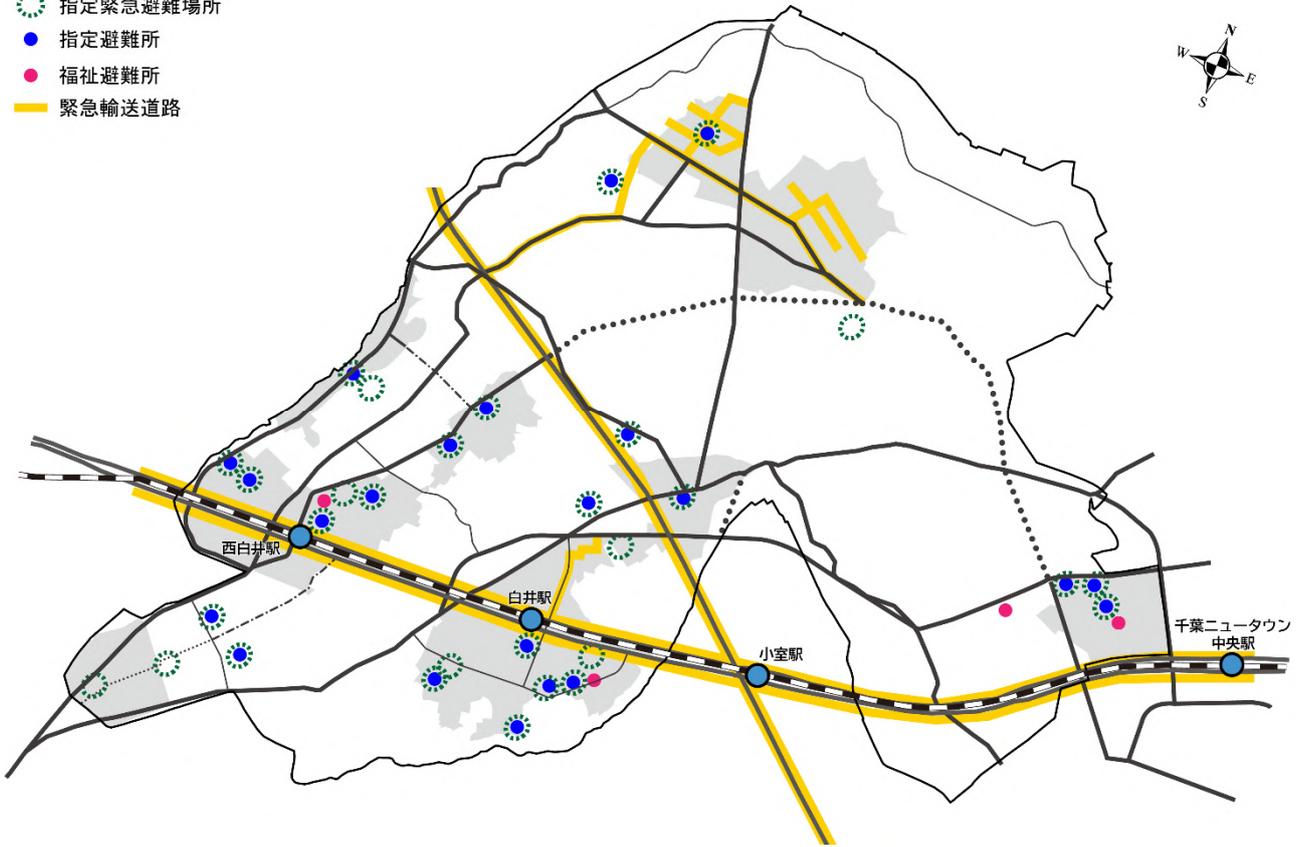


図 戦略5. 災害に強い都市づくりの取組方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(6) 戦略6.多様な主体の連携・協働による都市づくり

市民や事業者、学識など、市に関わる多様な主体と連携・協働して、地域の課題解決や魅力を最大化する都市づくりを進めていきます。

また、市が中心となって、多様な主体との連携・協働に向けたプラットフォーム(中間支援組織)の形成を図ります。

① 公共空間の利活用

- 地域の課題解決や魅力の最大化に向けて、民有地も含めた公共空間の利活用方法について検討します。

② 官民連携の推進

- 地域の課題解決や魅力の最大化に向けて、市民や市民団体との連携・協働を進めます。

③ 産学官連携の推進

- 地域の課題解決や魅力の最大化に向けて、産学官の連携を進めます。

④ プラットフォーム(中間支援組織)の形成

- 多様な主体との連携・協働に向けた、プラットフォーム(中間支援組織)の形成を進めます。

⑤ 積極的な情報発信(シティプロモーション)

- 積極的な情報発信やシティプロモーションに取り組みます。

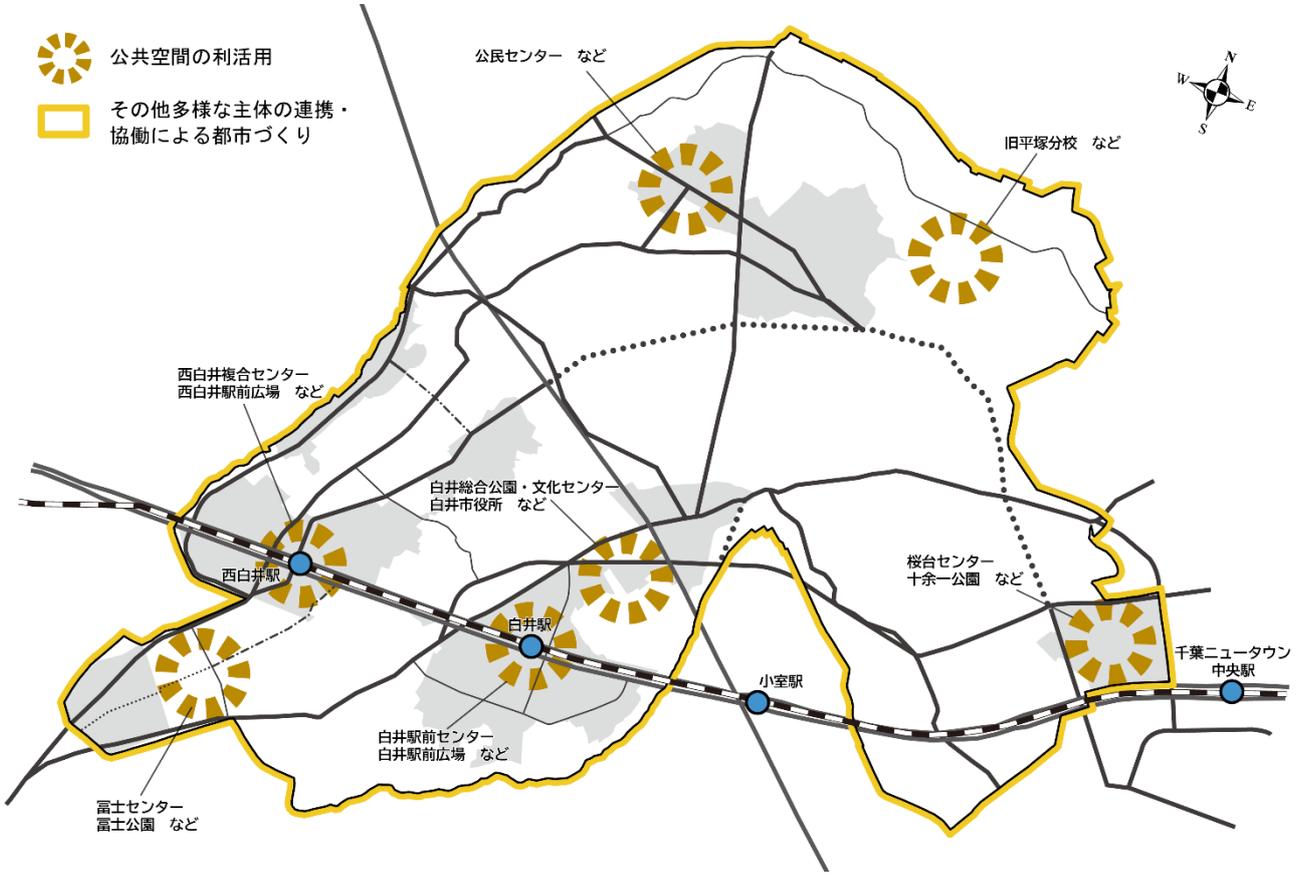


図 戦略6. 多様な主体の連携・協働による都市づくりの取組方針図

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 参考資料

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第5章

分野別の基本方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市施設の整備方針
- 3 都市環境の形成方針
- 4 都市景観の形成方針
- 5 都市防災の方針

第5章 分野別の基本方針

1 土地利用の方針

将来都市構造の実現を計画的に進めるため、地域の特性に応じた土地利用のゾーニングを行います。

少子高齢化や人口減少などの都市づくりをめぐる潮流の中で、本市の都市づくりに活かしていく特性及び課題を踏まえ、今後は市街地の各地域において必要となる機能が全て整った土地利用を目指すのではなく、それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備しつつ、ネットワーク化を図ることで相互に補完し合う機能補完連携型の土地利用を目指すものとします。

また、社会潮流や広域的なまちづくりの動向に対応し、計画や制度の範囲内で柔軟な土地利用を検討し、地域の発展に向けた事業の展開も目指します。

(1) 市街地ゾーン（住居系中心）

居住機能や生活支援機能等の都市機能が周辺のみどりと共生する、ゆとりある市街地環境の形成に向けた土地利用を図ります。

既成市街地の市街地特性に応じた適切な整備を図るとともに、様々なライフステージに応じ、多様化するライフスタイルの受け皿ともなる住宅地を形成します。

① 低層住宅地区

- 千葉ニュータウン事業により面的に整備された既存の低層住宅地については、ゆとりある良好な住環境の維持・増進を図ります。
- 新たに形成される住宅地については、必要に応じて、地区計画や地区まちづくり計画を活用し、周辺環境と調和した、身近なみどりなどのゆとりを感じる白井らしい価値のある住環境を誘導します。
- 地域のニーズに応じ、コンビニエンスストアなどの小規模な店舗やワーキングスペースなど、主に地域の住民を対象とした生活利便施設の立地誘導を検討します。
- 生活の中で身近なみどりを感じることができる公園や緑地を適切に配置します。
- 住宅地に点在する梨園などの農地を保全します。

② 中高層住宅地区

- 千葉ニュータウン事業を契機に整備され、高経年化している集合住宅については、特性や地域ニーズなどを踏まえ、住環境の維持・増進を図りつつ、改修や建替え、集約化など、状況に応じた整備が行われるよう地区計画のあり方などを検討します。
- 生活の中で身近なみどりを感じることができる公園や緑地を適切に配置します。
- 南山地域に位置する旧白井清掃センター跡地については、周辺の住宅地との調和を図るため、適切な土地利用を検討します。

③ 一般住宅地区

- 古くから市街地が形成されてきた白井地域では、オープンスペースを活かし、みどり豊かな住環境の維持・増進を図ります。
- 富士地域(市街化区域)や土地区画整理事業により面的に整備された西白井地域の既存の住宅地については、今後も戸建住宅を中心とした住宅を形成し、ゆとりある良好な住環境の維持・増進を図ります。
- 生活の中で身近なみどりを感じることができる公園や緑地を適切に配置します。

(2) 市街地ゾーン（産業系中心）

商業や工業等の産業系の都市機能が、周辺のみどりと共生する市街地環境の形成に向けた土地利用を図ります。

また、都市のにぎわいづくりや生活を支える機能の集積に向けた土地利用を図ります。

さらに、白井工業団地では、県内でも有数の内陸工業団地としての質の向上につながる土地利用を図ります。

① 商業業務地区（西白井駅周辺を除く）

- 桜台地域、国道16号沿道及び市役所南側の一部の地区については、周辺の住宅地との調和を図りつつ、商業や業務関連施設など、多様な機能の集積を図ります。

② 工業・物流地区

- 白井工業団地が位置する地区及び国道16号と一般県道千葉ニュータウン北環状線が交差する復インターチェンジ周辺地区については、既存の工業・物流関連施設を中心とする土地利用を進めるとともに、周辺の自然環境と共生した産業拠点として、適切な土地利用の誘導を図ります。

(3) 地域の魅力活用エリア

身近なみどりに囲まれたゆとりを感じる白井らしい暮らしの場と梨園などの豊かな農地が共存、調和した、自然と人の活動の親密なつながりを感じることができる土地利用を図ります。

また、主要産業である農業の生産基盤を支える土地利用を図ります。

さらに、周辺環境に配慮しつつ、社会潮流や広域的なまちづくりの動向に対応し、地域の特性や魅力を活かした新たな土地利用の可能性についても検討していきます。

① 緑農住共生地区

- 市街化調整区域は、梨園や田畑などの営農環境の保全を図り、周辺集落の自然と共存したゆとりある住宅地の維持・増進を図るため、基本的に「緑農住共生地区」として位置づけます。
- 梨園や田畑などの営農環境を保全・促進する土地利用を維持・誘導します。
- 市街地縁辺部や集落などにおける無秩序な開発を抑制しつつ、自然資源や文化資源、歴史資源、景観資源などの保全・活用を図ります。
- 必要に応じて、農業を軸とした地域振興の場の整備や地域と調和した新たな土地利用について検討します。

② 低密度住宅地区

- 富土地域のうち、市街化調整区域の範囲にある地区については、自然と共存したゆとりある低層住宅地を形成するため、「低密度住宅地区」として位置づけます。
- 無秩序な宅地開発の抑制及び地区環境の整序化を図ります。
- 「低密度住宅地区」のうち、活用可能な市有地については、周辺の環境と調和した、官民連携による地域振興や健康増進に資する新たな土地利用を検討します。
- 富士南園広場については、周辺の環境に配慮しつつ、民間活力による適切な利活用を検討します。

③ 拠点複合地区

- 一般県道千葉ニュータウン北環状線及び主要地方道市川印西線沿道のうち、国道464号白井市根交差点周辺から白井市役所入口交差点周辺(市街化区域を除く)において、広域拠点や生活拠点が位置する地区を、「拠点複合地区」と位置づけます。
- 民間活力により、商業や業務、交流、レクリエーション、観光、農業関連施設など、多様な機能が集積する利便性が高い拠点の形成を図ります。

④ 沿道商業・物流地区

- 国道16号沿道(市街化区域を除く)地区を、「沿道商業・物流地区」と位置づけます。
- 周辺環境との調和を図りながら、民間活力による沿道特性を活かす商業・物流関連施設、業務施設のほか、沿道サービス関連施設や農業関連施設などを適切に誘導し、秩序ある土地利用を図ります。

⑤ 産業融合検討地区

- 復地域のうち、主に白井市役所南側の市街化調整区域の範囲の一部を、中心都市拠点の形成に向けて、「産業融合検討地区」として位置づけます。
- 既存産業のポテンシャルの向上を図りつつ、新たな産業が融合した産業系の土地利用を検討します。

⑥ IC周辺検討地区

- 北千葉道路の(仮称)白井ICから概ね半径1km以内の区域及び(仮称)小室ICから概ね半径2km以内の区域(市街化区域及び沿道商業・物流地区、産業融合検討地区を除く)を「IC周辺検討地区」として位置づけます。
- ICを活用した民間活力による多様な産業の受け皿づくりを進め、工業、物流、業務関連施設など、地域の振興に寄与する施設の立地の誘導を図ります。
- 既存の自然資源や文化資源、歴史資源、景観資源などの保全・活用も図りながら、土地利用を検討します。

⑦ 構想道路沿道検討地区

- 構想道路のうち、国道16号交差部から市道00-001号(河原子街道)交差部までの区間を「構想道路沿道検討地区」として位置づけます。
- 構想道路の計画化に向けた検討に合わせて、成田空港の発着枠拡大や北千葉道路延伸の効果と、白井工業団地のポテンシャルの発揮を見据え、周辺環境との調和を図りながら、沿道の特性を活かす新たな産業を適切に誘導することを検討し、秩序ある土地利用を図ります。
- 既存の自然資源や文化資源、歴史資源、景観資源などの保全・活用も図りながら、土地利用を検討します。

⑧ 自然環境と産業の共生検討地区

- 谷田・清戸地区周辺の国道464号沿道及び一般県道千葉ニュータウン北環状線沿道(市街化区域及びIC周辺検討地区を除く)を中心とした面的エリアを「自然環境と産業の共生検討地区」と位置づけます。
- 成田空港の発着枠拡大や北千葉道路延伸の効果を見据え、持続的に既存の自然環境と共生する新たな産業を適切に誘導することを検討し、秩序ある土地利用を図ります。
- 既存の自然資源や文化資源、歴史資源、景観資源などの保全・活用も図りながら、土地利用を検討します。

(4) 中心都市拠点・生活拠点

都市機能が集積する白井駅周辺及び西白井駅周辺、白井市役所周辺について、さらなる機能の集積や高度化、利便性向上につながる土地利用を進め、拠点の形成を図ります。なお、拠点内のその他の地区については、各ゾーン又はエリアの土地利用方針に従います。

① にぎわい交流検討地区(白井駅周辺)

- 白井駅周辺の地区は、持続的なにぎわいと交流をもたらす都市機能を備えた拠点を創出するため、「にぎわい交流検討地区」として位置づけます。
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの活用による、白井駅南口駅前広場や白井駅前センターを含めた白井駅周辺の街区の再編、都市基盤整備など、合理的な土地利用の検討を行います。
- 住宅に加え、商業、業務、交流機能などを兼ね備えた、駅前にふさわしい複合施設や、飲食店や書店など、滞在の場を提供する時間消費型の施設の適切な誘導について検討を行います。
- 土地利用の誘導にあたっては、民間活力の導入による、より効率的、効果的な事業手法を検討します。

② 商業業務地区(西白井駅周辺)

- 西白井駅周辺の地区は、商業機能及び業務機能の充実を図るため、「商業業務地区」として位置づけます。
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの活用による、既存の商店街を含めた西白井駅周辺の街区の再編や都市基盤整備など、合理的な土地利用の検討を行います。
- 市域の駅勢圏を中心とした生活拠点として、居住機能と近隣商業サービス機能が複合した施設の立地誘導について検討します。
- 土地利用の誘導にあたっては、民間活力の導入による、より効率的、効果的な事業手法を検討します。

③ 行政・福祉・医療地区(白井市役所周辺)

- 白井市役所を中心とした地区は、行政機能をはじめとした各種機能の充実を図るため、「行政・福祉・医療地区」として位置づけます。
- 福祉及び医療機能施設の集積による白井市役所周辺地区の一体的な空間維持及び交流機能の強化を図ります。



図 土地利用方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

2 都市施設の整備方針

都市施設の整備方針として、道路・交通体系、公園・緑地、河川、上下水道等及びその他都市施設の整備及び維持管理に関する方針を定めます。

(1) 道路・交通体系の整備方針

基本的な考え方

市内と広域との円滑な連携を進めるとともに、誰もが安全に移動できる空間と自然環境に対する配慮を目指します。

- ① 子どもや障がい者、高齢者をはじめ全ての人々が安心して外出でき、歩ける環境を目指し、それぞれの地区が持つ特性を活かした、安全で快適な道路環境の計画・整備
- ② 市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実
- ③ 都市骨格である既存の幹線道路をより活かすための道路の充足とネットワーク化による交通の円滑な処理
- ④ 道路状況の把握と適切な修繕・補修

基本方針

●歩行者・自転車のネットワーク

既存の緑道を活用した自転車利用環境の充実

- ・ 千葉ニュータウン地域内に通る緑道のネットワーク化による、駅やサービス施設と各住戸が連続した、安全でかつ心地の良い自転車利用環境の充実に関して検討します。

歩行者・自転車通行空間の整備

- ・ 歩行者や自転車利用者の安全・安心な通行を確保するため、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備の検討及び自転車通行空間の整備の検討を行います。
- ・ 千葉ニュータウン地域内に通る緑道をはじめとしたゆとりある歩行空間を、住民のコミュニケーションの場などとして利活用することについて検討します。

シェアサイクルの導入

- ・ 交通結節点を起点としたシェアサイクルの導入を進めます。

●公共交通のネットワーク

バス

- ・市内の路線バスについて、路線維持を事業者へ要望します。
- ・コミュニティバスの利便性向上を図ります。

鉄道

- ・北総線の運賃やサービスの改善に関して要望します。
- ・鉄道事業者と連携して、鉄道の利便性向上や利用促進に寄与する取組を実施します。

その他の交通全般

- ・「白井市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の利用促進を図ります。
- ・白井駅、西白井駅周辺及び白井市役所においては、多様な公共交通機関及び移動手段との結節点の機能強化を図ります。
- ・次世代モビリティなど新技術の動向を踏まえ、地域などとも連携しながら公共交通を補完する新たな移動手段の導入を図ります。

●道路のネットワーク

「広域幹線道路」「地域間幹線道路」「都市幹線道路」「補助幹線道路」による道路のネットワークの形成を図ります。

なお、計画道路については計画的に事業を推進し、構想道路については計画化への検討を行います。

広域幹線道路

- ・広域間の連携を担う広域幹線道路の整備促進を要望します。
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理を要請します。

地域間幹線道路

- ・本市と近隣都市とを結ぶ幹線道路である地域間幹線道路の整備を要望します。
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理を要請します。

都市幹線道路

- ・市内の骨格を形成する都市幹線道路の整備を計画的に推進します。
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理を行い、市道以外には適切な維持管理を要請します。

補助幹線道路

- ・都市幹線道路を補完し、地区内の円滑な通行・連携を支える補助幹線道路の整備を推進します。
- ・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理を行います。

その他道路

- ・市民の日常生活を支える生活道路については、災害時などの避難行動や緊急車両のアクセス障害などが生じないように、狭あい道路の拡幅の検討を行います。
- なお、「低密度住宅地区」については、地区全体の道路ネットワークの機能が十分ではないことから、災害時における安全性をより一層確保していくため、開発事業者などにより、必要な生活道路を適切に配置します。

●道路の適切な維持管理

- 国・県道などの幹線道路への適切な道路修繕・補修に関して関係機関に要請します。
- 市道についての道路、橋梁、付属物の状況把握(点検)及び修繕・補修を計画的に行います。
- 街路樹などについては、生活環境や景観に配慮した適切な維持管理を行います。
- みどりのネットワークを形成する緑道の適切な維持管理を行います。

第1章

第2章

第3章

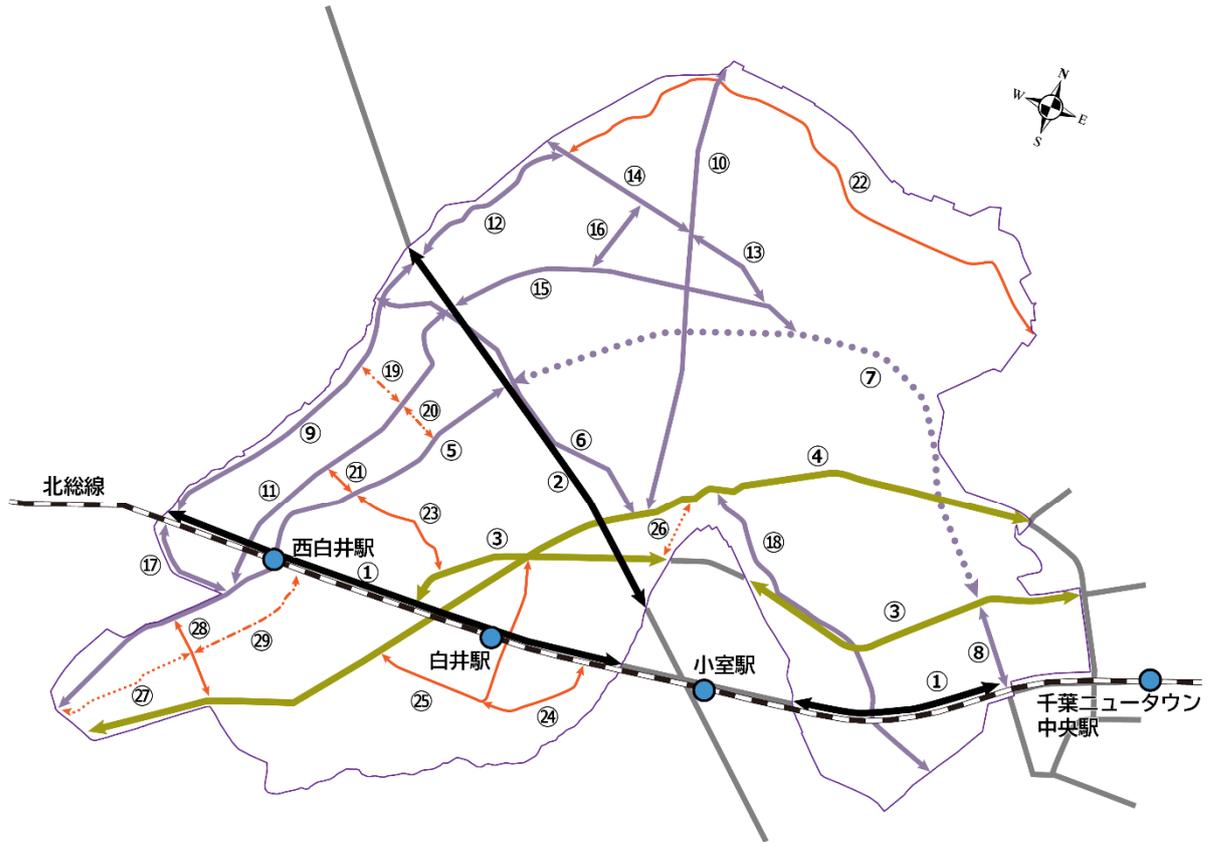
第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料



整備済道路				未整備道路	
—	—	—	—	---
—	—	—	—	---
—	—	—	—	---

広域幹線道路	①	国道464号(北千葉道路)	補助幹線道路	19	市道00-139号線
	②	国道16号		20	(仮)根七次台線
地域間幹線道路	③	一般県道千葉ニュータウン北環状線(県道189号)	21	市道00-009号線	
	④	主要地方道市川印西線(県道59号)	22	市道00-137号線/市道00-002号線	
都市幹線道路	⑤	一般県道西白井停車場線/市道00-007号線/市道00-016号線/市道00-017号線/市道00-018号線	23	市道00-010号線	
	⑥	一般県道白井流山線	24	市道00-129号線	
	⑦	(仮)木十余一線	25	一般県道白井停車場線/市道00-015号線	
	⑧	市道00-020号線	26	(仮)下長殿線	
	⑨	市道00-021号線/市道00-135号線	27	(仮)富士南園栄線	
	⑩	市道00-001号線	28	市道00-111号線	
	⑪	市道00-006号線/市道00-007号線	29	市道12-002号線	
	⑫	市道00-136号線			
	⑬	市道00-103号線			
	⑭	市道00-003号線			
	⑮	市道00-004号線/市道00-005号線			
	⑯	市道00-102号線			
	⑰	市道00-121号線			
	⑱	市道00-012号線/市道00-013号線/市道00-014号線			

図 道路ネットワークの整備方針図

(2) 公園・緑地の整備方針

基本的な考え方

土地利用の方針を踏まえつつ、都市公園や緑地の計画的な創出により、レクリエーション機能及び防災機能、景観形成機能などを伴った、市民が健康にらせる都市環境の形成を図ります。

また、公園・緑地の維持、管理、活用に際しては、市民と行政の協働を促進します。

- ① 市による都市公園等の整備検討と民有地の緑化の誘導等による豊かな緑地の創出
- ② 市民との協働による持続的なパークマネジメントの推進

基本方針

●公園・緑地の整備

都市公園

- ・ みどりが不足している既成市街地などの地域では、居住環境の向上を図るため、公園などの積極的な整備を検討します。
- ・ 既成市街地と市街地縁辺部の周辺住宅地などの再編に合わせた公園整備を検討します。
- ・ 集合住宅と一体的に空間が形成されている公園については、集合住宅の建替えに合わせ一体的に再編するなど、協調した整備を検討します。

緑地・緑道

- ・ 公園機能を補完するポケットパーク等の身近な公共空地の創出を検討します。
- ・ 市街地と周辺地域との緩衝緑地としての役割を担っている緑地の保全を図ります。
- ・ 主に、市街化調整区域において、地域の特性に応じた良好な自然環境を有する緑地のあり方を検討します。

敷地内の緑

- ・ 千葉ニュータウン地域における団地内においては、既存緑地の活用を図るとともに、歩行者空間におけるみどりの拡充を図ります。
- ・ 施設に対する緑化の手本となることを目指した、公共公益施設での積極的な緑化を促進します。
- ・ 良好な生活空間の創出に向けて、店舗のオープンスペースや住宅の敷地などの民有地での緑化の促進に努めます。

既存のみどりを活用した小さな拠点

- ・ 里山や雑木林などの既存のみどりを活用した、憩いの場や環境学習の場など、地域の特性に応じた新たな整備や利活用について検討します。

●公園・緑地のマネジメント

公園の維持管理

- 公園などで行われている市民活動団体などとの協働による維持管理について、手法や広報の充実を図ります。
- 規模の大きい公園については、地域の外からも人を呼び込み、にぎわいや交流の拠点とするため、Park-PFIなどによる民間運営施設の導入や公募設置管理制度の導入などを検討します。
- みどりの情報提供や広報活動などにより、市民のみどりに対する意識の醸成を図ります。
- 市民による公園・緑地などの維持管理を目指した組織の設立を検討します。
- 事故防止や防犯の視点から安全が保たれるような公園の適切な維持管理を行います。
- 公園施設の計画的な機能充実や補修を行います。

市民の主体的な利活用の促進

- 公園・緑地などでのイベント開催などに対し、柔軟な対応を図ります。
- 公園・緑地が市民活動等の場となるよう積極的な活用を促進します。

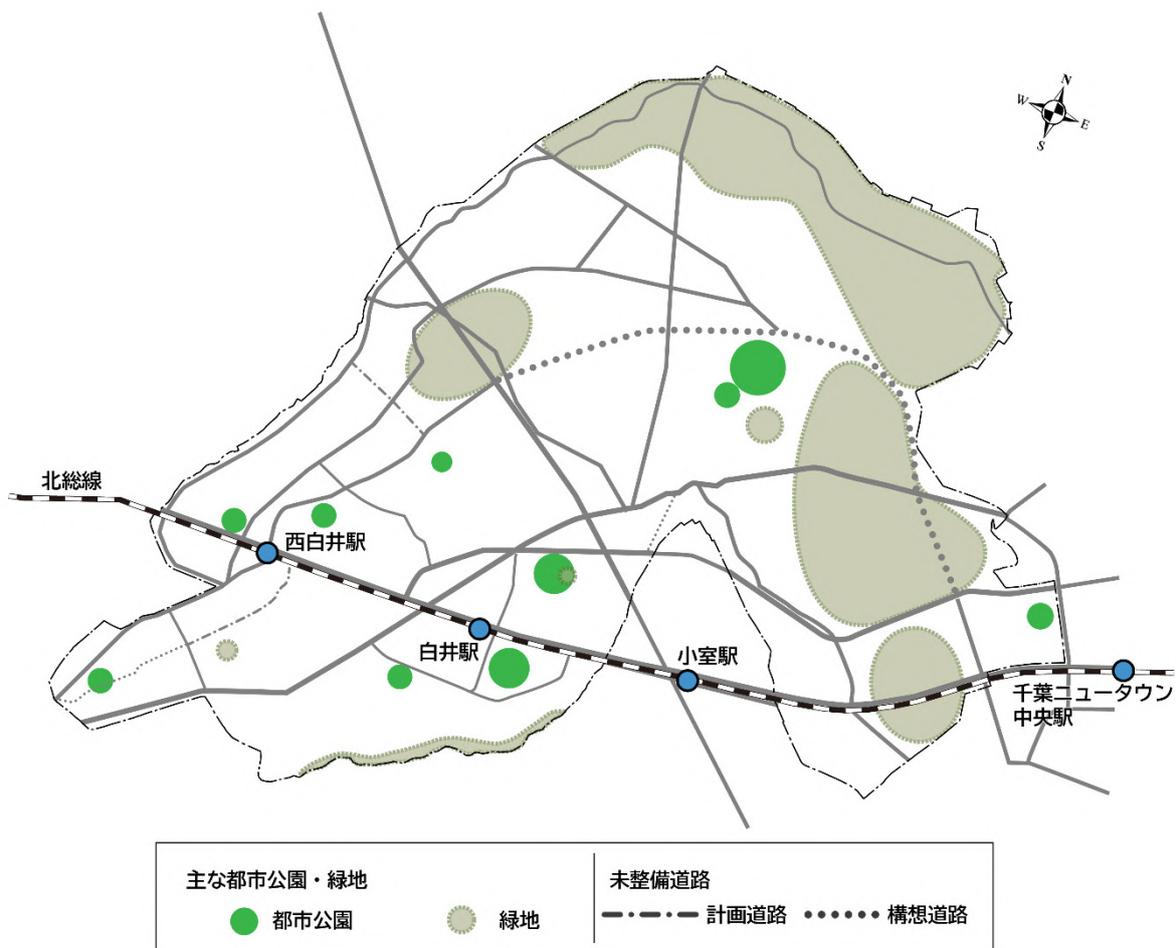


図 公園・緑地の整備方針図

(3) 河川・上下水道等の整備方針

基本的な考え方

公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、グリーンインフラの適切な整備、維持を通じて、公衆衛生の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図ります。

また、基盤整備として、市民の健康で文化的生活を支えるとともに、各種の産業活動や都市機能を維持するばかりではなく、地下水汚染や地盤沈下等も考慮し、上水道施設の充実を図ります。

河川・水路については、治水機能を高めていくとともに、景観や水質、自然環境等に配慮した市民の憩いの場として、安全でかつ親水性を備えた水辺空間づくりを推進・要望します。

- ① 防災対策とともに、災害時における救援対策を考慮した安心・安全の向上
- ② 現在計画策定されている下水道整備などの都市施設の整備の推進
- ③ 自然環境の保全から環境負荷の軽減を念頭においた都市施設の整備の推進

基本方針

●河川・水路

- ・ 河川の氾濫による被害を最小限にするため、関係機関に治水機能の向上に関して要望します。
- ・ 憩い・自然学習の場としての、安全な親水性の高い空間づくりを推進します。
- ・ 周辺市や関係機関との調整に基づく水路等の維持、改修や調整池の活用を図ります。
- ・ 近年増加するゲリラ豪雨等の対策を視野に入れた雨水排水施設の整備を促進します。

●下水道

- ・ 公共下水道(汚水)の整備を推進します。
- ・ 公共下水道(汚水)整備が困難な区域では、合併処理浄化槽による汚水の適正処理を促進します。
- ・ 公共下水道(雨水)は、既成市街地における浸水防除を図るため、近年増加するゲリラ豪雨等の対策を視野に入れた雨水排水施設の整備を計画的に推進します。
- ・ 雨水排水施設の負荷軽減につながる、グリーンインフラ(雨水の貯留・涵養機能等)の整備を促進します。
- ・ 公共下水道(汚水・雨水)の、計画的な改修や適切な維持管理を推進します。
- ・ 非常時に対応できる危機管理対策を推進します。

●上水道

- ・ 全市給水を図るため水源の確保、配水施設整備の計画的な推進を図ります。
- ・ 水質管理等を基本とした県営水道・市営水道による安全・安心な水の安定供給を図ります。
- ・ 施設の老朽化・耐震化対策として上水道の計画的な改修や適切な維持管理を推進します。
- ・ 非常時に対応できる危機管理対策を推進します。
- ・ 市民の節水に対する意識醸成を図ります。



図 河川・水路等の整備方針図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

(4) その他都市施設の整備方針

基本的な考え方

市民が健康に、安心して、安全に生活できる都市環境を目指し、社会状況やライフスタイルの変化に対応した都市施設の整備を推進します。

都市施設を整備する際には、高齢社会に向けたバリアフリーへの対応と、環境に対する影響に配慮しながら進めます。

- ① 持続的な都市の運営を前提とした、シビルミニマムの達成
- ② ライフサイクルコストの観点からの計画的な維持管理(長寿命化)及び更新
- ③ 防災性の高い施設整備による安心できる都市づくり
- ④ バリアフリーと環境負荷の軽減を念頭においた都市施設の整備

基本方針

●ごみ処理施設

- ・ 印西地区環境整備事業組合が策定した「印西地区ごみ処理基本計画」に基づく、一般廃棄物処理施設の整備及び適正な施設の維持管理を進めます。

●生活関連施設等

- ・ 老朽化に対応した施設の再編及びバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修などの検討を行います。
- ・ 公共公益施設の複合化やネットワークの強化による施設の有効利用と機能向上を検討します。
- ・ 高齢社会や子育て環境の向上に対応した保健・福祉・医療関連施設の維持・充実を検討します。
- ・ 児童生徒数の動向などに対応して、必要となる学校教育施設の改修等を検討します。
- ・ 各種施設の防災性の向上を図ります。

3 都市環境の形成方針

都市環境の形成方針として、住環境の整備及び自然的環境の整備についての方針を定めます。

(1) 住環境の整備方針

基本的な考え方

自然が身近にあり、生活の快適さを感じることができる住環境の整備を推進するとともに、豊かなコミュニティの育成を図ります。

- ① ゆとりを感じられる白井らしい豊かな住環境の実現
- ② 計画的な住環境整備の誘導

基本方針

●市街化区域内の低層住宅の住環境

- ・ 身近な公園やみどりを付加価値とした白井の魅力を活かした住環境の整備を促進します。
- ・ みどりと近接した住環境の保全を図ります。
- ・ 地区計画、地区まちづくり計画などによる良好な住環境の保全を図ります。
- ・ 住宅ストックの質の向上支援をはじめとしたリフォーム支援等による良質な住宅の供給を促進します。
- ・ 若い世代が住みやすい住宅の供給を促進します。
- ・ 空き家や空き部屋の利活用の促進を検討します。

●市街化調整区域の低層住宅の住環境

- ・ 地区計画や地区まちづくり計画などによる、良好な住環境の形成と合理的な土地利用を誘導します。

●市街化区域内の集合住宅

- ・ ニュータウン開発によって整備された分譲マンションの更新を見据えた先行事例などを調査・研究し、想定される課題と将来を見据えた有効な対策や支援のあり方を検討します。
- ・ 分譲マンション管理水準の一層の向上のため、専門家の仲介等をはじめとした支援を検討・実施します。
- ・ 分譲マンションの老朽化対策として、建替えやリノベーション、リフォーム等についての所有者の意識醸成を図るため、調査・研究や情報提供、相談窓口の設置等の仕組みづくりを行います。
- ・ 空き家や空き住戸の適正管理の推進やその利活用を検討します。

●その他

- ・ 地域コミュニティの維持、活性化をもたらす場づくりを検討します。
- ・ 住宅周辺における、生活利便施設の誘導を図ります。

(2) 自然的環境の整備方針

基本的な考え方

谷津をはじめとした、白井市の特徴ある自然環境の保全、活用を進めていきます。

また、市街地においても、多様な主体が一体となって公園や街路樹、公共施設、民有地のみどりの充実化に取り組み、うるおいのある都市環境の形成を図ります。

農地や田畑についても、みどりの資源の一つとして位置づけ、健全な環境の保全、活用に取り組みます。

以上を踏まえ、「白井市景観とみどりの基本計画」(令和8年度(2026年度)中に策定予定)に基づいて、魅力ある自然的環境の形成を図ります。

さらに、「白井市環境基本計画」と連携し、低炭素社会、循環型社会の形成を目指して、地球環境、生物多様性などに配慮した都市づくりを進めます。

- ① 都市のうるおいや保水等のみどりが有する多様な機能の保全
- ② 市民の環境に関する取組への意識の醸成
- ③ 公共交通機関や自転車等が利用しやすい都市空間の形成

基本方針

●樹林地・谷津(谷津田)・里山などの緑地

- ・ 樹林地や谷津(谷津田)、里山などのゆとりを感じられる白井らしい環境の保全を図ります。
- ・ 環境学習、レクリエーションなど市民活動の場としての里山の保全や整備を推進します。
- ・ 自然環境に対する市民意識の醸成を図るとともに、緑地保全活動等を促進します。
- ・ 健全な生態系が持続する環境の保全や創出を図ります。
- ・ 緑地が有する多様な機能に着目して、グリーンインフラとしての効果的な整備や維持管理を推進します。
- ・ 樹林地や谷津(谷津田)、里山などの白井らしい環境に影響する大規模な開発計画等については、まず影響を回避・最小化する方法について、地権者の意向を尊重しつつ、専門的知見も活用して代替地の整備や代替措置等を検討します。

●水辺

- ・ 健全な生態系が形成・循環する空間としての河川と周辺緑地の保全を推進します。
- ・ 河川沿いの散策路など自然のうるおいを享受できる空間の形成に向けた検討を行います。
- ・ 水系を考慮した湧水地や涵養林との一体的な保全(グリーンインフラ)を推進します。
- ・ 水辺の保全・活用に関する市民活動の普及を図ります。

●市街地のみどり

- 都市の環境に対する市民意識の醸成を図るとともに、市民の主体的な活動を促進します。
- 市街地における緑地や植栽などの創出や適切な維持管理、利活用を促進します。
- 緑地等が有する多様な機能に着目して、グリーンインフラとしての効果的な整備や維持管理を推進します。
- 居住環境を害するおそれのある土地利用変更や建築行為等の防止や改善の誘導を行います。
- 再生可能エネルギーの導入や利用を促進します。また、既存エネルギーの高度利用や省エネルギーにつながる設備の整備を促進します。

●自然、歴史・文化

- 農地や自然空間と一体となった地域の保全を図ります。
- 歴史的な文化財等と一体となった緑地の保全を図ります。
- 自然・田園風景に対する市民意識の醸成を促進します。

4 都市景観の形成方針

基本的な考え方

本市の都市景観を構成する、「落ち着いたある街並み」「身近に存在している豊富なみどり」「まちへの愛着が持てる歴史や文化」などの地域資源について、良好な景観とみどりの形成に向けて市民・事業者・活動団体・行政をはじめとした多様な主体でまもり、つくり、そだて、次世代に継承していきます。

- ① 本市の地域資源を活用した良好な景観とみどりの形成・継承
- ② 市民の景観に関する取組への意識の醸成

基本方針

●市街地景観

- ・ 白井駅周辺や西白井駅周辺は、本市の拠点及び玄関口として、本市の“顔”となる景観形成を図ります。
- ・ 千葉ニュータウン地域における計画的に開発された市街地の良好な景観の保全を図ります。また、まちの成熟化による深みのある景観形成を図ります。
- ・ 既成市街地においては、ゆとりある居住環境の実現につながる景観形成を図ります。
- ・ 落ち着いたある居住環境の保全のため、屋外広告物の誘導を図ります。

●自然景観、歴史・文化景観

- ・ 農地や自然空間と一体となった、白井らしい原風景の保全を図ります。
- ・ 生活や営農など、地域文化とともに培われてきた歴史的・文化的な景観の保全を図ります。

●市民意識

- ・ 景観に対する市民意識の向上を図ります。
- ・ 景観形成を担う市民や事業者の発掘や育成を促進します。

5 都市防災の方針

基本的な考え方

本市は、これまで大きな災害などの少ない地域ではあるものの、近年激甚化する風水害や将来的な発生が予想される大規模な地震などを想定し、安全なまちで安心な暮らしを送れるよう、「白井市地域防災計画」及び「白井市国土強靱化地域計画」と連携し、災害に強い都市づくりを推進していきます。

- ① 自然災害に強い都市づくりの推進
- ② 減災の視点からの対策の推進
- ③ 自助・共助・公助の連携による防災の推進

基本方針

●都市施設

- ・ 防災活動拠点の耐震化及び電源や熱源の多重化等による都市施設の安全化に努めます。
- ・ 道路・都市公園の整備、緑地・農地の保全による防災空間の確保に努めます。
- ・ 土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立をはじめとする各種防災・減災対策などを推進します。

●建築物等

- ・ 「白井市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化の促進に努めます。
- ・ 災害時に迅速な避難などの妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業により安全対策の促進に努めます。
- ・ 市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」に基づき、用途や使用状況などを勘案した耐震化の方針を踏まえて、耐震化を図ります。

●避難施設

- ・ 避難収容体制の確保に向けて、避難場所や避難所の指定、整備を進めます。
- ・ 避難所における、避難環境の改善に努めます。

●自主防災活動

- ・ 自主防災組織の設置を促進し、地域に応じた防災活動の推進に努めます。
- ・ 防災意識の改革や防災活動などの活性化を図るため、自主防災組織に交付する資機材の充実を行うなど、防災まちづくりへの支援を行います。
- ・ 市民の防災への意識醸成を図ります。
- ・ 市内の事業者等による防災活動との連携を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第6章

地区別の基本方針

- 1 第1地区の都市づくりの重点方針
- 2 第2地区の都市づくりの重点方針
- 3 第3地区の都市づくりの重点方針
- 4 第4地区の都市づくりの重点方針
- 5 第5地区の都市づくりの重点方針
- 6 第6地区の都市づくりの重点方針

第6章 地区別の基本方針

地区の区分は、従来の計画を踏襲し、概ね小学校区を基本に、地域の同一性等を考慮して次のように設定します。

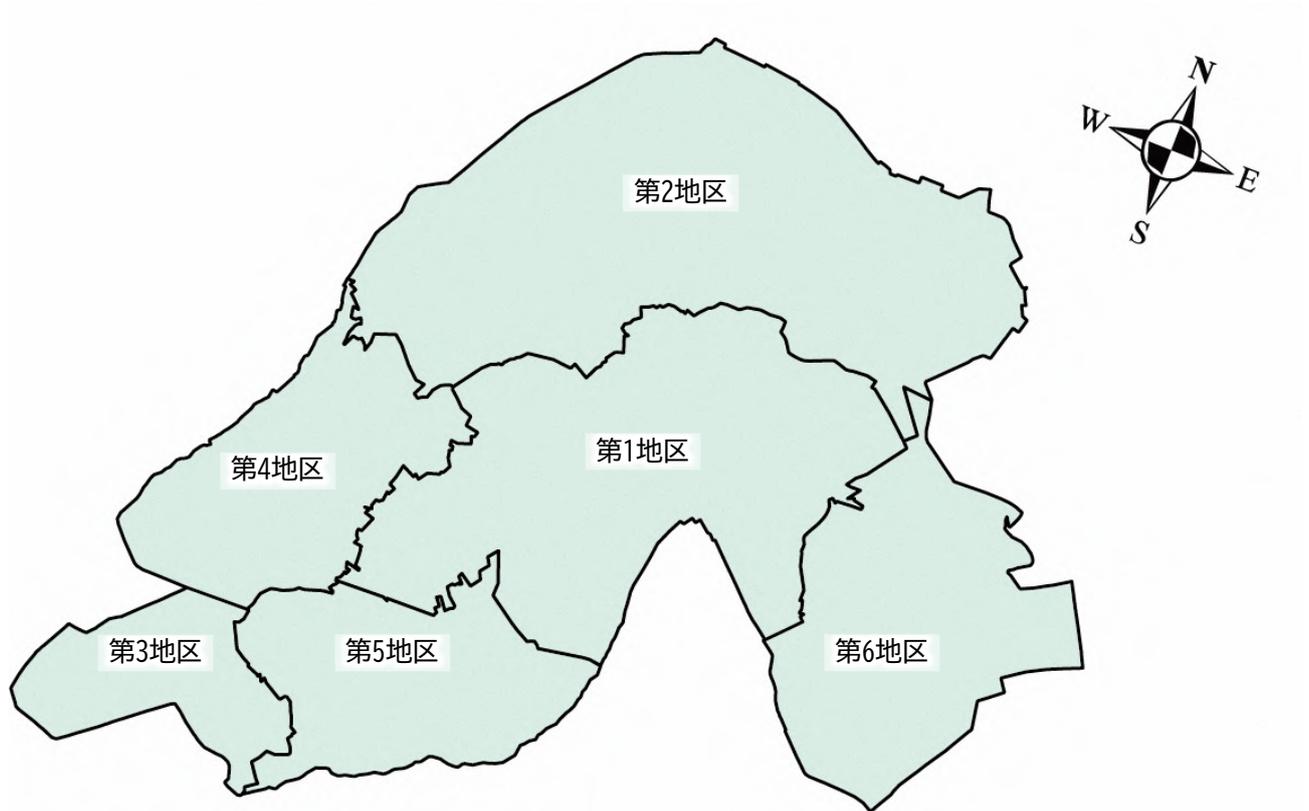


図 地区区分図

表 各地区の概要

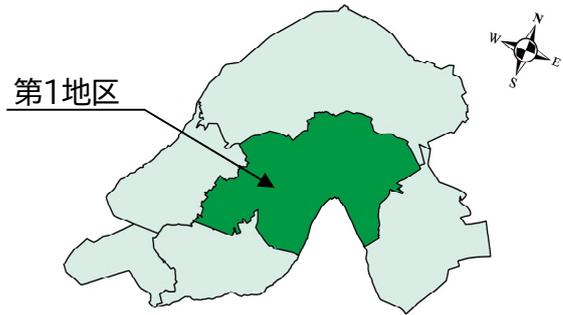
地区	小学校区	概要
第1地区	第一小学校区	白井市の中心に位置し、旧来の市街地である白井地区を中心とした地区
第2地区	第二小学校区	白井工業団地が立地するほか、下手賀沼に隣接し、農地や自然の多い地区
第3地区	第三小学校区	戦後に都市化が進んだ富士地区を中心とした地区
第4地区	大山口小学校区・清水口小学校区 ・七次台小学校区	千葉ニュータウン事業によって整備された西白井駅を中心とした地区
第5地区	南山小学校区・池の上小学校区	千葉ニュータウン事業によって整備された白井駅を中心とした地区
第6地区	桜台小学校区	千葉ニュータウン事業によって整備された桜台を中心とした地区

1 第1地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

【地勢・立地特性】

- 第1地区は、市域の中心部に位置し、多数の道路の結節点となっている。
- 地区内に神崎川と二重川が流れ、河川沿いは低地部が形成されている。



【土地利用】

- 主要地方道市川印西線沿いには低層の住宅が並び、比較的古い民家がある。
- 地区南西部に市役所があり、その周辺に公益的施設が集積するなど、シビックゾーンが形成されている。
- 地区北部や東部にかけて市街化調整区域となっており、耕作地や緑地が広がっている。
- 特に、地区北部の耕作地に、梨畑が広がる。
- 主要地方道市川印西線沿いに、個人店が点在している。
- 国道16号沿いに、商業施設が点在している。
- 河川に沿って、水田地帯が連担する。



白井市役所



白井市文化センター

【公共・基盤施設】

- 市役所を中心に全市及び地区の拠点となる公共施設が集積する。
- 国道16号と主要地方道市川印西線及び一般県道千葉ニュータウン北環状線が交差し、地区の骨格道路となっている。
- 市域のレクリエーション拠点である白井運動公園や市民プール、白井総合公園、神々廻市民の森、所沢市民の森が立地するなど、市民のためのレクリエーション空間が充実している。

【特徴的資源】

- 白井運動公園や白井総合公園が立地するなど、周辺の緑地と相まって豊かなみどりの環境が形成されている。
- 国道16号沿道には、農産品の発信拠点であるJA直売所やおばあくが位置する。
- 法目川沿いに集落が形成されており、生垣や屋敷林がある大きい民家が多く立地している。
- 主要地方道市川印西線沿いには、市内外からも人が訪れる、白井そろばん博物館が立地している。



白井運動公園



神々廻市民の森

(2) 地区の重点方針：中心都市拠点と農業が隣り合い調和する地区

第1地区では、市役所周辺を核とした都市機能の集約と、梨園などの農業環境との調和を図るまちづくりを進めます。

白井駅から市役所までの歩行環境の改善や地域公共交通の検討により、移動の利便性を高めます。

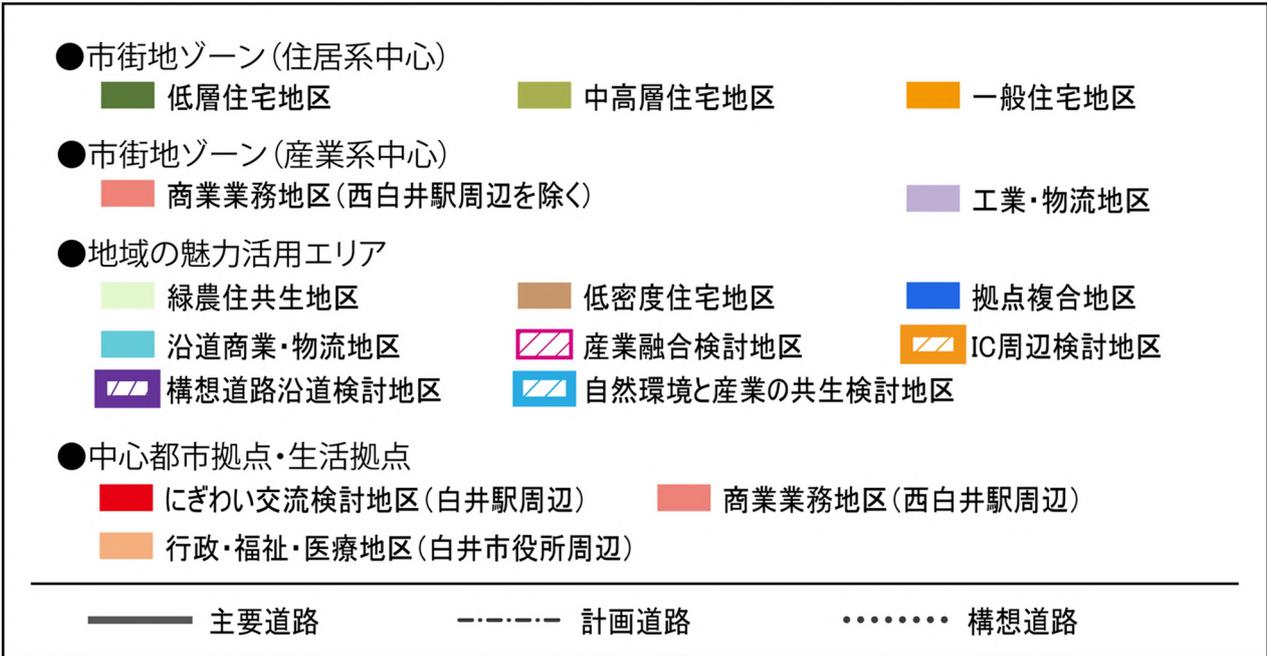
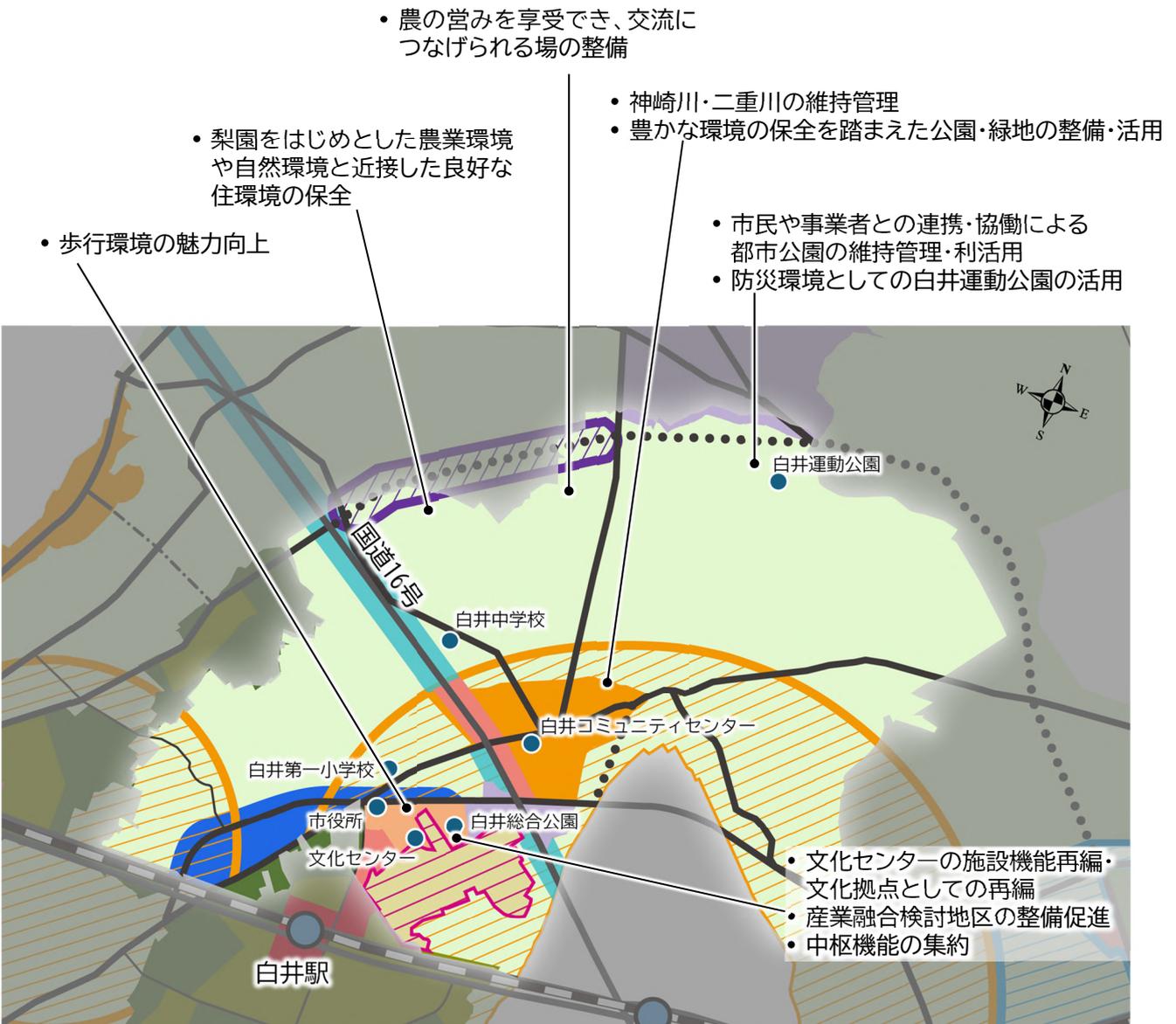
緑地や公園の整備、河川沿いの親水空間の保全を通じて、自然と共生する都市環境を形成します。さらに、文化センターの再編や産業融合検討地区の整備を通じて、地域のにぎわいと新たな産業の創出を目指します。

【都市施設の整備方針】

道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白井駅から市役所周辺にかけての歩行環境の魅力向上 ・ 地域内の移動を支える地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな環境の保全を踏まえた公園・緑地の整備・活用 ・ 市民や事業者との連携・協働による都市公園の維持管理・利活用
河川・上下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神崎川・二重川の維持管理
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センターの施設機能の再編 ・ 産業融合検討地区の整備促進

【都市環境の形成方針】

拠点環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所周辺を核とした中枢機能の集約 ・ 国道16号沿道の沿道商業・物流地区や商業業務地区、一般県道千葉ニュータウン北環状線沿道の拠点複合地区における民間の活力によるにぎわいが形成される立地誘導 ・ 産業融合検討地区における新たな産業が融合した土地利用の推進
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な暮らしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進 ・ 梨園をはじめとした農業環境や自然環境と近接した良好な住環境の保全
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな環境を保全する緑地や、緑地環境を持つ公園の整備・活用 ・ 市街地とみどりが調和した地区の特性を活かした景観の創出とその活用 ・ 梨園をはじめとした農業環境や豊かな緑地環境の保全 ・ 農の営みを享受でき、交流につなげられる場の整備
歴史・文化的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化拠点としての文化センターの機能の再編・活用
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白井総合公園及び白井運動公園の活用 ・ 避難所の機能の充実



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

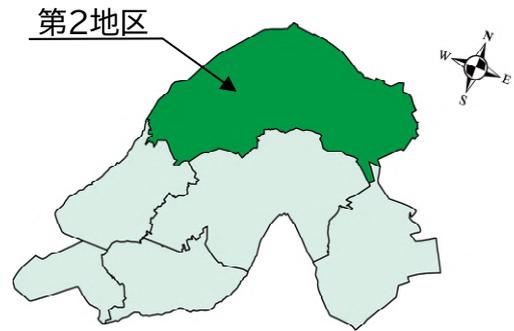
参考資料

2 第2地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

【地勢・立地特性】

- 第2地区は、市域の北部に位置する。
- 平坦な本市の中では、比較的、起伏に富んだ地形を有する。
- 地区北側の柏市との境界付近には、金山落が流れる。



【土地利用】

- 丘陵の谷部や街道に沿って集落が形成されている。
- 下手賀沼沿い及び金山落沿いを中心に豊かな水田地帯が広がる。
- 地区中心部には、県内の内陸工業団地で最大規模の白井工業団地が位置する。



金山落



白井工業団地

【公共・基盤施設】

- 白井第二小学校、公民センターが地区の拠点となっている。
- 河原子街道が地区中心部を縦貫し、鮮魚街道が東西に走るなど、工業団地を中心に他地区との道路ネットワークが形成されている。
- 白井工業団地へのアクセス道路(市道00-136号線)の整備が進められている。

【特徴的資源】

- 旧平塚分校の木造校舎がかつての姿のまま残っている。
- 丘陵部からの下手賀沼への眺望、豊かな水田地帯など、特徴的な景観が形成されている。
- 今井の桜など、水辺に映える良好な風景がみられる。
- 旧街道、小森城跡、国指定重要文化財である滝田家住宅など、歴史的な資源が点在する。
- 地区には里山が数箇所ある。
- 平塚地区には、台地が浸食されてできた谷津田がみられる。
- 平塚・名内の田園において、過去にヘイケボタルやオオタカ、チョウゲンボウといった生物が生息し、生態系の上でも貴重な自然環境が残されていることが報告されている。(平成16年度(2004年度)から平成20年度(2008年度)にかけて実施された「白井市生物多様性調査」より)



旧平塚分校



丘陵部からの下手賀沼の眺望



谷津田の景観

(2) 地区の重点方針：工業と農業が共生する地区

第2地区では、白井工業団地を中心とした産業基盤の強化と、梨園や水田などの農業環境の保全を両立させるまちづくりを進めます。

工業団地へのアクセス性向上や地域公共交通の充実を図るとともに、谷津や雑木林を活かした交流空間の整備を推進します。また、旧平塚分校の活用による地域連携や、親水空間の整備など、自然・歴史資源を活かした地域活性化を目指し、工業と農業が共生する都市環境を形成します。

【都市施設の整備方針】

道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地を支える道路ネットワークの形成 安全な歩行者ネットワークの形成 地域内の移動を支える地域公共交通の検討 工業団地へのアクセス性を高める地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな緑地環境の保全・活用 谷津や雑木林など特徴のある空間を活用した交流空間の整備 工業団地における緑化の促進
河川・上下水道等	<ul style="list-style-type: none"> 親水空間の維持管理
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧平塚分校の活用による交流の場づくり 工業団地の機能更新を中心とした地域活性化

【都市環境の形成方針】

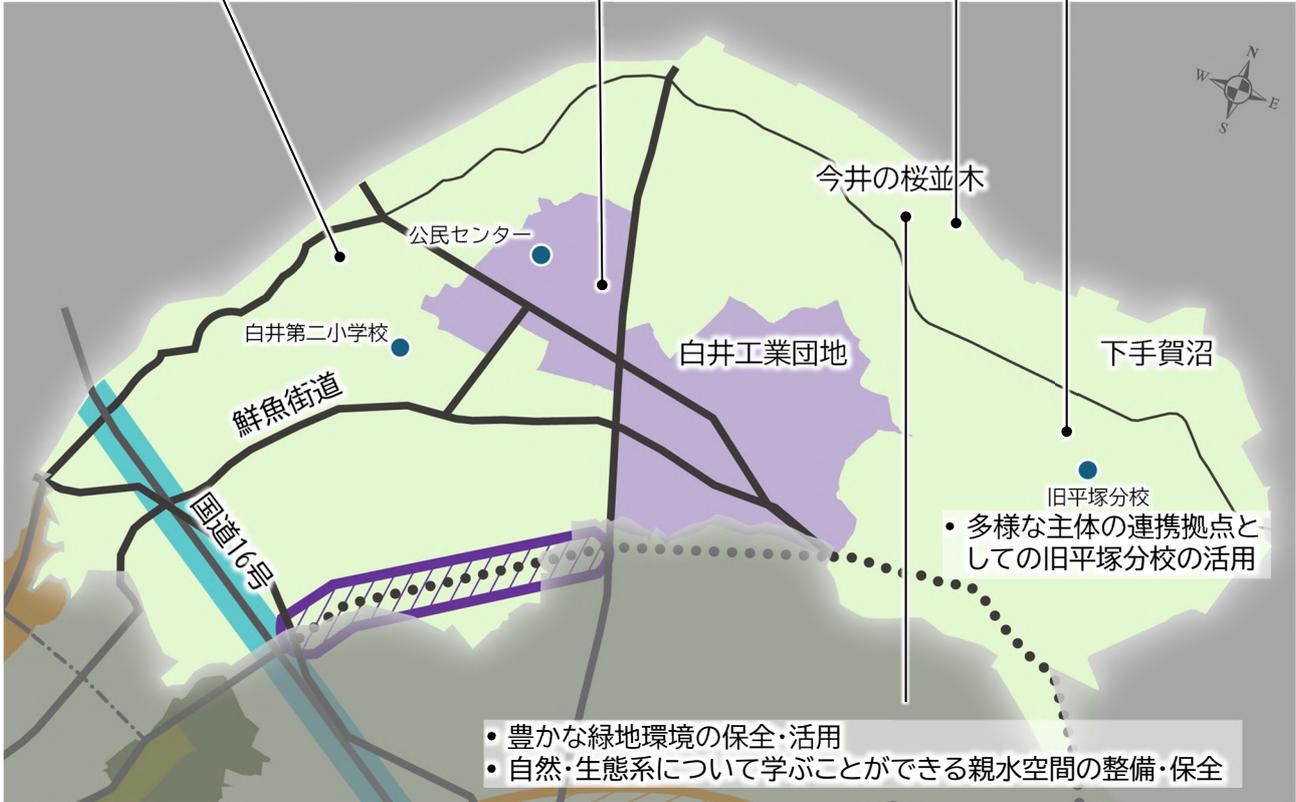
住環境	<ul style="list-style-type: none"> 多様な暮らしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進 梨園をはじめとした農業環境や自然環境と共生する住環境の保全
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> 金山落から下手賀沼の環境・景観の保全 谷津の保全・利活用 自然に触れることのできる里山と水辺環境を活用した交流空間の整備 自然・生態系について学ぶことができる親水空間の整備・保全
歴史・文化的環境	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な農村景観の保全 歴史資源としての旧平塚分校の活用による交流の場づくり
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> 避難所環境の機能の充実

- 多様な暮らしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進
- 梨園をはじめとした農業環境や自然環境と共生する住環境の保全

- 工業団地を支える道路ネットワークの形成
- 工業団地における緑化の促進

- 金山落から下手賀沼の環境・景観の保全

- 谷津の保全・利活用



●市街地ゾーン(住居系中心)

■ 低層住宅地区

■ 中高層住宅地区

■ 一般住宅地区

●市街地ゾーン(産業系中心)

■ 商業業務地区(西白井駅周辺を除く)

■ 工業・物流地区

●地域の魅力活用エリア

■ 緑農住共生地区

■ 低密度住宅地区

■ 拠点複合地区

■ 沿道商業・物流地区

■ 産業融合検討地区

■ IC周辺検討地区

■ 構想道路沿道検討地区

■ 自然環境と産業の共生検討地区

●中心都市拠点・生活拠点

■ にぎわい交流検討地区(白井駅周辺)

■ 商業業務地区(西白井駅周辺)

■ 行政・福祉・医療地区(白井市役所周辺)

—— 主要道路

- - - - 計画道路

..... 構想道路

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

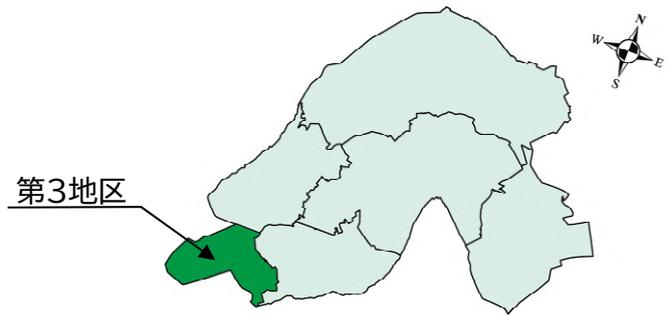
参考資料

3 第3地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

【地勢・立地特性】

- 第3地区は、市域の南西部に位置する。
- 神崎川沿いは周囲に比べて標高が低くなっている。



【土地利用】

- 地区西部は市街化区域に含まれており、市内では比較的古い既成市街地が広がっているが、農地（生産緑地）も散見される。
- 街道沿いには小売店等の土地利用もみられる。
- 地区中心部から東部には農地や林地が多くみられる。
- 地区北部から中央部にかけては、近年、農地から住宅地への用途転換がなされた箇所があり、住宅地と農地が混在する土地利用となっている。



地区西部における既成市街地



街道沿いの小売店

【公共・基盤施設】

- 白井第三小学校及び富士センターが地区の拠点施設となっている。
- 地区北部に市道00-007号線等(風間街道)、地区南部に主要地方道市川印西線がそれぞれ通る。
- 地区の西部には、令和6年(2024年)に防災拠点となる富士公園がオープンした。
- 地区内の大雨に対する雨水排水能力の向上を図るため、公共下水道(雨水排水施設)の整備が進められている。

【特徴的資源】

- 地区北西部には富士南園広場が立地し、正式な利用方法が決まるまでの間は多目的広場として利用されている。
- 地区北東部には、江戸時代に形成された中野牧の遺構として、八幡溜野馬土手がある。
- 地区中央部には、八幡神社が立地しており、祭りの会場としても利用されている。八幡神社の周辺には神崎川の起点となる水路がある。
- 神崎川沿いの一部では、自然の親水空間が形成されており、市民による環境学習の取組みみられる。
- 白井第三小学校の近辺には、特別保全緑地などの手入れがされた雑木林が存在する。



富士公園

(2) 地区の重点方針：

ゆとりある暮らしを可能にする土地利用の誘導と住民によるコミュニティ主体の地区

第3地区では、ゆとりある暮らしを可能にする土地利用の誘導と地区コミュニティ主体のまちづくりを推進します。生活道路など未整備道路の整備や、安全な歩行者ネットワークの形成により、移動の利便性と安全性を高めます。

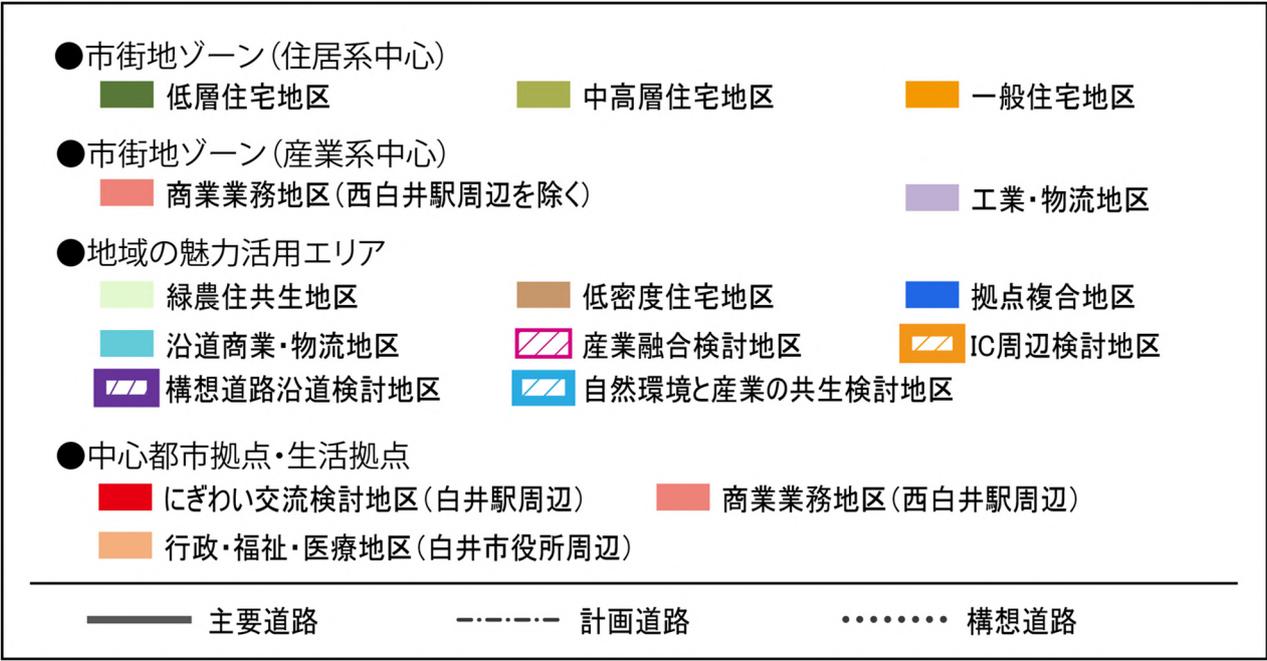
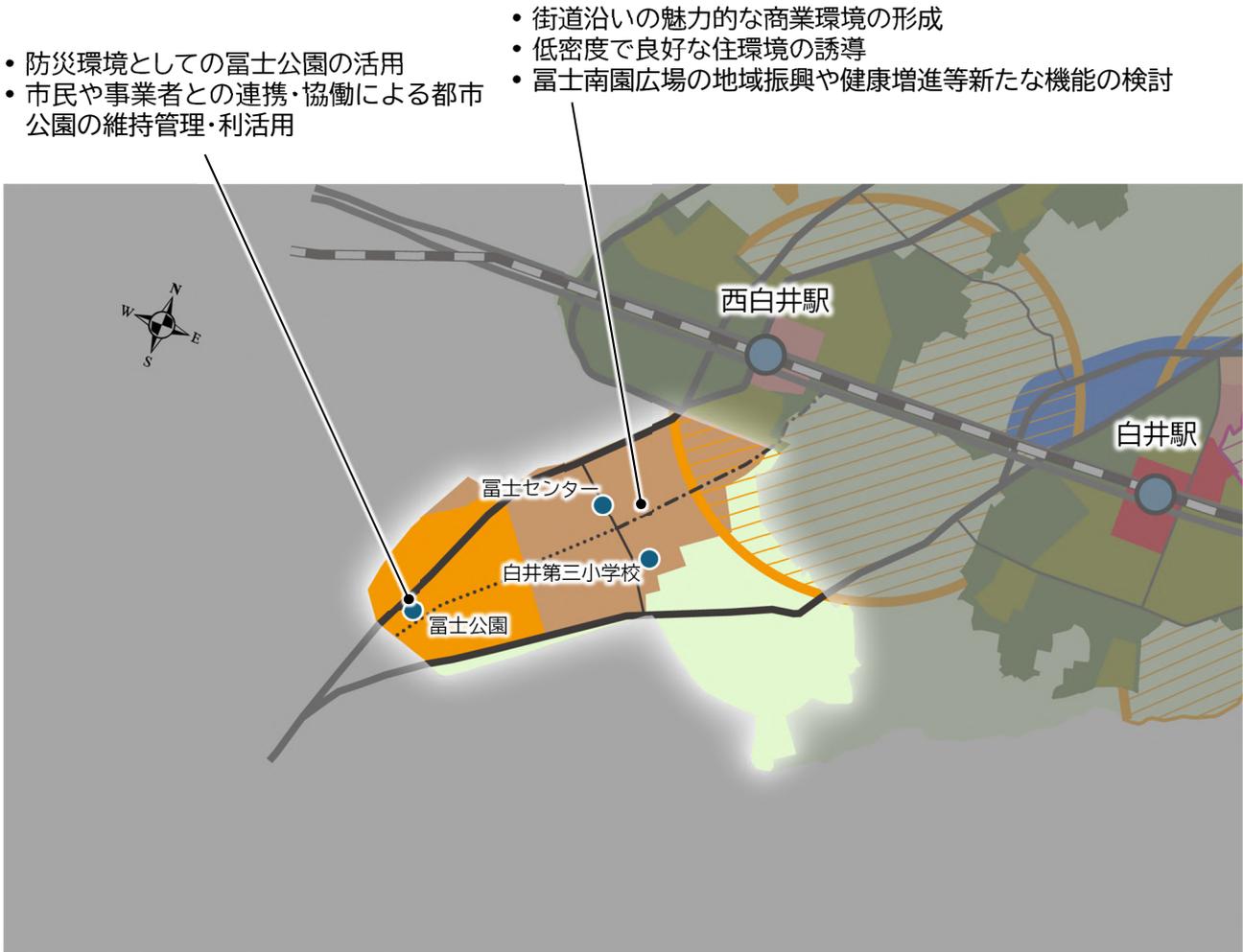
地域公共交通の充実や他地区とのアクセス強化を図ります。雑木林などを活かした交流空間の整備、雨水排水施設の整備による防災力向上、街道沿いの商業環境の形成などを通じて、住民が主体となって持続可能な都市環境を築くことを目指します。

【都市施設の整備方針】

道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備道路の整備 ・ 安全な歩行者ネットワークの形成 ・ 生活拠点と地区内の移動を円滑にする交通ネットワークの強化 ・ 生活拠点と他地区とのアクセス強化を図るための公共交通の維持・充実 ・ 地域内の移動を支える地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者との連携・協働による都市公園の維持管理・利活用 ・ 雑木林など特徴のある空間を活用した交流の場づくり
河川・上下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水空間の維持管理 ・ 雨水排水施設の整備
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街道沿いの魅力的な商業環境の形成 ・ 富士南園広場の地域振興や健康増進等新たな機能の検討

【都市環境の形成方針】

住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区におけるコミュニティの強化と持続的な都市づくりの支援 ・ 街道沿いを中心に魅力的な商業環境の形成 ・ 市街化調整区域での低密度で良好な住環境の誘導 ・ 梨園をはじめとした農業環境や自然環境の保全による、スプロール化の防止
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・生態系について学ぶことができる親水空間の整備・保全
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士公園の活用 ・ 避難所環境の機能の充実



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

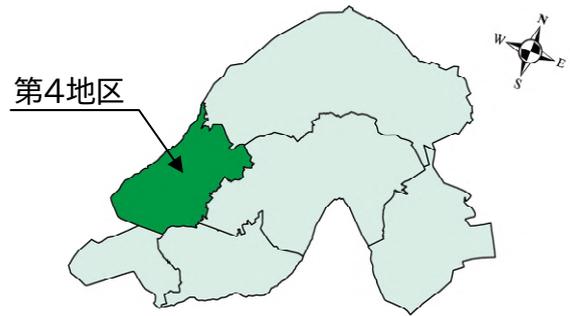
参考資料

4 第4地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

【地勢・立地特性】

- 第4地区は、市域の南西部に位置する。
- 地区北側の柏市との境界付近には、金山落が流れる。



【土地利用】

- 西白井駅周辺には、商業、サービスなど生活支援関連施設が立地する。
- 駅北側には、飲食店・商店等が入る西白井駅サンロード商店街が立地する。
- 地区の南部から西部にかけては、中高層及び低層の計画的に整備された良好な住宅地(千葉ニュータウン地域)が連担する。
- 地区北西部は、平成14年(2002年)に白井・沼南土地区画整理事業により住宅地(西白井ベリーフィールド)が整備され、整然とした低層住宅地が形成されている。
- 地区中心部は、梨畑などの農地が存在するが、過去の農地の用途転換による住宅地の混在もみられる。



西白井駅



生活支援関連施設(西白井駅周辺)



地区北西部の住宅地
(西白井ベリーフィールド)

【公共・基盤施設】

- 地区南部に西白井駅が位置し、南北の駅前には広場が整備されている。
- 大山口小・中学校、清水口小学校、七次台小・中学校、西白井複合センター、西白井コミュニティプラザが地区の拠点施設となっている。
- 市道00-021号線、市道00-006、007号線（風間街道）、一般県道西白井停車場線等が並行し、横断する。
- 地区南部には中木戸公園、七次第一公園、地区北東部には七次第二公園が整備されており、市民の憩いの場となっている。
- 地区北部には中木戸市民の森があり、市民が自由に立ち入れる樹林地となっている。

【特徴的資源】

- 地区中心部には、豊かな雑木林が広がる。
- 千葉ニュータウン地域の団地内には、みどり豊かな緑道が整備されており、安心して通行することができる。
- 調整池が点在し、白鳥などの野鳥が飛来する場所になっており、市民に親しまれている。
- 北総線をまたぐ跨線橋からは、国道464号沿いの桜並木、富士山、夕日を眺めることができる。

(2) 地区の重点方針：西白井駅を核とした利便性の高い生活環境を活かした地区

第4地区では、西白井駅を核とした利便性の高い生活環境を活かしたまちづくりを進めます。

西白井駅前の再整備やIC整備を見据えた交通ネットワークの形成により、地域の利便性と回遊性を高め、生活拠点の形成を図ります。また、緑道や桜並木の保全、調整池の利活用などにより、自然と調和した空間づくりを推進します。さらに、千葉ニュータウン地域の住環境の維持・再生や子育て支援機能の充実を図り、多様なくらしに対応した都市環境の形成を目指します。

【都市施設の整備方針】

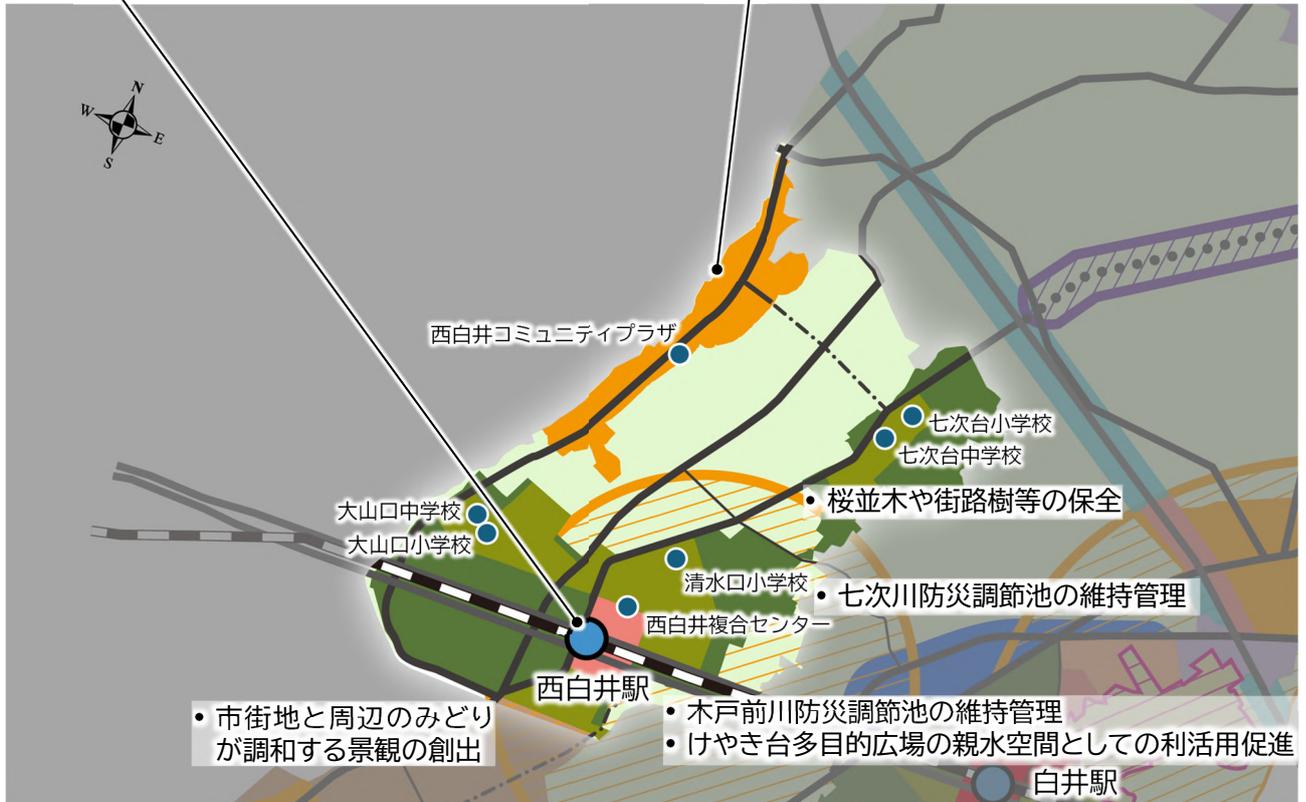
道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC整備を見据えた交通ネットワークの形成 ・ 西白井駅周辺の再整備・再開発(機能再配分・再配置) ・ 市民や事業者との連携・協働による緑道の維持管理・利活用 ・ 千葉ニュータウン地域内の緑道を活用した歩行者空間ネットワークの充実 ・ 西白井駅を拠点とした地域内の移動を支える地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木、街路樹等の維持・保全 ・ 市民や事業者との連携・協働による都市公園の維持管理・利活用 ・ 雑木林など特徴のある空間を活用した交流の場づくり ・ 千葉ニュータウン地域周辺における土地利用促進と周辺との調和のとれた空間整備 ・ 千葉ニュータウン地域や西白井ベリーフィールドの緑地の維持・利活用促進 ・ 西白井駅周辺における緑化の促進
河川・上下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 七次川防災調節池(清水口調整池)の維持管理 ・ 木戸前川防災調節池(けやき台調整池)の維持管理
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC周辺の計画的な土地利用の推進

【都市環境の形成方針】

拠点環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西白井駅周辺の機能集積・高度化
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西白井駅周辺の再整備による居住誘導 ・ 千葉ニュータウンをはじめとした居住エリアにおける都市景観の維持、向上 ・ 地区拠点における子育てサポート機能の充実 ・ 成熟した千葉ニュータウン地域における住環境の維持、再生 ・ 多様なくらしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺空間の親水環境整備 ・ 木戸前川防災調節池(けやき台多目的広場)の親水空間としての利活用促進 ・ 緑道、桜並木、街路樹等の維持・保全 ・ 市街地と周辺のみどりが調和する景観の創出 ・ 市民や事業者との連携・協働によるみどりの創出 ・ 梨園をはじめとした農業環境や豊かな緑地環境の保全
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所環境の機能の充実

- 西白井駅周辺の再整備・再開発
- 西白井駅周辺の機能集積・高度化
- 西白井駅周辺の再整備による居住誘導

- 千葉ニュータウン地域や西白井パリーフィールドの緑地の維持・利活用促進



- 市街地と周辺のみどりが調和する景観の創出

- 桜並木や街路樹等の保全
- 七次川防災調節池の維持管理
- 木戸前川防災調節池の維持管理
- けやき台多目的広場の親水空間としての利活用促進

●市街地ゾーン(住居系中心)	●市街地ゾーン(産業系中心)	●地域の魅力活用エリア	●中心都市拠点・生活拠点
<ul style="list-style-type: none"> ■ 低層住宅地区 ■ 中高層住宅地区 ■ 一般住宅地区 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業業務地区(西白井駅周辺を除く) ■ 工業・物流地区 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑農住共生地区 ■ 沿道商業・物流地区 ■ 構想道路沿道検討地区 ■ 低密度住宅地区 ■ 産業融合検討地区 ■ 自然環境と産業の共生検討地区 ■ 拠点複合地区 ■ IC周辺検討地区 	<ul style="list-style-type: none"> ■ にぎわい交流検討地区(白井駅周辺) ■ 行政・福祉・医療地区(白井市役所周辺) ■ 商業業務地区(西白井駅周辺)
<p>—— 主要道路 - - - - 計画道路 構想道路</p>			

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

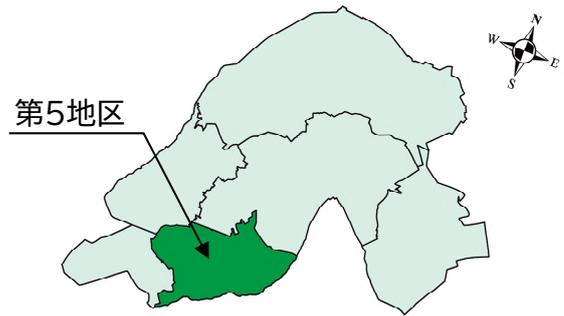
参考資料

5 第5地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

【地勢・立地特性】

- 第5地区は、市域の南西部に位置する。
- 地区南端の船橋市との市域界には、二重川が流れる。
- 地区南部にかけては、傾斜地が広がっている。



【土地利用】

- 主要地方道市川印西線沿いには、店舗が点在している。
- 白井駅周辺には商業・サービス機能が集積している。
- 特に白井駅北側には、家電量販店やホームセンターなどの大型の商業施設が立地している。
- 千葉ニュータウン地域では、白井駅を中心に良好な低層及び中高層の住宅地が連担する。
- 地区南部の市街化調整区域においては、二重川沿いの一部に荒れ地がみられる。
- 地区西部(主要地方道市川印西線沿い)の市街化調整区域においては、梨畑などの果樹園が広がっている。



商業・サービス施設や駅前広場（白井駅周辺）



二重川沿い

【公共・基盤施設】

- 白井駅が地区北部に位置し、南北の駅前には広場が整備されている。
- 池の上小学校、南山小・中学校、白井駅前センターが地区の拠点施設となっている。
- 国道464号が北総線と並行に東西に走り、主要地方道市川印西線と地区北西部で交差している。
- 中央部には、市道00-129号線、市道00-015号線が地区内の円滑な交通に寄与している。
- 白井駅南東側には、遊水池と一体となった南山公園が位置する。また、地区中央部には白井木戸公園がある。
- 市内唯一の高等学校である白井高校がある。

【特徴的資源】

- 昭和57年(1982年)、地区西部に日本中央競馬会競馬学校が設立された。
- 千葉ニュータウン地域内ではみどり豊かな緑道が整備されている。
- 国道464号の桜並木が美しい沿道景観の形成に寄与している。
- また、北総線をまたぐ跨線橋からは、国道464号沿いに夕日や富士山を眺めることができる。



白井駅 駅前ロータリー（駅南側）



白井木戸公園



緑道（千葉ニュータウン地域内）



北総線をまたぐ跨線橋からの景観

(2) 地区の重点方針：白井駅を核としたにぎわいのある中枢地区

第5地区では、白井駅を核としたにぎわいのある中枢地区の形成を目指します。

白井駅前の再整備やにぎわいづくり、IC整備を見据えた交通ネットワークの強化により、地域の利便性と回遊性を高め、中心都市拠点の形成を図ります。また、緑道や公園の維持管理を市民・事業者と協働で進め、自然と調和した空間づくりを推進するとともに、農地や河川沿いの緑地も活かし、地域の魅力と機能が融合する都市づくりを進めます。さらに、千葉ニュータウン地域の住環境の維持・再生や子育て支援機能の充実を図り、多様なくらしに対応した住環境の整備を目指します。

【都市施設の整備方針】

道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白井駅から市役所周辺までの歩行環境の魅力向上 ・ IC整備を見据えた交通ネットワークの形成 ・ 白井駅前の再整備・再開発(機能再配分・再配置) ・ 市民や事業者との連携・協働による緑道の維持管理・利活用 ・ 千葉ニュータウン地域内の緑道を活用した歩行者空間ネットワークの充実 ・ 白井駅を拠点とした地域内の移動を支える地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな緑地環境の保全を踏まえた公園・緑地の整備・活用 ・ 市民や事業者との連携・協働による都市公園の維持管理・利活用 ・ 千葉ニュータウン地域周辺における土地利活用促進と周辺との調和のとれた空間整備 ・ 千葉ニュータウン地域の団地内における緑地の維持・利活用促進 ・ 白井駅周辺における緑化の促進
河川・上下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神崎川・二重川の維持管理
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICと連携した土地利活用の推進

【都市環境の形成方針】

拠点環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白井駅周辺の機能集積・高度化 ・ 白井駅前広場や団地内の公共空間を活用した定常的なにぎわいづくり
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白井駅周辺の高度利用による居住誘導 ・ 子育てのニーズに対応した地区拠点における子育てサポート機能の充実 ・ 多様なくらしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進 ・ 千葉ニュータウンをはじめとした居住エリアにおける都市景観の維持・向上 ・ 集落での農に寄り添った伝統的な文化を継承する住環境の維持・向上 ・ 成熟した千葉ニュータウン地域における住環境の維持・再生
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川沿いの空間や競馬学校周辺等の特徴のある緑地空間を活用した交流の場づくり ・ 神崎川・二重川の河川沿いの親水環境整備 ・ 緑道や桜並木、街路樹等の維持・保全 ・ 市街地と周辺のみどりが調和する景観の創出 ・ 市民や事業者との連携・協働によるみどりの創出 ・ 梨園をはじめとした農業環境や豊かな緑地環境の保全
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所環境の機能の充実

第1章

第2章

第3章

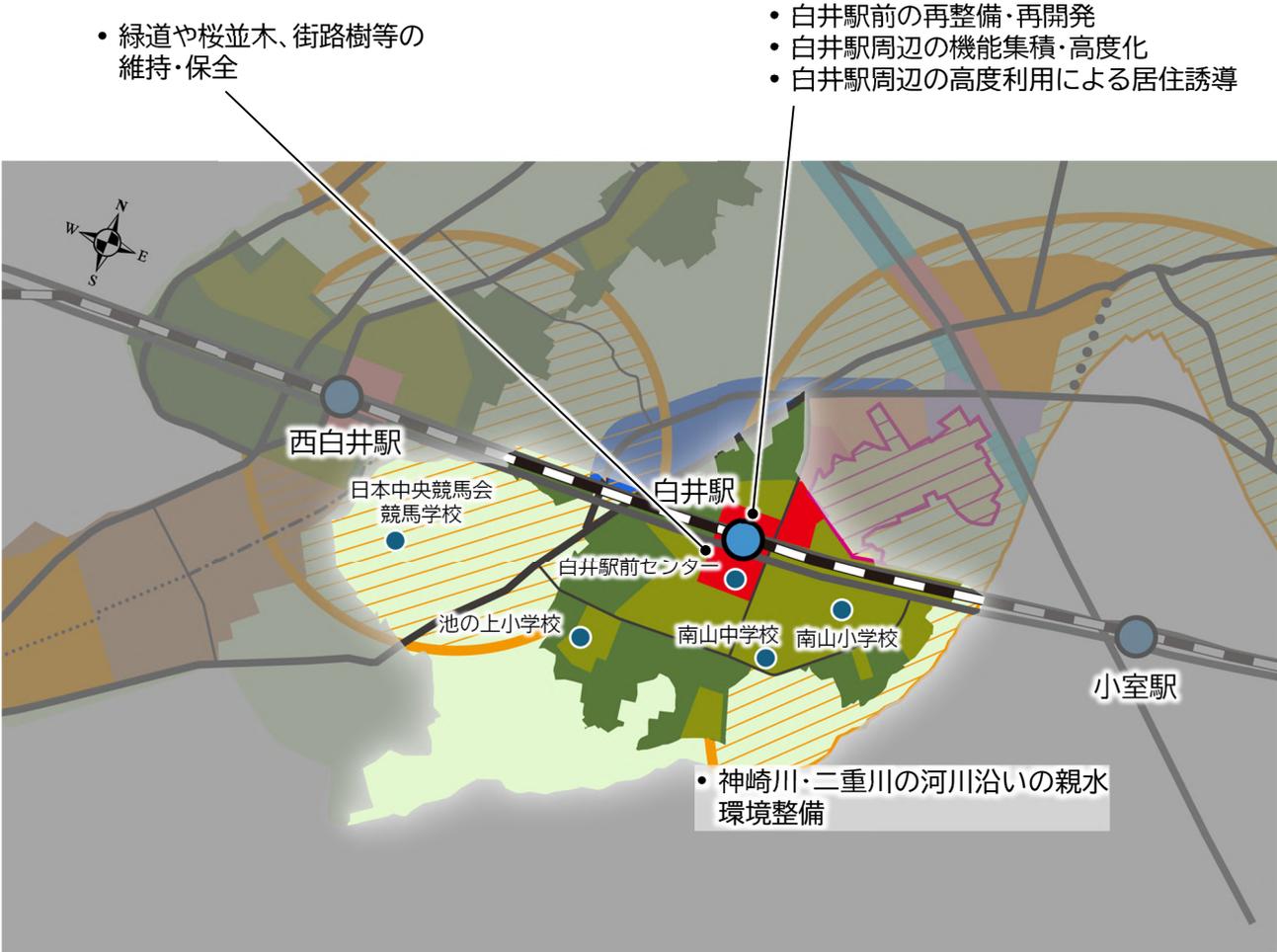
第4章

第5章

第6章

第7章

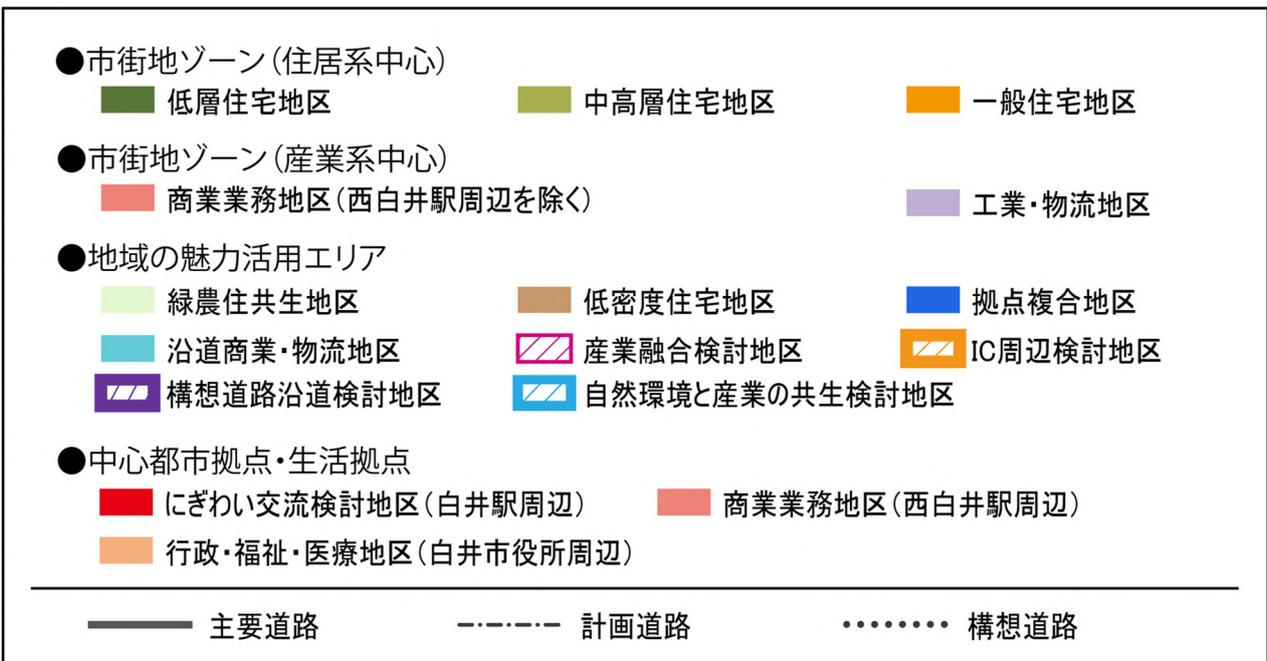
参考資料



● 緑道や桜並木、街路樹等の維持・保全

● 白井駅前の再整備・再開発
● 白井駅周辺の機能集積・高度化
● 白井駅周辺の高度利用による居住誘導

● 神崎川・二重川の河川沿いの親水環境整備



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

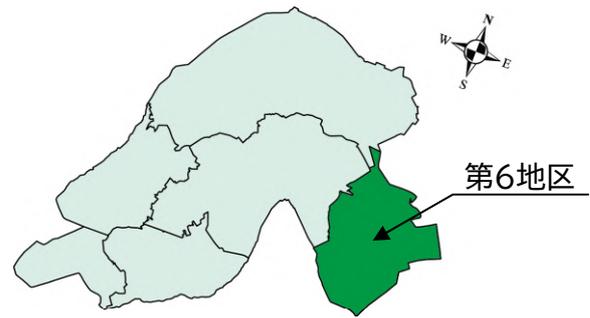
参考資料

6 第6地区の都市づくりの重点方針

(1) 地区の特性

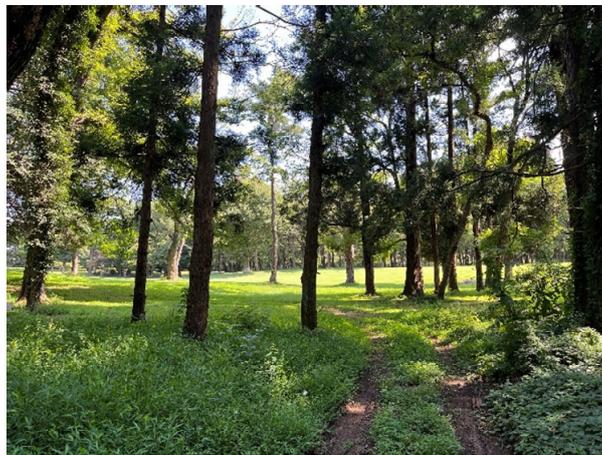
【地勢・立地特性】

- 第6地区は、市域の東部に位置する。
- 地区中央部は台地となっている。南部の市域界には神崎川が流れ、川沿いは低地となっている。
- 台地と低地の境界には急な傾斜がみられる。



【土地利用】

- 主要地方道市川印西線沿いには、主に住宅がみられる。
- 本市の東端に位置する桜台地区は千葉ニュータウン地域の一部で、印西市側と連担した市街地となっている。
- 桜台地区の南東部には中高層の集合住宅が立ち並び、それ以外には戸建ての住宅地が広がる。
- 桜台地区においては、商業施設としての土地利用もみられ、一部は大型商業施設となっている。
- 神崎川に沿って水田が広がっている。
- 地区南部の神崎川から離れた地域では、果樹園などの農地が広がっている。
- 谷田地区には樹林地・草原・湿地などがあり、みどりの環境が広がっている。



樹林地（谷田地区）

【公共・基盤施設】

- 桜台小・中学校、桜台センターが地区の拠点となっている。
- 一般県道千葉ニュータウン北環状線と国道464号が東西に走り、南北を走る市道00-020号線がこれに結節している。
- 十余一公園は住宅地内の近隣公園として市民に活用されている。

【特徴的資源】

- 地区北部には、江戸時代に形成された印西牧の遺構として野馬土手がある。
- 谷田・清戸地区の先神の谷津と澤山の谷津の間には地区を象徴するモザイク状のランドスケープからなる里山景観が形成されており、本市に唯一残された草地がある。里山生態系とともに生物多様性が確保されている。
- 神崎川沿いの豊かな水田地帯など、特徴的な里山景観が形成される。
- 船橋カントリークラブ内には、清戸の泉なども位置し、自然に触れることができる場となっている。
- 清戸の泉、澤山の泉、先神の谷津には、台地上からしみ込んだ地下水が湧水として湧き出している。台地からの絞り水が谷津を流れている。
- 谷田地区の谷田・武西の草地において、過去にヘイケボタルやサシバ、チョウゲンボウといった生物が生息し、生態系の上でも貴重な自然環境が残されていることが報告されている。(平成16年度(2004年度)から平成20年度(2008年度)にかけて実施された「白井市生物多様性調査」より)



清戸の泉



十余一公園



桜台の住宅団地

(2) 地区の重点方針：豊かな自然に囲まれた住環境と産業が融合する地区

第6地区では、豊かな自然に囲まれた住環境と産業の融合を目指したまちづくりを進めます。

国道464号沿道を中心に、産業集積地周辺の土地利用を推進し、住環境の質の向上と田園などの自然景観の保全を両立させる都市環境の形成を目指します。また、構想道路(仮)木十余一線の検討や公共交通の充実により、交通利便性を高めます。さらに、緑地や里山の保全・活用を通じて、自然と触れ合える交流空間を整備し、千葉ニュータウン地域との調和も図ります。

【都市施設の整備方針】

道路・交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道464号から工業団地等の拠点を經由して国道16号を結ぶ構想道路である(仮)木十余一線の計画化の検討 ・ 地域内の移動を支える地域公共交通の検討
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな生態系を抱える緑地や樹林帯の維持・保全・活用 ・ 市民や事業者との連携・協働による都市公園の維持管理・利活用 ・ 自然に触れることのできる里山と湧水等を活用した交流空間の保全・整備 ・ 千葉ニュータウン地域と調和のとれた空間整備 ・ 千葉ニュータウン地域の緑地の維持・利活用促進
その他の都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道464号沿道の土地利用推進

【都市環境の形成方針】

住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な暮らしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進 ・ 千葉ニュータウンをはじめとした居住エリアにおける都市景観の維持・向上 ・ 成熟した千葉ニュータウン地域における住環境の維持・再生
みどりの環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑道や桜並木、街路樹等の維持・保全 ・ 市街地とみどりが調和した景観の創出と営農により継承されてきた田園などの自然景観の保全
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所環境の機能の充実

- 豊かな生態系を抱える緑地や樹林帯の維持・保全・活用
- 自然に触れることのできる里山と湧水等を活用した交流空間の保全・整備
- 自然環境と共生する国道464号沿道の土地利用推進

- 多様な暮らしを受け入れられる土地利用の誘導と住環境整備の推進
- 千葉ニュータウンをはじめとした居住エリアにおける都市景観の維持・向上
- 成熟した千葉ニュータウン地域における住環境の維持・再生



●市街地ゾーン(住居系中心)	●市街地ゾーン(産業系中心)	●地域の魅力活用エリア	●中心都市拠点・生活拠点
<ul style="list-style-type: none"> 低層住宅地区 中高層住宅地区 一般住宅地区 	<ul style="list-style-type: none"> 商業業務地区(西白井駅周辺を除く) 工業・物流地区 	<ul style="list-style-type: none"> 緑農住共生地区 沿道商業・物流地区 構想道路沿道検討地区 低密度住宅地区 産業融合検討地区 自然環境と産業の共生検討地区 拠点複合地区 IC周辺検討地区 	<ul style="list-style-type: none"> にぎわい交流検討地区(白井駅周辺) 行政・福祉・医療地区(白井市役所周辺) 商業業務地区(西白井駅周辺)
<p>—— 主要道路 - - - - 計画道路 構想道路</p>			

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

第7章

都市づくりの推進方針

- 1 都市づくりに関連する制度等の活用
- 2 その他の関連法・計画との連携
- 3 都市づくりの推進体制の充実

第7章 都市づくりの推進方針

将来像「世代を超えた 笑顔と豊かさを 未来へつなぐまち」の実現のためには、様々な手法を活用しながら都市づくりを推進する必要があります。本市において都市づくりを効果的に進めるための方策は、以下のとおりです。

1 都市づくりに関連する制度等の活用

(1) 地区計画制度の活用

地区計画とは、地区の特徴や課題を踏まえたうえで、将来どのようなまちにしていくかの「目標」や「方針」、これらを実現するための具体的なルールである「地区整備計画」を定めるものです。

本市では、令和8年(2026年)2月末時点で地区計画が19地区で定められており、良好な街並み形成の実現に向けた都市づくりが進められています。

本計画に定める将来像の実現に向け、今後も必要に応じて地区計画も活用しながら都市づくりを推進します。

また、本市では、市街化調整区域の地区計画に関し「白井市市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定し、市街化調整区域の性格の範囲内で一定の都市的土地利用を許容する地域を明確にし、地区計画に関する必要な事項を定めています。

「白井市市街化調整区域における地区計画の運用基準」は、上位計画である本計画の改定等に合わせ、必要に応じて見直しを行いながら、今後も適切な運用を図ります。

■参考 地区計画制度の概要及び効果

地区計画制度とは、計画に基づいて地区内の建築又は開発行為について必要な誘導及び規制を行い、地域の実情に合った、きめ細やかなまちづくりの実現を図っていくものです。

地区計画制度の概要は、以下のとおりです。

- 地区計画制度とは、計画策定の段階から地区住民の意向を十分反映することを義務づけた、いわゆる「住民参加のまちづくり」を目指す手法です。
- 計画区域に発生する個別の開発・建築行為を、地区計画に沿って誘導・規制することで、計画の実現が図られます。
- 地区計画として定める内容や規制手段は、多様な市街地の実情にきめ細かく対応できるよう、地区計画の状況に応じて選択できます。

地区計画を定めた場合に見込まれる効果(地区の特徴別)は、下表のとおりです。

表 地区計画によって見込まれる効果

地区の特徴	地区計画によって見込まれる効果
市街地開発事業(土地区画整理事業など)が行われる、または行われた地区	良好な環境の街区を形成し、これを保全
市街化しつつある、または市街化が確実に見込まれる地区	不良な環境の形成を防止
すでに優れた居住環境が形づくられた地区	優れた居住環境を保全

(2) 用途地域の見直しの検討

用途地域とは、都市計画法に基づき、市街化区域において地域ごとに建物の用途が定められているもので、用途地域ごとに建蔽率、容積率、高さなどの制限が定められています。

地区特性や人口構造の変化、その他社会経済情勢の変化等が生じた場合に、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

(3) 区域区分の見直しの検討

区域区分とは、無秩序な市街化を抑制することを目的に、都市計画区域を市街化区域(市街化を図る区域)・市街化調整区域(市街化を抑制する区域)に分けることをいいます。

区域区分の決定権は千葉県が有しているため、今後、本市における都市的土地利用の需要の変化等により区域区分の見直しを行う必要が生じた際には、県及び関係機関との調整を行います。

(4) 土地区画整理事業の活用

土地区画整理事業とは、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の増進を図る事業です。

本市内では「白井・沼南土地区画整理事業」が平成5年度(1993年度)から平成16年度(2004年度)に実施されました。

今後も、必要に応じて土地区画整理事業の実施を検討し、良好な市街地環境の維持・保全に努めます。

(5) 開発許可制度の適正な運用

開発許可制度とは、区域区分の担保及び良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的に、一定規模を超える土地での開発行為について、許可を必要とする制度です。

本市特有の自然資源を継承するとともに、市街地のスプロール化を抑制するために、開発許可制度の適正な運用を図ります。

※開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいいます(都市計画法第4条第12項)。

(6) 総合的設計制度の活用

総合的設計制度とは、一定規模以上の敷地に公開空地を設けるなど、市街地環境の整備改善に資する建築物について、容積率や高さ制限などの建築制限を緩和し、民間にインセンティブを与える制度です。

必要に応じて、民間の創意工夫を活かしながら、都市の質の向上を図る制度としての活用を検討します。

(7) 白井市まちづくり条例の活用と推進

本市では、都市マスタープランに掲げる将来都市像の実現に寄与するため、市のまちづくりに関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的に、「白井市まちづくり条例」が平成16年(2004年)に施行されました。

「白井市まちづくり条例」では、主に以下の内容を定めています。

まちづくりの理念・責務

市・市民・事業者による連携・協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めています。

地区のまちづくりの推進(市民等がつくる地区まちづくり計画・地区計画)

地区内に住む市民等自らが「地区まちづくり協議会」を設立し、市民同士の対話のもと、地区内の居住環境などに適した「まちづくり」を推進するためのルール(地区まちづくり計画・地区計画)の案を作成し、市に提案することができます。

開発事業の手続きと基準

良好な居住環境を確保するため、開発事業に関する市独自の手続き・基準を定めています。

今後も「白井市まちづくり条例」に基づき、市・市民・事業者が相互の理解と協力のもとに、協働して都市づくりを推進します。

また、必要に応じて「白井市まちづくり条例」の見直しも検討します。

2 その他の関連法・計画との連携

防災活動の支援等における「白井市地域防災計画」や強靱な地域づくりのための「白井市国土強靱化地域計画」、地域づくりを担う人材育成等における「市民参加・協働のまちづくりプラン」など、関連する法・計画との連携を図り、魅力的な都市づくりを進めていきます。

また、開発にあたり、地域未来投資促進法など各種開発手法を活用する際には、土地利用とも整合を図りながら、関係機関や事業者、地域住民等と協議・調整を行い、一体となって取組を進めていきます。

■参考 コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり

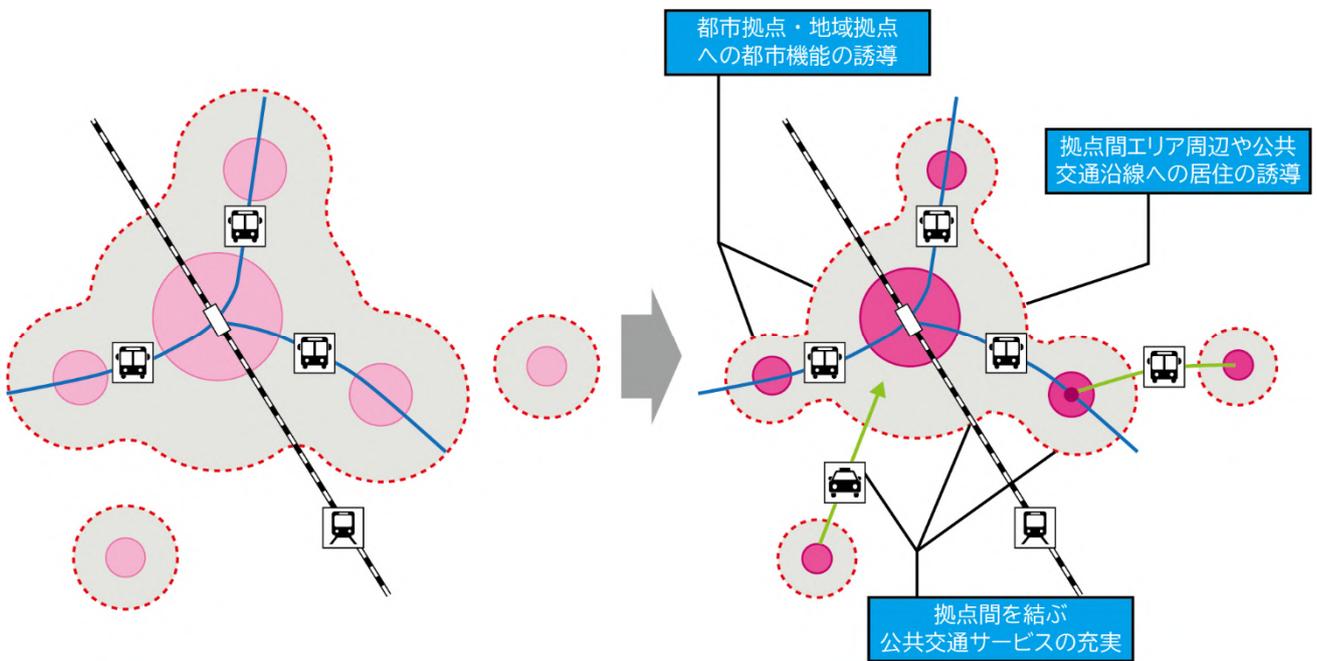
人口減少・高齢化の急速な進行に起因する様々な課題が顕在化しています。

これに伴い、我が国の都市政策は、郊外部の開発圧力の規制的手法によるコントロールを基に、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」の展開に転換されています。

「集約型都市構造化」に関して、平成26年(2014年)に、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画の制度が創設されました。

立地適正化計画は、都市中心部のみならず中心拠点や生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを軸とした多極ネットワーク型構造を想定して、各拠点においてそれぞれ必要な都市機能や住宅の誘導を図るものです。

令和8年(2026年)2月末時点で、本市は、立地適正化計画を策定していませんが、今後「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市計画やまちづくりを進めるにあたり、計画策定の必要性を検討します。



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省)

図 コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

3 都市づくりの推進体制の充実

(1) 地区まちづくり協議会の活動に対する支援

本市では、「白井市まちづくり条例」に基づく一定の要件を満たす場合、地区のまちづくりを協働で推進することを目的として、地区の住民が地区まちづくり協議会を設立することができます。

地区まちづくり協議会では、地区のまちづくりの方針や建物に関するルール等について地区内で話し合いを重ね、合意した方針やルールを「地区まちづくり計画」や「地区計画」の素案としてまとめる活動を行います。

令和8年(2026年)2月末現在、本市内では22の地区まちづくり協議会が活動を行っています。市はまちづくり協議会に対し、今後も以下の支援を行います。

- 地区のまちづくりに関する活動に必要な情報の提供、技術的な指導や助言
- まちづくりの専門家の派遣

(2) 庁内の各部署との横断的な情報共有

今後の都市づくりは、都市計画部門だけではなく、多様な分野(産業、防災、福祉、環境等)と連携しながら進めていく必要があります。

各部署との情報共有を密に行うことで、分野横断的なまちづくりを進めていきます。

(3) 官民連携

今後の都市づくりは、地域課題の複雑化・多様化への対応が求められるとともに、行財政上の制約や人手不足等により、行政単体での実行は困難です。そこで、産学官民の多様な主体による連携が不可欠です。行政だけでなく、地域住民、企業、大学、NPO等が協働することで、実効性あるまちづくりが可能となります。

そのため、地域拠点づくりを担う組織の検討・育成を通じて、持続可能な都市運営体制の構築を目指します。また、地域のプラットフォーム(中間支援組織)などの形成を支援し、情報共有や合意形成の場の創出を目指します。

參考資料

- 改定経緯
- 用語集

■改定経緯

年度	月日	調査名・会議名等	調査・会議の内容
令和5年度	令和6年 1月12日～ 2月2日	【アンケート調査】 第15回住民意識調査	まちづくり全般に係る意見・ニーズを把握
	2月12日～ 3月1日	【アンケート調査】 若い世代アンケート調査	結婚や出産、子育ての観点での市の環境や、市内での過ごし方などの意見・ニーズを把握
	2月12日～ 3月1日	【アンケート調査】 高校生世代アンケート調査	進学や就職を見据えた市の環境や居住の意向、市内での過ごし方などの意見・ニーズを把握
令和6年度	令和6年 4月22日 4月27日	【市民意見交換会】 気軽に本音でSHIROIトーク	市の現状・課題について意見交換 
	5月12日 5月19日	【市民意見交換会】 しろいの未来作戦会議 (小中学生・若い世代対象)	小中学生及び高校生～35歳の若い世代を対象に、市の将来像や今後のまちづくりについて意見交換 
	5月26日 6月1日 6月2日 6月23日	【市民意見交換会】 タウンミーティング	各センター6か所で、「10年後の白井市のために」をテーマに掲げ、課題や必要な取組などについて意見交換 

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

年度	月日	調査名・会議名等	調査・会議の内容
令和6年度	10月30日	令和6年度 第1回 白井市都市計画審議会	白井市都市マスタープランの改定について(報告) ・改定の概要について ・スケジュールについて
	令和7年 2月1日 2月8日 2月9日	【市民意見交換会】 地区別ワークショップ	白井市第6次総合計画 基本構想(素案)に示す将来像や目指すまちの実現に向け、10年間で取り組むべき10のテーマの具体的な取組アイデアについて意見交換 
	3月25日	令和6年度 第3回 白井市都市計画審議会	白井市都市マスタープラン改定の進捗状況について ・ワークショップの結果について ・骨子について
令和7年度	令和7年 7月11日	白井市都市計画審議会(書面照会)	白井市都市マスタープラン(骨子素案)について(意見聴取)
	8月27日	令和7年度 第2回 白井市都市計画審議会	白井市都市マスタープラン(素案)について(意見聴取)
	10月17日～ 10月30日	パブリックコメント	白井市都市マスタープラン(素案)について(意見聴取)
	12月23日	令和7年度 第3回 白井市都市計画審議会	白井市都市マスタープラン(案)について(諮問)
	令和8年 3月	白井市都市マスタープラン 策定	

■用語集

あ行	
アクセス	目的地までの交通の便や手段。
インセンティブ	対象の行動や意欲をかき立てる「刺激」や「動機」「報奨」を意味する。
オープンスペース	「壁や仕切りが少なく、人々が自由に利用できる、開かれた空間」という概念。建物が建っていない土地で、公園や広場などの公共的な空間のこと。人々の休息、レクリエーションの場などになる。
か行	
既成市街地	都市において、すでに建物や道路などが整備され市街地が形成されている地域。都市計画法上の既成市街地は「人口密度が1haあたり40人以上の地区が連たんにして人口が3,000人以上となっている地域」と定義されている。
機能補完連携型	都市機能を集約した複数の拠点を公共交通で結び、相互に機能を補完し合う都市構造。
緊急輸送道路	災害直後から、救助活動や物資輸送を円滑に行うため、都道府県知事などが事前に指定する重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹道路で構成される。
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的なまちづくりを行うため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つに分ける制度。
減災	台風・地震などの自然災害は起こることを前提として、日頃の備えや対策によって、起きた場合の被害を最小限に抑え、早期復旧を目指す考え方や行動。
建蔽率	敷地面積(土地の面積)に対する建築面積(建物を真上から見たときの面積)の割合。
交通結節点	鉄道、バス、自動車、徒歩など、複数あるいは異なる交通手段を乗り継ぐ場所や施設。
公募設置管理制度(Park-PFI)	平成29年(2017年)の都市公園法改正で創設された、民間資金とノウハウを活用して公園の魅力や利便性を高める制度。
さ行	
シェアサイクル	街中に複数設置されたサイクルポート(駐輪場)で電動自転車などを借り、別のサイクルポートにも返却できる共有自転車サービス。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、地区内の建築物を除去し、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業。
自助・共助・公助	災害対策において、「自助」は自らの命は自分で守ること、「共助」は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は行政が個人や地域の取組を支援したり、「自助・共助」では解決できない対策を行うこと。
自然的土地利用	都市的な開発・利用(住宅、商業、工業など)以外の土地利用のことで、農林業的な土地利用に加え、森林、原野、水面、河川など、主に自然環境の保全を目的とした土地利用。

シティプロモーション	自治体が地域の魅力やブランド力を戦略的に発信し、観光客・移住者・企業の誘致や、住民の愛着(シビックプライド)向上を通じて、地域活性化と持続可能なまちづくりを目指す活動。
シビルミニマム	都市住民が健康で文化的な生活を営むために、地方自治体が保障すべき「最低限度の生活環境・行政サービス基準」のこと。道路、公園、下水道などの社会資本整備、教育、医療、衛生環境など、都市生活に不可欠な環境の最低基準。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に居住機能、医療、福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造。
浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
スプロール化	都市の周辺地域が無秩序に拡大し、住宅や商業施設などが広範囲にわたって開発される現象。
生活道路	一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路。
生産緑地	市街化区域内にある農地等を保全するため、都市計画法に基づいて自治体が指定する区域内の土地又は森林。
生物多様性	地球上の生命が持つ「多様さ」を指す概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで互いにつながり、直接的・間接的に支え合い、都市住民にも大気浄化、レクリエーション、災害防止など、様々な恩恵を提供している。
ゾーニング	土地を用途別に区画すること。
た行	
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の特性に合わせて作成する防災対策の基本的な計画。
地区計画	都市計画法に基づき、市町村が特定の地区の特性に合わせて、住民の意見を取り入れながら、建物の用途や高さ、デザインなどの独自のルールを定める制度。
長寿命化	建物、インフラ、機械などの構造体や機能を定期的な点検・修繕・改良によって維持・向上させ、物理的な耐用年数を延ばして長持ちさせること。
都市計画区域	都市計画法に基づき、都道府県知事又は国土交通大臣が指定する。原則として、市町村の中心の市街地を含み、一体的に整備・開発・保全が必要な区域が対象。
都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園及び緑地。
都市施設	道路、公園、上下水道、学校、病院など、円滑な都市活動と良好な生活環境を支えるために不可欠な公共インフラの総称。
都市的土地利用	住宅、オフィス、店舗、工場など、都市の生活や経済活動を支えるために、人工的に整備・開発された土地利用。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。土砂災害警戒区域では、警戒避難体制の整備等が行われる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備・改善と宅地の利用促進を図るため、土地の交換分合(換地)により道路、公園などの公共施設を整備するとともに、土地の区画形質を変更する事業。
な行	
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を食い止め、減少傾向にある自然の豊かさを回復軌道に乗せること。令和12年(2030年)を目標とした世界的な社会目標で、日本語では「自然再興」とも呼ばれる。
年少人口・生産年齢人口・老年人口	年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15歳以上65歳未満、老年人口は65歳以上のそれぞれの人口。

は行	
パークマネジメント	行政、地域住民、民間企業が連携し、従来の「維持管理(清掃や点検)」から「運営・活用」へと視点を転換し、公園の魅力向上とにぎわい創出を目指す取組。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が生活や行動するうえで、妨げとなる障壁(バリア)を取り除き、安心してくらす環境をつくること。
避難場所・避難所	避難場所は、地域で災害が拡大し、危険な状況と判断される場合に緊急的に避難する施設や場所(学校の校庭・公園・センター等)。避難所は、避難者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった避難者などが一時的に滞在する施設。
プラットフォーム	サービス、アプリ、技術などを動かすための「土台・基礎・環境」や、利用者と提供者をつなぐ「場」。
ポケットパーク	「ベスト・ポケット・パーク」の略。洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さいの意味。都市のビル街や団地の一角などにある小規模な公園。
ま行	
モビリティ	移動性や動きやすさを意味し、交通分野では乗り物などの交通手段や移動手段などを表す言葉で使われる。
や行	
谷津	関東や東北地方の台地・丘陵地が、長い時間をかけて浸食されてできた細長い谷状の湿地地形。
谷津田	台地が浸食されてできた細長い谷状の地形(谷津)にある水田のことで、周囲の斜面林(雑木林)と一体で、湧水や雨水を利用して稲作が行われ、多様な生物が生息する豊かな生態系を形成している。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、国籍、文化、障がいの有無などの違いに関わらず、誰もが利用しやすいように製品、建築、情報などを設計する考え方。
容積率	敷地面積に対する「建物の延床面積(各階の床面積の合計)」の割合(%)のことで、建てられる建物の大きさを制限する建築基準の一つ。
用途地域	都市計画法に基づき、都市を住宅地、商業地、工業地などに区分し、建築できる建物の種類や規模を制限するもので、土地の合理的な利用と快適な市街地を形成するための制度。
ら行	
ライフサイクルコスト	企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な経費の合計額。
ライフスタイル	生活様式やくらし方だけでなく、個人の人生観や価値観、習慣、働き方などを反映した生き方。
ランドスケープ	風景(画)。特に、都市設計などで、景色・景観を指す。また、単に見ただけでなく、建物と外部空間の関係性なども含めたより良い環境を指す。
リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり、新たな価値を付加すること。
レクリエーション	仕事や勉強など義務的な活動から離れた自由な時間に、心身の疲労回復やリフレッシュ、楽しみのために行う自発的な余暇活動。
わ行	
ワーキングスペース	主に、仕事をするための空間や環境。特に近年は、テレワーク等の普及や働き方の変化により、単なるオフィスだけでなく、空間や設備を共有するシェアオフィスやコワーキングスペースも注目されている。

白井市都市マスタープラン

平成28年(2016年)3月策定
令和3年(2021年)3月一部改定
令和8年(2026年)3月改定

白井市都市建設部都市計画課
〒270-1492 白井市復1123
TEL 047-492-1111

